

平成 28 年度政策チェックアップ評価書（案）

（業績指標個票：未定稿）

**業績指標 1**  
最低居住面積水準未満率

**評価**

N	目標値：早期に解消（平成32年） 実績値：4.2%（平成25年度） －（平成28年度） 初期値：4.2%（平成25年）
---	--

**（指標の定義）**

健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住戸規模（最低居住面積水準）未満の住宅に居住する世帯の割合。（A/B）

※ A：最低居住面積水準未満世帯数 B：主世帯総数

注 最低居住面積水準（住生活基本計画（全国計画）において設定）の概要

(1) 単身者 25㎡

(2) 2人以上の世帯 10㎡×世帯人数+10㎡

注 主世帯：一住宅に一世帯が住んでいる世帯の他、同居世帯のある場合は、そのうち主な世帯を主世帯という。

**（目標設定の考え方・根拠）**

健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な水準として、「住生活基本計画（全国計画）」（平成28年3月18日閣議決定）に基づき、最低居住面積水準未満世帯の早期解消を目指す。

**（外部要因）**

世帯構成の変化、平均年収の推移、居住ニーズの多様化等

**（他の関係主体）**

民間事業者等

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

・住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月18日）

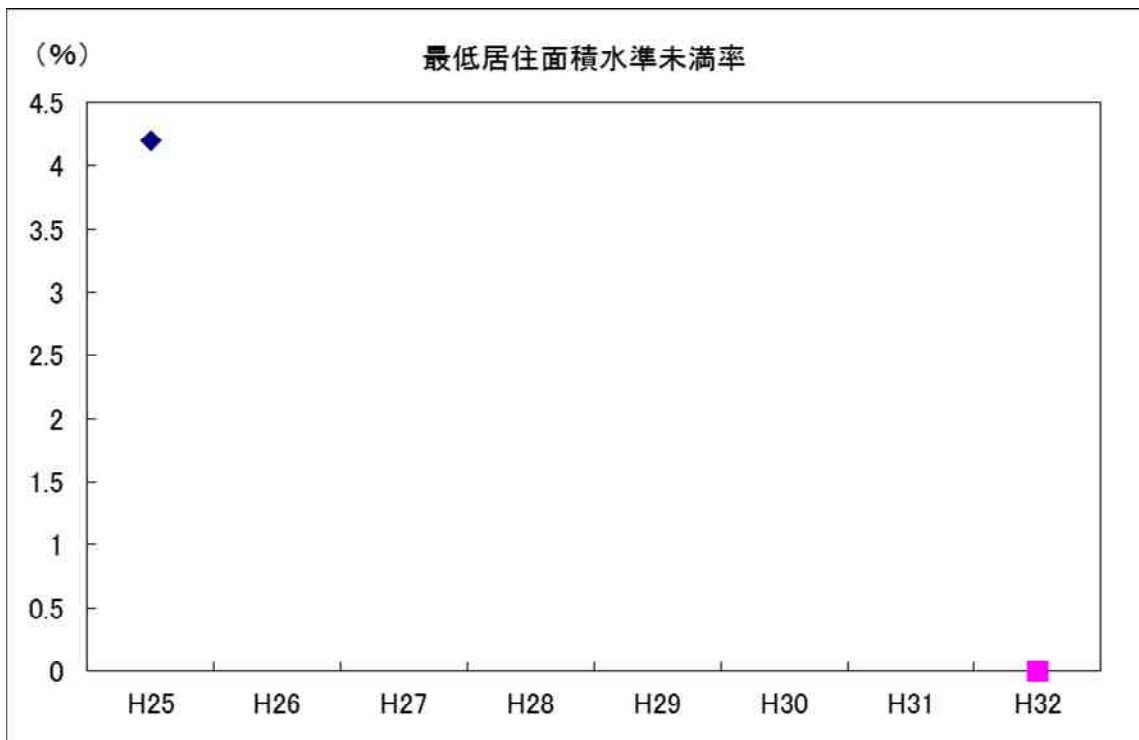
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値				（暦年）
H25	H26	H27	H28	
4.2%	—	—	—	



## 主な事務事業等の概要

- ・住宅ローン減税や認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除、住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例措置、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置、住宅用家屋の所有権登記等に係る登録免許税の特例措置、住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置、新築住宅のみなし取得時期等に係る不動産取得税の特例措置、新築住宅に係る固定資産税の減額措置、住宅金融支援機構の証券化支援事業、買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置等により、良質な持家取得を促進する。
- ・居住用財産の買換えや譲渡に係る課税の特例措置により、多様なライフステージに応じた円滑な住み替えや新生活への再出発を支援する。
- ・地域優良賃貸住宅制度において、賃貸住宅の整備等に要する費用に対する助成等を行い、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進する。
- ・都市再生機構（UR）による民間供給支援型賃貸住宅制度により、良質な賃貸住宅の供給を促進する。
- ・高齢者の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住み替え等を促進する。
- ・高齢者居住安定基金による家賃債務保証制度により、子育て世帯等の入居の円滑化を支援する。
- ・特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除や優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法による貸家住宅に係る固定資産税の特例措置により、居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を促進する。
- ・低額所得者等に対する公平・的確な公営住宅の供給を促進する。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

—

（事務事業等の実施状況）

- ・住宅ローン減税等の税制の特例措置により優良な持家の取得を促進した。
- ・住宅金融支援機構の証券化支援事業等により、良質な持家の取得を促進した。  
（証券化支援事業 平成27年度実績：85,278戸、平成28年度実績：117,568戸）
- ・買取再販で扱われる住宅の取得に係る登録免許税・不動産取得税の特例措置により質の高い既存住宅の取得を促進した。
- ・社会資本整備総合交付金の活用等による、地域優良賃貸住宅等の良質な賃貸住宅の供給を促進した。  
（平成27年度整備戸数実績：306戸）
- ・都市再生機構（UR）による民間供給支援型賃貸住宅制度により、良質な賃貸住宅の供給に係る取組みを行った。  
（平成26年度実績：1地区において公募実施（事業者決定済み））
- ・高齢者の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住み替え等を促進した。（平成28年度までの累計実績：895戸）
- ・低額所得者等に対する公平・的確な公営住宅の供給を促進した。  
（平成27年度整備戸数実績：17,372戸）

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・実績値が把握出来ておらず、目標の達成状況について判断できないため、Nと評価した。
- ・実績値の評価や課題の特定、今後の取組みの方向性の提示にあたっては、これまで講じてきた事務事業の実施状況等に対する評価のほか、世帯構成の変化、平均年収の推移等の外部的要因が与える影響についても考慮しつつ、検討を行っていく必要がある。
- ・本業績指標は、政策上も重要なことから、平成28年度に新たな措置を講じるとともに、今後も、住生活基本計画（平成28年3月18日）で定められている通り、平成37年度を目標年度とし健康で文化的な住生活を営む基礎として、早期に解消を図ることを目指す。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅政策課（課長 和田 康紀）  
関係課：住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 永山 寛理）  
住宅局住宅総合整備課（課長 松本 貴久）  
住宅局住宅総合整備課住環境整備室（室長 内田 純夫）  
住宅局安心居住推進課（課長 北 真夫）  
土地・建設産業局企画課（課長 佐竹 健次）  
土地・建設産業局不動産市場整備課（課長 大澤 一夫）

**業績指標 2**

子育て世帯における誘導居住面積水準達成率 (①全国\*、②大都市圏\*)

評価			
①	N	目標値：47%	(平成32年)
		実績値：42%	(平成25年)
		—%	(平成28年)
		初期値：42%	(平成25年)
②	N	目標値：45%	(平成32年)
		実績値：37%	(平成25年)
		—%	(平成28年)
		初期値：37%	(平成25年)

**(指標の定義)**

子育て世帯のうち、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住戸規模(誘導居住面積水準)を満たす住宅に居住する世帯の割合 (A/B)

①※A：子育て世帯のうち、誘導居住面積水準を達成している世帯数 B：子育て世帯総数

②※A：大都市圏の子育て世帯のうち、誘導居住面積水準を達成している世帯数 B：大都市圏の子育て世帯総数

注1 子育て世帯：構成員に18歳未満の者が含まれる世帯

注2 誘導居住面積水準・・・住生活基本計画(全国計画)において設定

(1)一般型誘導居住面積水準・・・都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定

①単身者 55㎡ (ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合は、この面積によらないことができる。)

②2人以上の世帯 25㎡×世帯人数+25㎡

(2)都市居住型誘導居住面積水準・・・都市の中心部及びその周辺における戸建住宅居住を想定

①単身者 40㎡ (ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合は、この面積によらないことができる。)

③ 2人以上の世帯 20㎡×世帯人数+15㎡

(出典)平成25年「住宅・土地統計調査」国土交通省独自集計

**(目標設定の考え方・根拠)**

世帯全体では約半数が誘導居住面積水準を達成していることを踏まえ、引き続き子育て世帯についても半数が誘導居住面積水準を達成することを目指し、「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月18日閣議決定)で設定している目標値(全国：50%(平成37年)、大都市圏：50%(平成37年))に基づき、現況値と平成37年度末までの目標値との差を按分し、平成32年度末までの数値を形式的に設定したもの。

**(外部要因)**

世帯構成の変化、平均年収の推移、居住ニーズの多様化等

**(他の関係主体)**

民間事業者等

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

・住生活基本計画(全国計画)(平成28年3月18日)

**【閣決(重点)】**

・ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日)

**【その他】**

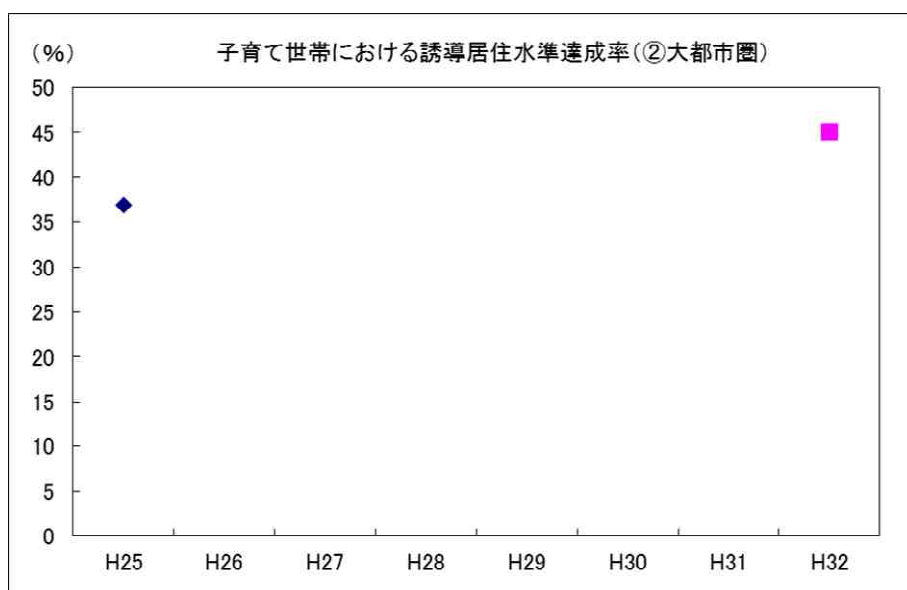
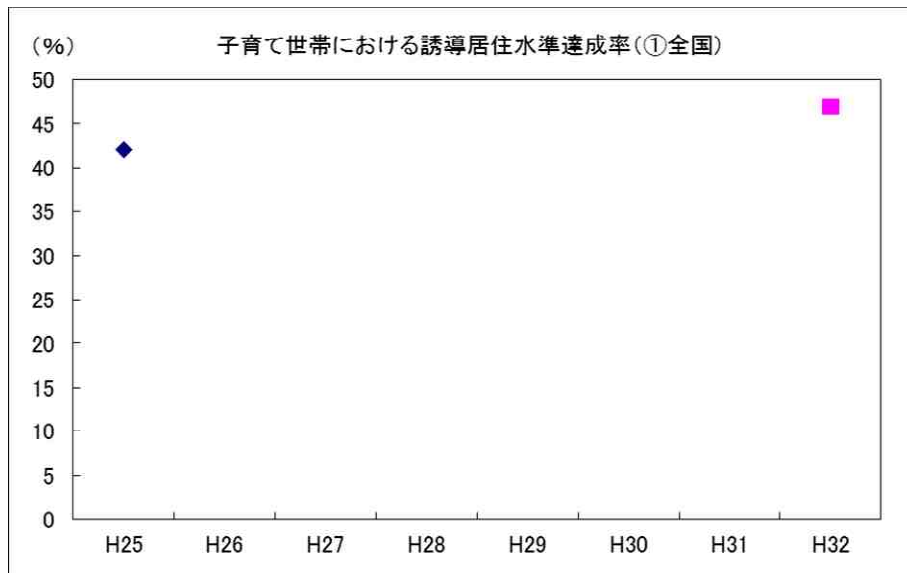
なし

**過去の実績値**

(暦年)

	H25	H26	H27	H28
①	42%	—	—	—
②	37%	—	—	—





#### 主な事務事業等の概要

- ・ 地域優良賃貸住宅制度において、賃貸住宅の整備等に要する費用に対する助成等を行い、子育て世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進する。
- ・ 都市再生機構（UR）による民間供給支援型賃貸住宅制度により、良質な賃貸住宅の供給を促進する。
- ・ 都市再生機構（UR）による家賃減額施策により、子育て世帯の入居を支援する。
- ・ 高齢者居住安定化基金による家賃債務保証制度により、子育て世帯等の入居の円滑化を支援する。
- ・ 高齢者の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住み替え等を促進する。
- ・ 子育て世帯や高齢者世帯等の入居を拒まない賃貸住宅とすること等を条件として、既存住宅等の空き家のリフォームに対して補助を行う。

#### 測定・評価結果

##### 目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

—

（事務事業等の実施状況）

- ・ 住宅ローン減税等の税制の特例措置により良質な持家の取得を促進した。
- ・ 住宅金融支援機構の証券化支援事業等により、良質な持家の取得を促進した。  
（証券化支援事業 平成27年度実績：85, 278戸、平成28年度実績：117, 568戸）
- ・ 買取再販で扱われる住宅の取得に係る登録免許税・不動産取得税の特例措置により質の高い既存住宅の取得を促進した。

- ・都市再生機構（UR）による民間供給支援型賃貸住宅制度により、良質な賃貸住宅の供給に係る取組みを行った。  
（平成26年度実績：1地区において公募実施（事業者決定済み））
- ・都市再生機構（UR）による家賃減額の施策により、子育て世帯の入居促進に係る取組みを行った。  
（平成28年度実績：地域優良賃貸住宅制度を活用した減額制度等を導入）
- ・高齢者の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住み替え等を促進した。  
（平成28年度までの累計実績：895戸）
- ・社会資本整備総合交付金の活用等による、地域優良賃貸住宅等の良質な賃貸住宅の供給を促進した。  
（平成27年度整備戸数実績：306戸）
- ・子育て世帯や高齢者世帯等の入居を拒まない賃貸住宅とすること等を要件として、既存住宅等の空き家のリフォームに対して補助を行う「住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業」を実施した。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・実施値が把握出来ておらず、目標の達成状況について判断できないため、Nと評価した。
- ・実績値の評価や課題の特定、今後の取組みの方向性の提示にあたっては、これまで講じてきた事務事業の実施状況等に対する評価のほか、世帯構成の変化、平均年収の推移等の外部的要因が与える影響についても考慮しつつ、検討を行っていく必要がある。
- ・全世帯数の約半数が誘導居住面積水準を達成している一方、子育て世帯については、未だ達成率が低く、政策上も重要なことから、平成28年度に新たな措置を講じるとともに、今後も、無理のない負担で居住ニーズに応じた良質な住宅の確保を進める観点にて、子育て世帯についても半数が誘導居住面積水準を達成することを目指し、住生活基本計画（平成28年3月18日）に基づき、全体として居住水準を向上させることを目指す。
- ・民間賃貸住宅や空き家を活用した住宅確保要配慮者向け住宅の登録制度等を内容とする新たな住宅セーフティネット制度を創設し、住宅の改修や入居者負担の軽減等、子育て世帯に対し支援を実施する。

#### 担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅政策課（課長 和田 康紀）  
 関係課：住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 永山 寛理）  
 住宅局住宅総合整備課（課長 松本 貴久）  
 住宅局住宅総合整備課住環境整備室（室長 内田 純夫）  
 住宅局安心居住推進課（課長 北 真夫）  
 土地・建設産業局企画課（課長 佐竹 健次）

**業績指標 3**

建替え等が行われる公的賃貸住宅団地（100 戸以上）における、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設の併設率

評 価	
N	目標値：平成 28～平成 37 年度の期間内に建替え等が行われる団地のおおむね 9 割 実績値：集計中（平成 28 年度） 初期値：－

**(指標の定義)**

建替え等が行われる公的賃貸住宅団地数（100 戸以上）における、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設の併設率（A／B）

B：計画期間中に建替え等が行われる公的賃貸住宅団地（100 戸以上）の数

A：Bのうち、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設を併設する団地（100 戸以上）の数

**(目標設定の考え方・根拠)**

建替え等が行われる公的賃貸住宅団地（100 戸以上）における、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設の併設率を示す指標として、住生活基本計画（平成 28 年 3 月 18 日閣議決定）で設定している目標値（平成 28～平成 37 の期間内に建替え等が行われる団地のおおむね 9 割）を設定したもの。

**(外部要因)**

地域における高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設の充足

**(他の関係主体)**

地方公共団体、地方住宅供給公社、都市再生機構、民間事業者

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

・住生活基本計画（平成 28 年 3 月 18 日）

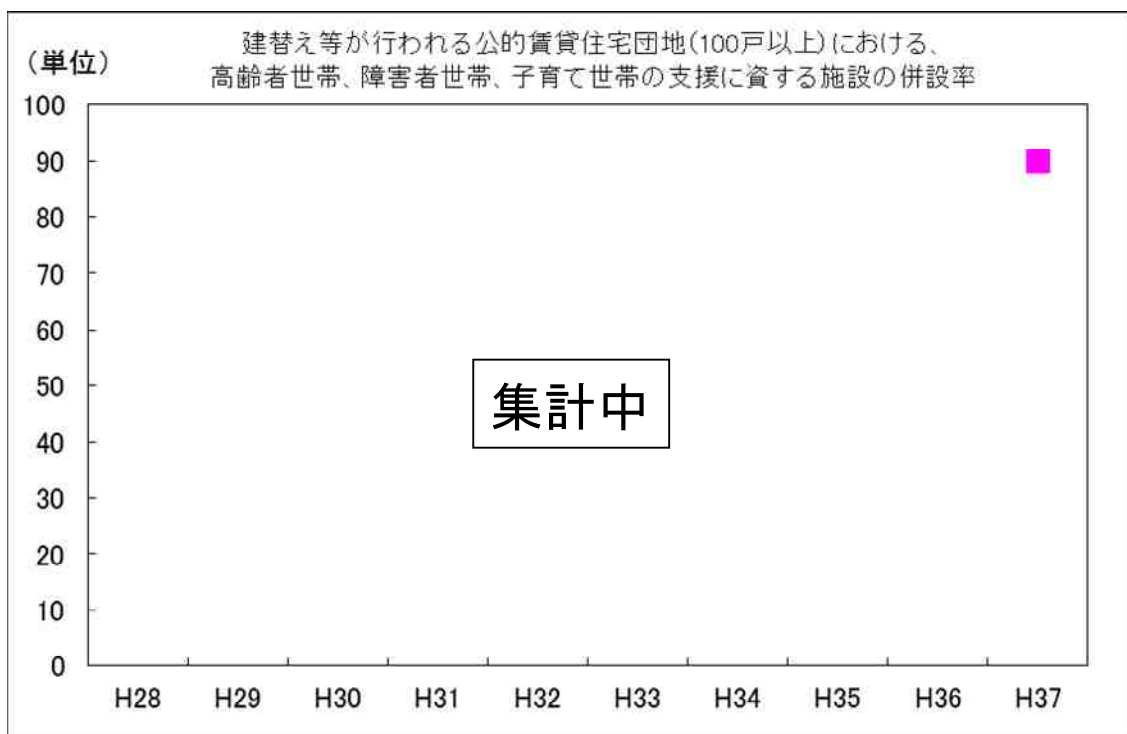
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値									(年度)
H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2	H 3 3	H 3 4	H 3 5	H 3 6	H 3 7
集計中									



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

- ・低額所得者等に対する公平・的確な公営住宅の供給を促進する。
- ・社会資本整備総合交付金等における公営住宅等整備事業に関し、対象要綱上、100戸以上の公営住宅団地の建替えについては、原則、保育所等の生活支援施設を併設するもののみを補助対象の要件としている。
- ・高齢者生活支援施設等を公的賃貸住宅等と一体的に整備する事業に対し、補助を行う。
- ・都市再生機構賃貸住宅等の公的賃貸住宅団地の建替えに際し、社会福祉施設（子育て支援施設、高齢者生活施設等）の併設・合築、整備敷地への誘致を推進する。

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

H28年度実績値については実施予定。

#### （事務事業の実施状況）（参考）

- ・低額所得者等に対する公平・的確な公営住宅の供給を促進した。  
（平成27年度整備戸数実績：17,372戸）
- ・社会資本整備総合交付金等における公営住宅等整備事業に関し、公営住宅団地の建替えについて、保育所等の生活支援施設の併設を促進した。  
（平成27年度併設施設数：6,215施設（3,883団地））
- ・都市再生機構賃貸住宅等の公的賃貸住宅団地の建替えに際し、社会福祉施設（子育て支援施設、高齢者生活施設等）の併設・合築、整備敷地への誘致を推進。  
（平成27年度供給施設数：19施設（14団地）（都市再生機構賃貸住宅分））

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

前述のとおり、平成28年度の実績値は、現段階で集計中であり、目標達成状況については判断できないためNと評価した。公的賃貸住宅団地は、生活支援施設を併設し地域の福祉の拠点として整備することで、高齢者や子育て世帯等に対する多様なサービスを提供する場となりうるものであり、サービスが提供される環境整備は政策上も重要であることから、今後も引き続き生活支援施設の設置を促進する。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅総合整備課（課長 松本 貴久）  
関係課：住宅局安心居住推進課（課長 北 真夫）  
住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 永山 寛理）

**業績指標 4**

高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合\*

**評価**

B	目標値：3.1%（平成 32 年度） 実績値：集計中（平成 28 年度） 2.2%（平成 27 年度） 初期値：2.1%（平成 26 年度）
---	---

**（指標の定義）**

高齢者向け住宅（高齢者向け賃貸住宅及び高齢者居住系施設）の戸数・定員数の合計値について、65 歳以上の人口数で除して算出した割合

**（算出式）**

$$\text{高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合} = \text{高齢者向け住宅の戸数} \times \text{定員数の合計値} / \text{65 歳以上の人口数}$$

平成 26 年度末 2.1% = 694,807 / 33,000 千人

平成 27 年度末 2.2% = 761,026 / 33,869 千人

**（目標設定の考え方・根拠）**

高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を示す指標として、住生活基本計画（平成 28 年 3 月 18 日閣議決定）で設定している目標値（4%（平成 37 年度））を基に、現況値と目標値との差を按分し、平成 32 年度の数値を形式的に設定したもの。

**（外部要因）**

世帯構成の変化、居住ニーズの多様化、高齢者人口数等

**（他の関係主体）**

民間事業者等

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

住生活基本計画（全国計画）（平成 28 年 3 月 18 日）

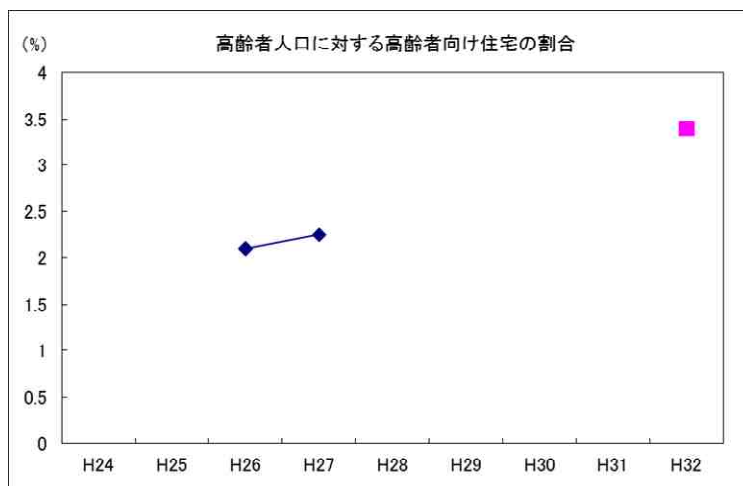
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値				(年度)
H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
—	—	2.1%	2.2%	集計中



## 主な事務事業等の概要

- ・サービス付き高齢者向け住宅供給促進のため、建設・改修費に対して、国が民間事業者等に直接補助を実施するとともに、固定資産税の減額及び不動産取得税の軽減措置を講じる。
- ・住宅金融支援機構による、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資や、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係る民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の融資に対する住宅融資保険制度を実施。
- ・地域優良賃貸住宅制度において、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等各地における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するため、賃貸住宅の整備等に要する費用に対する補助等を実施。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合は、平成 26 年度 2.1%から平成 27 年度 2.2%と微増しているが、現時点においては、過去の実績値によるトレンドを延長すると、平成 32 年度に目標値を達成できない可能性がある。

#### (事務事業等の実施状況)

- ・バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進した。  
(平成 26 年度末登録実績：総登録戸数 177,722 戸)  
(平成 27 年度末登録実績：総登録戸数 199,056 戸)
- ・サービス付き高齢者向け住宅供給促進のため、建設・改修費に対して、国が民間事業者等に直接補助を実施するとともに、固定資産税の減額及び不動産取得税の軽減措置を講じた。
- ・住宅金融支援機構による、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資や、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係る民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の融資に対する住宅融資保険制度を実施した。
- ・社会資本整備総合交付金の活用等による、地域優良賃貸住宅等の良質な賃貸住宅の供給を促進した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

前述のとおり、当該業績指標は着実に進捗しているが、平成 32 年度に目的値を達成できない可能性があることから B と評価とした。

今後もサービス付き高齢者向け住宅の建設・改修費等に対する補助等の施策を着実に推進し、高齢者向け住宅の供給を促進する。

地域優良賃貸住宅制度においても、引き続き賃貸住宅の整備等に要する費用に対する補助等の施策を着実に推進し、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等各地における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進する。また、平成 29 年度から民間賃貸住宅や空き家を活用した、住宅確保要配慮者向け住宅の登録制度等を内容とする新たなセーフティネット制度を創設するとともに、登録住宅の改修や入居者負担の軽減等の支援を実施していく。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局安心居住推進課（課長 北 真夫）

関係課：住宅局住宅総合整備課（課長 松本 貴久）

住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 永山 寛理）

**業績指標 5**

高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の割合

**評価**

B	目標値：84%（平成 32 年度） 実績値：77%（平成 28 年度） 初期値：77%（平成 26 年度）
---	---

**（指標の定義）**

サービス付き高齢者向け住宅の入居者や周辺住民の介護ニーズ等に適切に対応できるよう、今後供給されるサービス付き高齢者向け住宅のうち、高齢者生活支援施設が併設されたものの割合を 90%に設定。

**（目標設定の考え方・根拠）**

高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の割合を示す指標として、住生活基本計画（平成 28 年 3 月 18 日閣議決定）で設定している目標値（90%（H37））を基に、現況値と H37 の目標値との差を按分し、H32 の数値を形式的に設定したもの。

**（外部要因）**

世帯構成の変化、居住ニーズの多様化、高齢者人口数等

**（他の関係主体）**

民間事業者等

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

住生活基本計画（全国計画）（平成 28 年 3 月 18 日）

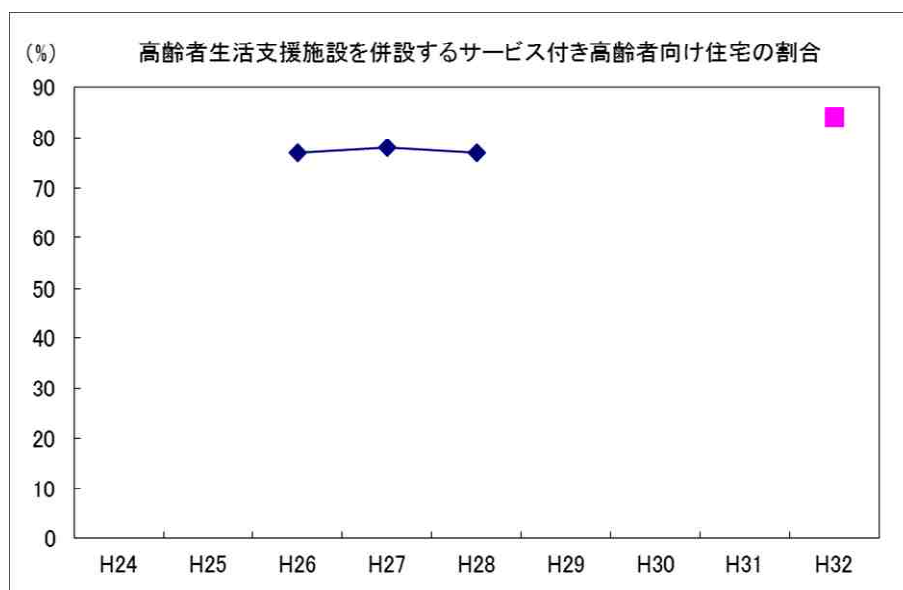
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	
—	—	77%	78%	77%	



### 主な事務事業等の概要

- ・高齢者生活支援施設が併設されたサービス付き高齢者向け住宅の供給促進のため、高齢者生活支援施設の建設・改修費に対して、国が民間事業者等に直接補助を実施する。
- ・住宅金融支援機構による、高齢者生活支援施設が併設されたサービス付き高齢者向け住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施。

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

##### (指標の動向)

サービス付き高齢者向け住宅は平成 28 年度末で約 21 万戸が整備されるなど、順調に供給されているものの、高齢者生活支援施設が併設されたサービス付き高齢者向け住宅の割合は、平成 26 年 77%から、平成 27 年 78%、平成 28 年 77%とほぼ横ばいである。現時点においては、過去の実績値によるトレンドを延長すると、平成 32 年度に目標値を達成できない可能性がある。

##### (事務事業等の実施状況)

- ・高齢者生活支援施設が併設されたサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進した。  
(平成 26 年度：総登録件数 5,493 件、併設する高齢者生活支援施設の登録件数 4,241 件)  
(平成 27 年度：総登録件数 6,102 件、併設する高齢者生活支援施設の登録件数 4,737 件)  
(平成 28 年度：総登録件数 6,633 件、併設する高齢者生活支援施設の登録件数 5,115 件)
- ・高齢者生活支援施設が併設されたサービス付き高齢者向け住宅の供給促進のため、高齢者生活支援施設の建設・改修費に対して、国が民間事業者等に直接補助を実施した。
- ・住宅金融支援機構による、高齢者生活支援施設が併設されたサービス付き高齢者向け住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施した。
- ・平成 28 年度にサービス付き高齢者向け住宅の建設・改修費の補助にあたり、医療・介護施設との連携等の観点から市区町村への意見聴取を要件化した。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

前述のとおり、当該業績指標は横ばいであり、平成 32 年度に目的値を達成できない可能性があることから B と評価とした。

高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の建設・改修費等に対する補助等の施策を着実に推進し、高齢者等が安心して健康に暮らすことができる住環境の実現を図る。

### 担当課等 (担当課長名等)

担当課：住宅局安心居住推進課 (課長 北 真夫)

関係課：住宅局総務課民間事業支援調整室 (室長 永山 寛理)



**業績指標 6**

都市再生機構団地（大都市圏のおおむね 1,000 戸以上の団地約 200 団地が対象）の地域の医療福祉拠点化

**評価**

B	目標値：100 団地程度（平成 32 年度） ※平成 37 年度までに 150 団地程度 実績値：6 団地（平成 28 年度） （平成 29 年 3 月末時点計 61 団地にて拠点化に向けて着手済） 初期値：0 団地（平成 27 年度）
---	--

**（指標の定義）**

都市再生機構団地における地域の医療福祉拠点の形成とは次の状況となったことをいう。

- ① 地方公共団体や関係団体による地域の連携体制が整備されていること。
- ② 地域の高齢化の見込み等を踏まえ、高齢者世帯や子育て世帯等の居住の場の確保・居住環境の整備、地域包括ケア・医療連携の方針が定められていること。
- ③ ②の方針に位置づけられた事項のうち、在宅介護・在宅医療が受けられる環境・体制、子育てしやすい環境が整備されていること

**（目標設定の考え方・根拠）**

団塊世代が後期高齢者となる平成 37 年度までに在宅医療・介護が受けられる環境を形成することが重要であり、特に大都市圏の急速な高齢化に対しては、既存のUR団地の再編等に合わせて、医療・福祉施設の誘致、居住環境の整備を図ることが有効であり、その進捗状況を示す指標として設定。

目標値は、まちひとしごと創生総合戦略（平成 28 年 12 月閣議決定）にもとづき、大都市圏のUR団地（おおむね 1,000 戸以上の約 200 団地）を対象に医療福祉拠点化に取り組むこととしているが、平成 32 年度までに 100 団地程度で拠点化を図ることとする。

**（外部要因）**

医療計画の動向（厚労省）

介護保険事業計画の動向

**（他の関係主体）**

地方公共団体、民間事業者、NPO法人、地域の大学等

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

住生活基本計画（全国計画）（平成 28 年 3 月 18 日閣議決定）

まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016 改定）（平成 28 年 12 月 22 日閣議決定）

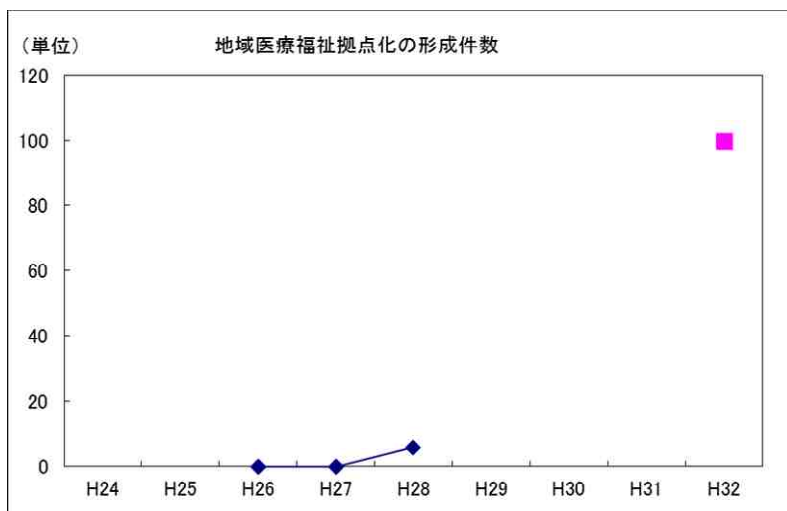
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					（年度）
H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	
—	—	—	0 団地	6 団地	



### 主な事務事業等の概要

・UR賃貸住宅の再編等に併せ、医療福祉施設等の誘致を推進し、団地周辺地域も含めた地域医療福祉拠点化を図る。

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

##### (指標の動向)

平成28年度までの実績値は6団地であるが、28年度末までに計61団地にて地域医療福祉拠点化に向けて「着手」済み（おおむね1,000戸以上の団地）となっており、拠点化に向けた動向は順調であると考えられる。

##### (事務事業等の実施状況)

・UR団地の地域医療福祉拠点化に向け、地方公共団体等との連携体制の構築、医療福祉施設の誘致等による医療福祉サービス等の提供環境の整備、高齢者向け住宅の供給、バリアフリー化等の居住環境の整備などに取り組んでいる。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

目標値（平成32年度100団地）に対して、28年度末実績値が6団地のため、Bと評価した。（上記のとおり、61団地は着手済みのため、拠点化に向けた動向は順調であると考えられる。）地域医療福祉拠点化が図られたUR団地の事例を参考としつつ、引き続き、地方公共団体等との連携の上、地域医療福祉拠点化を図る。

### 担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 永山 寛理）

関係課：

**業績指標 7**  
空家等対策計画を策定した市区町村数の全市区町村数に対する割合

<b>評 価</b>	
A	目標値：おおむね 8 割（平成 37 年度） 実績値：2. 1 割（平成 28 年度見込み） 初期値：0 割（平成 26 年度）

**（指標の定義）**  
空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年 11 月 27 日法律第 127 号）（以下、空家法）第 6 条第 1 項に基づく「空家等対策計画」を策定している市区町村数の、全市区町村数（1,741 団体）に対する割合

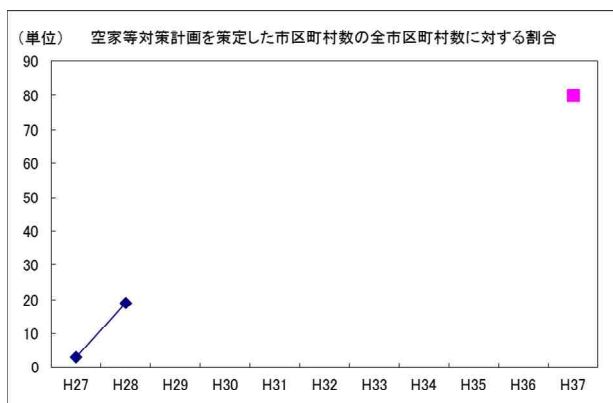
**（目標設定の考え方・根拠）**  
市区町村において計画的な空き家対策を推進するため、住生活基本計画（全国計画）で設定している目標値を設定。

**（外部要因）**  
空き家の増加

**（他の関係主体）**  
市区町村

**（重要政策）**  
**【施政方針】**  
なし  
**【閣議決定】**  
住生活基本計画（全国計画）（平成 28 年 3 月 18 日）  
**【閣決（重点）】**  
なし  
**【その他】**  
なし

過去の実績値				（年度）	
H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	
—	—	—	0. 3 割	2. 1 割（見込み）	



**主な事務事業等の概要**

○空き家対策総合支援事業  
空家等対策計画に基づき空き家の活用や除却などを地域のまちづくりの柱として実施する市区町村に対して補助を行う。

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**

**（指標の動向）**  
平成 27 年度の空家法施行以後、空家等対策計画を策定した市区町村数の全市区町村数に対する割合は、着実に増加している。

**（事務事業等の実施状況）**  
○空き家対策総合支援事業  
空家等対策計画に基づき空き家の活用や除却などを地域のまちづくりの柱として実施する市区町村に対して補助を行った。

○平成28年度に実施した政策アセスメント（平成29年度概算予算要求）である「」の事後検証については、本業績指標をもってその効果を測定しているところ、平成28年度は2.1割（見込み）を達成しており、順調であったと評価できる。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

本業績指標は、目標値の達成に向けて順調に推移していることから、Aと評価した。今後も空家等対策計画の策定を行った市区町村に対し、重点的に支援を実施する。

#### 担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅総合整備課住環境整備室（室長 内田 純夫）

関係課：住宅局住宅政策課（課長 和田 康紀）

**業績指標 8**

賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数

**評価**

N	目標値：400万戸程度に抑える（平成37年） 実績値：－（平成28年） 318万戸（平成25年） 初期値：318万戸（平成25年）
---	--

**（指標の定義）**

住宅・土地統計調査（総務省）における空き家数のうち、「その他の住宅」の数

**（目標設定の考え方・根拠）**

急増する空き家の活用・除却の推進に向け、住生活基本計画（全国計画）で設定している目標値を設定。

**（外部要因）**

新規住宅着工数、世帯数等

**（他の関係主体）**

なし

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月18日）

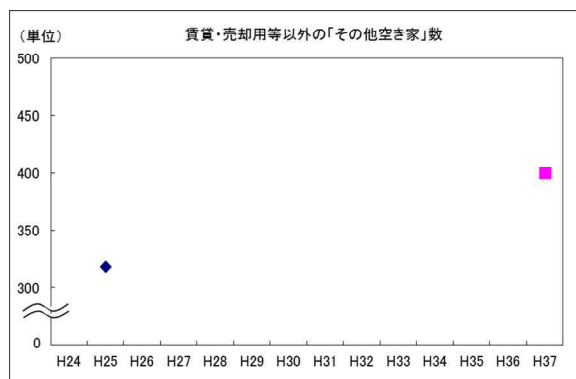
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					(暦年)
H24	H25	H26	H27	H28	
—	318万戸	—	—	—	



**主な事務事業等の概要**

- 空き家対策総合支援事業  
空家等対策計画に基づき実施する空き家の活用や除却などを地域のまちづくりの柱として実施する市町村に対して補助を行う。
- 空き家再生等推進事業  
空家等対策計画を策定している等の市区町村を対象とし、居住環境の整備改善を図るため、不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却、空き家住宅又は空き建築物の活用等へ対し支援を行う。
- 既存住宅流通・リフォーム市場の整備  
既存住宅流通・リフォーム市場の活性化のため、既存住宅の質の向上、良質な既存住宅が適正に評価される

市場の形成、既存住宅を安心して取引できる環境の整備に向けた施策を行う。

- 先駆的空き家対策モデル事業  
市町村が専門家等と連携して行う先駆的な取組等を支援する。
- 買取再販事業で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税・登録免許税の特例  
買取再販事業者が既存住宅を買取りし、住宅性能の一定の質の向上を図るための改修工事を行った後、住宅を再販売する場合の流通税（不動産取得税・登録免許税）の軽減措置を適用する。
- 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例  
相続により生じた古い空き家（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限る。）又は取壊し後の土地を譲渡した場合、譲渡所得から3000万円を特別控除する。
- 固定資産税等に関する所要の措置（住宅用地特例の解除）  
空家法に基づく勧告をした特定空家等に係る敷地について住宅用地特例の対象から除外する。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

—

（事務事業等の実施状況）

- 空き家対策総合支援事業  
空家等対策計画に基づき実施する空き家の活用や除却などを地域のまちづくりの柱として実施する市町村に対して補助を行った。
- 空き家再生等推進事業  
空家等対策計画を策定している等の市区町村を対象とし、居住環境の整備改善を図るため、不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却、空き家住宅又は空き建築物の活用等へ対し支援を行った。
- 既存住宅流通・リフォーム市場の整備  
既存住宅の質の向上、良質な既存住宅が適正に評価される市場の形成、既存住宅を安心して取引できる環境の整備に向けた施策を展開した。
- 先駆的空き家対策モデル事業  
市町村が専門家等と連携して行う先駆的な取組等を支援した。
- 買取再販事業で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税・登録免許税の特例  
買取再販事業者が既存住宅を買取りし、住宅性能の一定の質の向上を図るための改修工事を行った後、住宅を再販売する場合の流通税（不動産取得税・登録免許税）の軽減措置を適用した。
- 相続により生じた古い空き家（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限る。）又は取壊し後の土地を譲渡した場合において、譲渡所得からの3000万円の特別控除を実施した。
- 空家法に基づく勧告をした特定空家等に係る敷地について住宅用地特例の対象から除外する措置を講じた。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

実績値が把握出来ておらず、目標の達成状況について判断できないため、Nと評価した。

実績値の評価や課題の特定、今後の取組みの方向性の提示にあたっては、これまで講じてきた事務事業の実施状況等に対する評価のほか、外部的要因が与える影響についても考慮しつつ、検討を行っていく必要がある。

本業績指標は、政策上も重要なことから、平成29年度に新たな措置を講じるとともに、今後も、住生活基本計画（平成28年3月18日）に基づき、空き家の活用・除却の推進を行い「その他空き家」数の抑制を図る。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅政策課（課長 和田 康紀）

関係課：住宅局住宅総合整備課住環境整備室（室長 内田 純夫）

**業績指標 9**  
**既存住宅流通の市場規模\***

**評価**

N	目標値：8兆円（平成37年） 実績値：集計中（平成28年） 4兆円（平成25年） 初期値：4兆円（平成25年）
---	--

**（指標の定義）**  
 指標 = A × B  
 A = 土地と家屋を含めた消費者の既存住宅の購入価額 【出典：市場動向調査（国土交通省）】  
 B = 既存住宅の流通戸数 【出典：住宅・土地統計調査（総務省）】

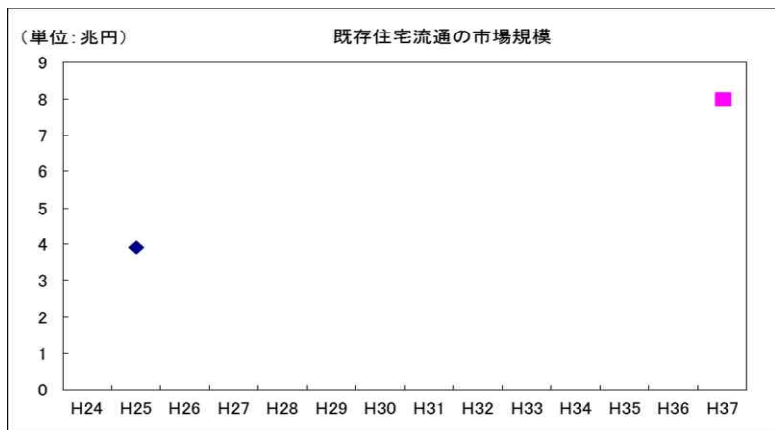
**（目標設定の考え方・根拠）**  
 「住生活基本計画（全国計画）」（平成28年3月18日閣議決定）で設定している目標値（8兆円（平成37年））から設定。

**（外部要因）**  
 地価・住宅価格の動向、市場の金利動向、資金調達可能額の動向等

**（他の関係主体）**  
 住宅建設業者等

**（重要政策）**  
**【施政方針】**  
 なし  
**【閣議決定】**  
 ・住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月18日）  
 ・日本再興戦略2016（平成28年6月2日）  
 ・ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日）  
**【閣決（重点）】**  
 なし  
**【その他】**  
 なし

過去の実績値					（暦年）
H24	H25	H26	H27	H28	
—	4兆円	集計中	集計中	集計中	



**主な事務事業等の概要**

○住宅履歴情報の整備  
 円滑な住宅流通や計画的な維持管理等を可能とするため、新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に住宅履歴情報として蓄積され、活用される社会的仕組みの普及を推進。

○既存住宅売買に係る保険制度  
 住宅瑕疵担保履行法に基づき国土交通大臣が指定した住宅瑕疵担保責任保険法人において、既存住宅売買瑕疵保険等を引き受けるとともに、多様な消費者ニーズに対応した保険商品を開発。

#### ○住宅ストック活用・リフォーム推進事業

中古住宅流通・リフォーム市場の活性化を図るため、リフォームの主な担い手である中小工務店等が連携して取り組む設計・施工基準の整備や、消費者の相談体制の整備、住宅団地における空き家等の流通促進に向けた取組、リフォームによる性能向上を建物価値に反映させるための取組等に対して支援する制度。

予算額：住宅ストック活用・リフォーム推進事業10億円（平成25年度）、11.09億円（平成26年度）

#### ○長期優良住宅化リフォーム推進事業

既存住宅ストックの質の向上及び流通促進に向けた市場環境の形成を推進するため、劣化対策、耐震性、省エネ性等の住宅性能の向上を行うリフォームに対して支援を行う制度。

予算額：環境・ストック活用推進事業60.75億円の内数（平成27年度）、40億円（平成28年度）

#### ○住宅金融支援機構の証券化支援事業

住宅金融支援機構との連携のもとで民間金融機関が提供しているフラット35は、既存住宅購入資金も融資対象であり、既存住宅の取得を支援。

#### ○不動産取引価格情報の提供

不動産の個別の取引価格等の情報について、登記情報を基に買主へのアンケートを行い、個別の物件が特定できないよう配慮した上で、国土交通省のホームページ（土地総合情報システム）上で提供。

予算額：不動産市場整備等推進調査費2.75億円（平成27年度）同上 2.68（平成28年度）

#### ○不動産総合データベースの整備

不動産流通市場の透明性を高め、取引の円滑化及び活性化を図るため、不動産取引に係る各種情報の集約・提供を行うシステム（不動産総合データベース）を構築し、宅地建物取引業者から消費者へ適時適切に情報を提供。

予算額：0.85億円（平成27年度）同上0.85億円（平成28年度）

#### ○中古住宅取引に係る消費者の安心確保のための取引ルールの検討

中古住宅取引において、宅地建物取引業者がリフォームやインスペクション等、関連する分野の事業者と連携して多様な消費者ニーズに対応できる体制や標準的な中古住宅取引ルールの構築を図る。

予算額：0.20億円（平成27年度）同上0.21億円（平成28年度）

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

—

（事務事業等の実施状況）

- ・住宅履歴情報について、新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に住宅履歴情報として蓄積され、活用される社会的仕組みの普及を推進。
- ・住宅瑕疵担保責任保険法人において、既存住宅売買瑕疵保険等を引き受けた。（平成27年度申込実績：宅建業者販売タイプ7,975戸、個人間売買タイプ1,336戸、平成28年度申込実績：宅建業者販売タイプ9,123戸、個人間売買タイプ1,689戸）
- ・住宅団地型既存住宅流通促進モデル事業において、平成27年度は32件を採択。住宅ストック維持・向上促進事業のうち、良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業において、平成28年度は39件を採択。
- ・長期優良住宅化リフォーム推進事業において、公募を実施し、平成27年度予算では3,717戸、平成28年度予算では5,903戸を交付決定した。  
※平成28年度は交付申請戸数
- ・長期優良住宅化リフォームに係る税制特例（所得税・固定資産税）を創設（平成29年度税制改正）。
- ・住宅金融支援機構のフラット35により、既存住宅の取得を支援（既存住宅に対する融資実績 平成27年度：12,735戸、平成28年度：13,665戸）。
- ・住宅金融支援機構のフラット35Sにより、耐久性・可変性等の性能に優れた住宅の取得を金利の引下げで支援
- ・不動産取引価格情報について、国土交通省のホームページ上で提供（平成28年度までの累計提供件数：約297万件、平成28年度のウェブアクセス総数：約8,700万件）。
- ・マンションの管理組合の運営状況や修繕履歴等の蓄積・開示を行う「マンションみらいネット」について、登録メリットの拡大を図る等、登録者に対するサービスを充実。
- ・宅地建物取引業者と他の関連事業者の連携を支援。
- ・不動産総合データベースの本格運用に向け、平成27年度より横浜市における試行運用を開始し、平成28年度より横浜市に加えて静岡市・大阪市・福岡市へと試行運用エリアを拡大。
- ・宅地建物取引業法を改正し、重要事項説明に建物状況調査（インスペクション）の実施の有無等を位置付け。
- ・既存住宅状況調査技術者講習制度の創設
- ・「住みたい」「買いたい」既存住宅の流通促進に寄与する事業者団体の登録制度（＝『安心R住宅（仮称）』）を創



設。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・実績値が把握出来ておらず、目標の達成状況について判断できないため、Nと評価した。
- ・既存住宅の購入に当たっての消費者の不安感や情報不足の解消に向けて、既存施策を着実に推進するとともに、平成29年度に新たな措置を講じる必要がある。
- ・「住みたい」「買いたい」既存住宅の流通促進に向けて、事業者団体の登録制度（＝『安心R住宅（仮称）』）を平成29年度夏より開始し、消費者等へ制度の普及・定着を図る。
- ・改正宅地建物取引業法の施行に向けて、建物状況調査（インスペクション）の普及を図る。

#### 担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅政策課（課長 和田 康紀）  
関係課：土地・建設産業局不動産課（課長 中田 裕人）  
土地・建設産業局不動産市場整備課（課長 大澤 一夫）  
土地・建設産業局地価調査課（課長 古川 陽）  
住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 永山 寛理）  
住宅局住宅生産課（課長 眞鍋 純）  
住宅局住宅瑕疵担保対策室（室長 石和田 二郎）  
住宅局市街地建築課マンション政策室（室長 佐藤 将年）

**業績指標 10**

既存住宅流通量に占める既存住宅売買瑕疵保険に加入した住宅の割合

**評価**

N	目標値：20%（平成37年度） 実績値：—（平成28年度） 5%（平成25年度） 初期値：5%（平成25年度）
---	--

**（指標の定義）**

既存住宅流通戸数に占める既存住宅売買瑕疵保険に加入した住宅戸数の割合（A/B）

※A：既存住宅売買瑕疵保険の申請戸数 B：既存住宅の流通戸数（年間）

（出典）平成25年「住宅・土地統計調査」（総務省）に基づく国土交通省独自集計

**（目標設定の考え方・根拠）**

「住生活基本計画（全国計画）」（平成28年3月18日閣議決定）で設定している既存住宅流通量に占める既存住宅売買瑕疵保険に加入した住宅の割合（20%（平成37年））から設定。

**（外部要因）**

地価・住宅価格の動向、市場の金利動向、資金調達可能額の動向等

**（他の関係主体）**

不動産事業者、住宅瑕疵担保責任保険法人等

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月18日）

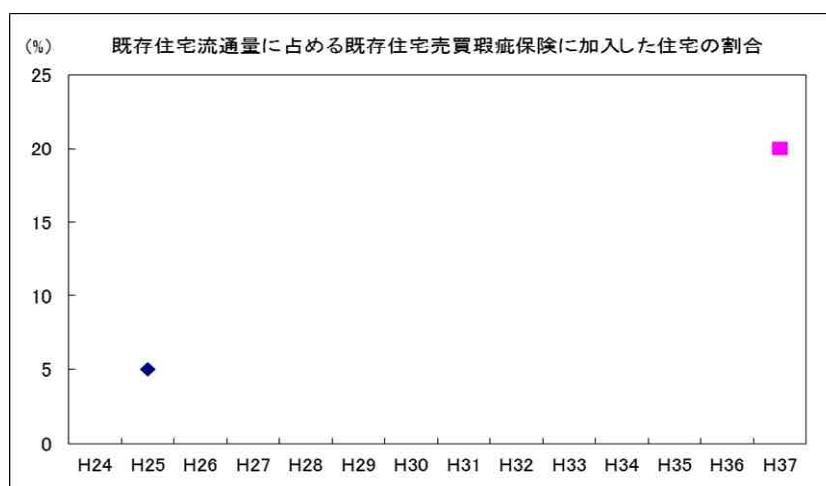
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値				(年度)
H24	H25	H26	H27	H28
—	5%	—	—	—



**主な事務事業等の概要**

○既存住宅瑕疵保険、リフォーム瑕疵保険、大規模修繕瑕疵保険の周知普及

○既存住宅売買に係る保険制度

住宅瑕疵担保履行法に基づき国土交通大臣が指定した住宅瑕疵担保責任保険法人において、既存住宅売買瑕疵保険等を引き受けるとともに、多様な消費者ニーズに対応した保険商品を開発。

- リフォーム工事に係る保険制度  
住宅瑕疵担保履行法に基づき国土交通大臣が指定した住宅瑕疵担保責任保険法人において、リフォーム瑕疵保険、マンションの大規模修繕瑕疵保険等を引受け。
- 住宅ストック維持・向上促進事業  
健全な中古住宅・リフォーム市場の発展を図るため、良質な住宅ストックが市場において適正に評価され、消費者が住生活に関するニーズを的確に充足できる市場環境を整備する取り組みに対し支援を行う。  
予算額：9.9億円（平成28年度）

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

—

#### (事務事業等の実施状況)

- 既存住宅瑕疵保険個人間売買型仲介事業者コースを新たに開発。（平成28年度申込実績：仲介事業者コース62戸）
- 住宅瑕疵担保責任保険法人において、既存住宅売買瑕疵保険等を引き受けた。（平成27年度申込実績：宅建業者販売タイプ7,975戸、個人間売買タイプ1,336戸、平成28年度申込実績：宅建業者販売タイプ9,123戸、個人間売買タイプ1,689戸）
- 住宅瑕疵担保責任保険法人において、リフォーム瑕疵保険、マンションの大規模修繕瑕疵保険等を引き受けた。（平成27年度申込実績：リフォーム瑕疵保険3,421戸、大規模修繕瑕疵保険955棟、平成28年度申込実績：リフォーム瑕疵保険3,902戸、大規模修繕瑕疵保険1,202棟）
- 住宅団地型既存住宅流通促進モデル事業において、平成27年度は32件を採択。住宅ストック維持・向上促進事業のうち、良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業において、平成28年度は39件を採択。
- 既存住宅状況調査技術者講習制度の創設

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

実績値が把握出来ておらず、目標の達成状況について判断できないため、Nと評価した。  
ニーズに応じた新たな瑕疵保険商品の開発、保険法人等の関係主体や他制度との連携による普及啓発等に努める。

### 担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室（室長 石和田 二郎）  
関係課：なし

**業績指標 1 1**

25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合

**評価**

B	目標値：60%（平成32年度） 実績値：集計中（平成28年度）（サンプル調査：47.8%） 46%（平成25年度） 初期値：46%（平成25年度）
---	--

**（指標の定義）**

計画期間が25年以上である長期修繕計画に基づき修繕積立金額を設定している分譲マンションの管理組合の割合（B/A）

※A=5年に一度のマンション総合調査の調査対象マンション管理組合数、B=Aのうち計画期間が25年以上である長期修繕計画に基づき修繕積立金額を設定している分譲マンションの管理組合数

**（目標設定の考え方・根拠）**

分譲マンションは、共用部分を共同で管理することから、適正な維持管理には、長期間にわたる修繕計画とそれに基づく修繕費用の積立を行うことが必要であり、合理的で適正な管理等を示す指標として、住生活基本計画（H28年3月18日閣議決定）で設定している目標値（70%（H37））をもとに現況値と平成37年度末までの目標値との差を按分し、平成32年度末までの数値を形式的に設定。

**（外部要因）**

なし

**（他の関係主体）**

なし

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月18日）

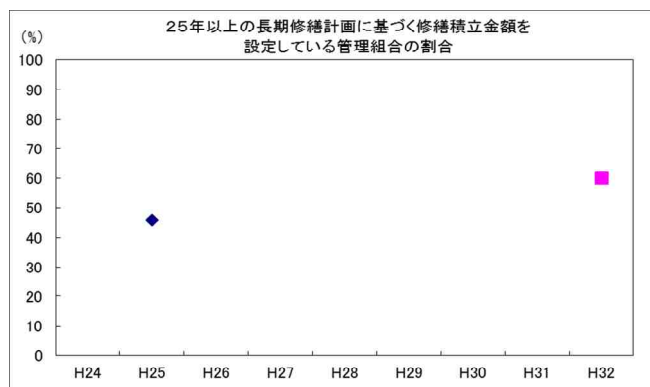
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値				(年度)
H24	H25	H26	H27	H28
—	46%	集計中	集計中	集計中 (サンプル調査：47.8%)



## 主な事務事業等の概要

### ○適切なマンションの長期修繕計画の策定のための仕組みづくり

マンションの快適な居住環境を確保し、資産価値の維持・向上を図るためには、適時適切な維持修繕を行うことが重要であり、経年による劣化に対応するため、適切な長期修繕計画を作成し、必要な修繕積立金を積み立てておくことが必要であるため、長期修繕計画を作成・見直しするための標準的な様式として「長期修繕計画標準様式」と、長期修繕計画の基本的な考え方と長期修繕計画標準様式を使用するための留意点を示した「長期修繕計画作成ガイドライン及び同コメント」を策定・公表しており、引き続きセミナー等を実施し普及促進する。

### ○マンションの修繕積立金に関するガイドライン

新築マンション購入予定者向けに修繕積立金に関する基本的な知識や、修繕積立金額の目安を示した、「マンションの修繕積立金に関するガイドライン」を策定・公表しており、引き続きセミナー等を実施し普及促進する。

○マンション管理適正化・再生推進に当たっての課題の解決に向けて、マンション管理組合の活動を支援する法人等が行う管理組合における合意形成をサポートする活動に対して補助を行う「マンション管理適正化・再生推進事業」を行う。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合を把握するに当たっては、5年に一度のマンション総合調査を基にしており、直近の最新データは平成25年度の実績値である。ただし、平成28年度にサンプル調査（平成25年度総合調査の30%弱の調査対象規模）を実施しており、それによると47.8%となっている。過去の実績値（36.6%、平成20年度）からの伸びに比べると、鈍化している懸念があり、目標値の達成に向けて、引き続き取り組む必要がある。

#### (事務事業等の実施状況)

- ・長期修繕計画標準様式・長期修繕計画作成ガイドライン及び同コメントの普及。
- ・マンションの修繕積立金に関するガイドラインの普及。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値は前述のとおり、平成20年度から平成25年度の実績値の伸びは大きいものの、特に高経年マンションほど長期修繕計画に基づく修繕積立金を設定している管理組合の割合が低い傾向にある。また、サンプル調査値を勘案すると、割合が高くなるにつれて、伸びが鈍化していく懸念もあり、進展が大きくない。

引き続き住生活基本計画（全国計画）に基づき、マンション管理の適正化を図るため、マンションの法制度の改正等状況の変化に対応した標準管理規約の見直しの検討、外部専門家活用の取り組みとして、誠実義務違反や利益相反防止の方策、事故があった場合の措置等について、より具体的な例示やガイドライン等を示すことの検討、大規模修繕の実態把握等を実施する。さらに、「マンション管理適正化・再生推進事業」の実施、「長期修繕計画標準様式」及び「マンションの修繕積立金に関するガイドライン」の普及を着実に図るとともに、以下の施策を実施していくこととし、Bと評価した。

- ・長期修繕計画標準様式、長期修繕計画ガイドライン及び同コメントの普及。
- ・マンションの修繕積立金に関するガイドラインの普及。
- ・長期修繕計画の策定・見直し事例の分析・マニュアル化に対する補助事業支援。
- ・マンション標準管理規約の普及。
- ・マンションの管理の適正化に係る指針の普及。
- ・管理組合を対象とした相談会やセミナーの開催等。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課： 住宅局市街地建築課マンション政策室（室長 佐藤 将年）

関係課：

**業績指標 1 2**

新築住宅における認定長期優良住宅の割合

**評 価**

B	目標値：16%（平成32年度） 実績値：11.2%（平成28年度） 初期値：11.5%（平成26年度）
---	---

**（指標の定義）**

年間の新設住宅着工戸数（フロー）に対する、長期優良住宅に係る認定を取得した住宅の戸数（A/B）

A = 年度の長期優良住宅の認定戸数

B = 年度の新設住宅着工戸数

**（目標設定の考え方・根拠）**

「住生活基本計画（全国計画）」（平成28年3月18日閣議決定）で設定している新築住宅における認定長期優良住宅の割合の目標値（20%（平成37年））を基に、現況値と平成37年度末までの目標値との差を按分し、平成32年度末までの数値を形式的に設定したもの。

**（外部要因）**

資金調達可能額の動向、住宅ローン金利の動向、建材等の価格の動向 等

**（他の関係主体）**

住宅供給事業者（事業主体）、所管行政庁（運用主体）、住宅金融支援機構（支援主体）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月18日）

**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

・国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）＜住宅・都市分野＞

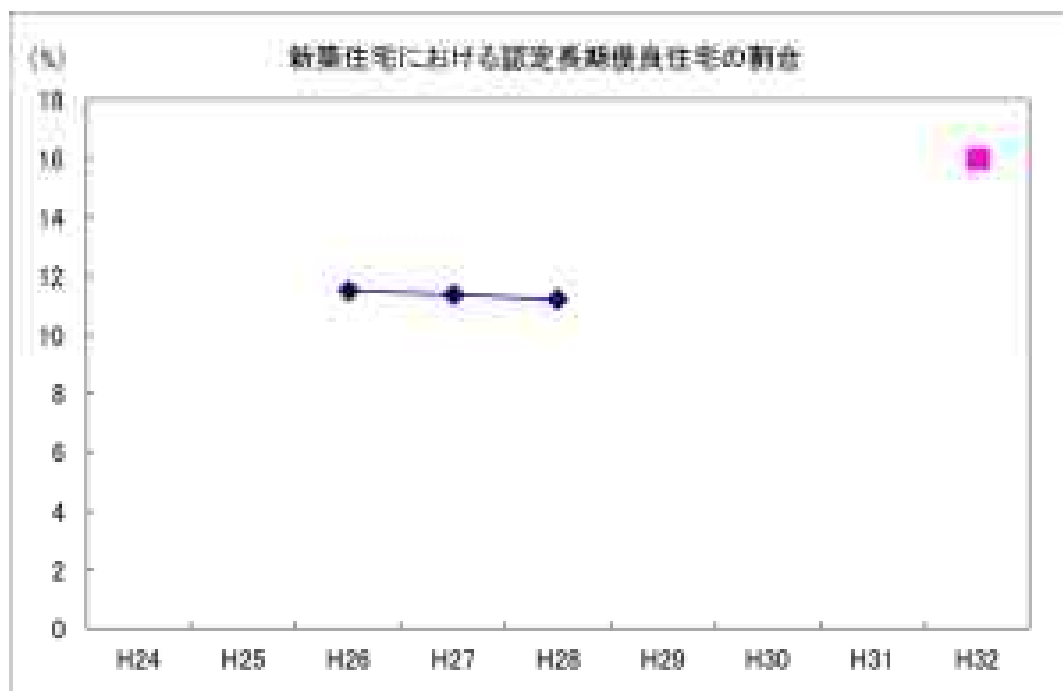
Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略

1. 質の高い新築住宅の供給と中古住宅流通・リフォームの促進を両輪とする住宅市場の活性化

**過去の実績値**

（年度）

H24	H25	H26	H27	H28
—	—	11.5%	11.4%	11.2%



## 主な事務事業等の概要

- 長期優良住宅の普及を促進するために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置
  - ・新築の認定長期優良住宅に対する予算措置、税の特例措置、融資制度
- 長期優良住宅の普及の促進に関し、国民の理解と協力を得るため、長期優良住宅の建築及び維持保全に関する知識の普及及び情報の提供
  - ・インターネットやパンフレット等の各種媒体による制度のPR
  - ・地方公共団体等の各種団体が行う普及活動への支援 等
- 長期優良住宅の普及を促進するために必要な人材の養成及び資質の向上
  - ・建設事業者、建築士、所管行政庁等、長期優良住宅の普及に関係する者向けの制度説明会や講習会の開催 等
- 長期使用構造等に係る技術に関する研究開発の推進及びその成果の普及

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### 【指標の動向】

- ・平成28年度の実績値は11.2% (A=109,373, B=974,137) と、26年度の11.5% (A=101,112, B=880,470) に対して減少している。このトレンドを延長すると、平成32年度の目標値達成に向けて必ずしも順調ではないため、評価を「B」とした。ただし、認定の取得が少ない賃貸住宅を中心に新設住宅着工戸数が増加しているため認定割合としては減少しているが、認定戸数自体は増加している。
- ・住宅の建て方別に普及状況を見ると、共同住宅における平成28年度の実績値は0.2% (A=1,288, B=540,410) であり、共同住宅において認定の取得が進んでいない。

#### 【事務事業等の実施状況】

- ・規則の改正により、平成22年6月1日より長期優良住宅の認定に係る書類の簡素化等を実施した。
- ・共同住宅に係る認定基準の合理化を図った告示改正を、平成24年4月1日より施行した。
- ・インターネットや新聞・雑誌、パンフレットや事例集等による制度のメリットのPR、地方公共団体等の各種団体が行う普及活動への支援等を行った。
- ・平成28年度税制改正において、長期優良住宅に対する税制上の特例措置（登録免許税、不動産取得税、固定資産税）の適用期限を2年延長し、引き続き長期優良住宅の普及を促進した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

#### 【課題の特定】

- ・一戸建ての住宅については、中小事業者による長期優良住宅の供給が大手の事業者と比べて少なくなっている。
- ・共同住宅については、認定基準への適合と事業性の両立が難しいことが、認定取得が進まない要因の一つである。
- ・長期優良住宅制度が、消費者に必ずしも十分に認知されていない。

#### 【今後の取組みの方向性】

- ・今後は、住生活基本計画（平成28年3月18日）で定められている通り、平成37年度を目標年度とし、実施率の目標（20%）は堅持したうえで、課題の解消に向けた方策を検討し、一層の普及の促進を図ることを目指す。
- ・一戸建ての住宅については、中小事業者への制度の周知・浸透を図り、認定取得を促進する方策を講じる。
- ・共同住宅については認定基準の合理化を図るため、耐震性をはじめとする認定基準の合理化に向けた検証を行う。
- ・さらに、住宅の消費者に対して、インターネットやパンフレットや事例集等の各種媒体による制度のPR、地方公共団体等の各種団体が行う普及活動への支援等を行うことにより、より一層の制度の周知を図り、住宅の消費者による制度の活用を引き続き促進する。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課： 住宅局住宅生産課（課長 眞鍋 純）

関係課： 該当なし

**業績指標 13**  
リフォームの市場規模\*

**評価**

N	目標値：12兆円（平成37年） 実績値：－（平成28年） 7兆円（平成25年） 初期値：7兆円（平成25年）
---	---

**（指標の定義）**  
 A = ① 10㎡以上の増改築工事 + ② 10㎡未満の増改築工事 + ③ 設備の維持修繕費 + ④ 修繕工事（大規模修繕等） + ⑤ 賃貸住宅のリフォーム

**（目標設定の考え方・根拠）**  
 「住生活基本計画（全国計画）」（平成28年3月18日閣議決定）で設定している目標値（12兆円（平成37年））から設定。

**（外部要因）**  
 資金調達可能額の動向等

**（他の関係主体）**  
 リフォーム事業者

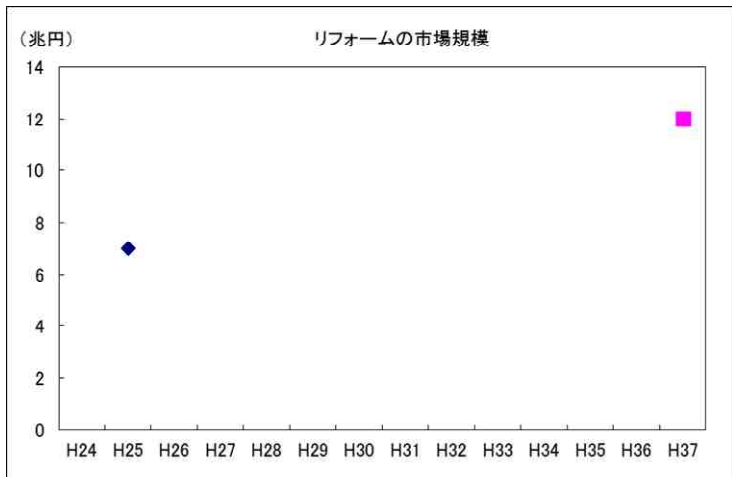
**（重要政策）**  
**【施政方針】**  
 なし

**【閣議決定】**  
 ・住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月18日）  
 ・日本再興戦略2016（平成28年6月2日）  
 ・ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日）

**【閣決（重点）】**  
 なし

**【その他】**  
 なし

過去の実績値					（暦年）
H24	H25	H26	H27	H28	
－	7兆円	－	－	－	



**主な事務事業等の概要**

○住宅・建築物安全ストック形成事業、耐震対策緊急促進事業

地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業について、地方公共団体等に対し、国が必要な助成を行う制度。平成25年11月に施行された改正耐震改修促進法に基づき、不特定多数の人が利用する大規模建築物等に対する耐震診断結果の報告の義務づけ、建築物の耐震性に係る表示制度の創設等により、住宅・建築物の耐震化を促進している。

予算額：社会資本整備総合交付金 9,018億円の内数（平成27年度）  
 8,983億円の内数（平成28年度）、  
 防災・安全交付金 1兆 947億円の内数（平成27年度）  
 1兆1,002億円の内数（平成28年度）



耐震対策緊急促進事業 180億円(平成27年度)

120億円(平成28年度)

○サステナブル建築物等先導事業

住宅・建築物における省エネ・省CO2化を推進するため、省エネ・省CO2に係る先導的な技術の普及啓発に寄与するリーディングプロジェクトに対して支援を行う制度。

予算額：環境・ストック活用推進事業 60.75億円の内数(平成27年度)

109.46億円の内数(平成28年度)

1.5億円の内数(平成28年度補正)

○長期優良住宅化リフォーム推進事業

既存住宅ストックの質の向上及び流通促進に向けた市場環境の形成を推進するため、劣化対策、耐震性、省エネ性等の住宅性能の向上を行うリフォームに対して支援を行う制度。

予算額：環境・ストック活用推進事業 60.75億円の内数(平成27年度)

40億円(平成28年度)

○住宅履歴情報の整備

円滑な住宅流通や計画的な維持管理等を可能とするため、新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に住宅履歴情報として蓄積され、活用される社会的仕組みの普及を推進。

予算額：インスペクションの活用による住宅市場活性化事業 3億円(平成27年度)

2.7億円(平成28年度)

○省エネ住宅ポイント

エコリフォームの推進等のため、窓や外壁等の断熱改修及び設備の一体的工事(設備エコ改修)又はこれらの改修と併せて行うバリアフリー改修等により一定のポイントを発行し、省エネ・環境配慮に優れた商品との交換や追加工事の費用に充当できる制度。

予算額：805億円(平成26年度補正)、100億円(平成27年度)

○住宅ストック循環支援事業

耐震性の確保されたエコリフォームの推進等のため、窓や外壁等の断熱改修及び設備の一体的工事(設備エコ改修)又はこれらの改修と併せて行うバリアフリー改修等に対して支援を行う制度。

予算額：250億円(平成28年度補正)

○リフォーム工事に係る保険制度

住宅瑕疵担保履行法に基づき国土交通大臣が指定した住宅瑕疵担保責任保険法人において、リフォーム瑕疵保険、マンションの大規模修繕瑕疵保険等を引受け。

○住宅ストック維持・向上促進事業

健全な中古住宅・リフォーム市場の発展を図るため、良質な住宅ストックが市場において適正に評価され、消費者が住生活に関するニーズを的確に充足できる市場環境を整備する取り組みに対し支援を行う。

予算額：9.9億円(平成28年度)

○住宅金融支援機構による耐震改修工事融資

耐震改修促進法に基づく耐震改修工事及び同等の耐震性能を向上させるための耐震改修工事に必要な資金を貸し付ける制度。

○住宅金融支援機構による高齢者向け返済特例制度

満60歳以上の高齢者が自宅のバリアフリー工事や耐震改修工事を施すリフォームを行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とする融資制度。

○住宅金融支援機構によるリバースモーゲージの住宅融資保険制度

民間金融機関による住宅改良等資金に係るリバースモーゲージ型の融資について、住宅金融支援機構による住宅融資保険の付保対象とする制度。

【税制上の特例措置】

○住宅リフォームに関する税制上の特例措置

耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修又は長期優良住宅化リフォームが行われた住宅に対する所得税及び固定資産税の減税措置を適用。

※長期優良住宅化リフォームについては平成29年度税制改正において創設

○買取再販で扱われる住宅の取得に係る税制上の特例措置

買取再販事業者が既存住宅を買取りし、住宅性能の一定の質の向上を図るための改修工事を行った後、住宅を再販売する場合の流通税(不動産取得税・登録免許税)の軽減措置を適用。

○住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置

直系尊属から、自己の居住の用に供する住宅の増改築等のための金銭を贈与により取得した場合において、一定金額までの贈与につき贈与税の非課税措置を適用。

○住宅ローン減税

償還期間10年以上の住宅ローンを利用して住宅の増改築等をした場合、10年間、各年末の住宅ローン残高の一定割合(1.0%)を所得税額(一部、翌年度の住民税額)から控除する措置を適用。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

—

**(事務事業等の実施状況)**

- ・住宅・建築物安全ストック形成事業について、平成24年度補正予算において、住宅の耐震改修に関する補助額に30万円/戸を加算する時限措置などの拡充を実施。(平成26年度予算において、消費税増額にともない30.9万円/戸とするとともに、平成26年度補正予算において、期限を平成27年度末まで延長。また、平成28年度第2次補正予算において、地方公共団体が区域を定め戸別訪問を行う場合、30万円/戸を加算する拡充を実施。)
- また、平成25年度予算において、改正耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物に対し、住宅・建築物安全ストック形成事業による助成に加え、国が重点的・緊急的に支援する耐震対策緊急促進事業を創設。
- ・サステナブル建築物等先導事業において、公募を実施し、住宅に係るプロジェクトについて、平成27年度は応募が17件あり、6件を採択、平成28年度は応募が6件あり、2件を採択。
- ・既存住宅の「増改築」に係る長期優良住宅認定制度の創設。
- ・長期優良住宅化リフォーム推進事業において、公募を実施し、平成27年度予算では3,717戸、平成28年度予算では5,903戸を交付決定した。  
※平成28年度は交付申請戸数
- ・住宅履歴情報について、新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に蓄積され、活用される仕組みの普及を推進。
- ・省エネ住宅ポイントのエコリフォームについては、236,379戸にポイント発行(約22百万ポイント)
- ・住宅ストック循環支援事業のエコリフォームについては、交付申請の受付を実施中。
- ・消費者が安心してリフォームが行えるよう、リフォームの無料見積チェック制度や、全国の弁護士会における弁護士・建築士による無料専門家相談を実施した。
- ・住宅瑕疵担保責任保険法人において、リフォーム瑕疵保険、マンションの大規模修繕瑕疵保険等を引き受けた。  
(平成27年度申込実績：リフォーム瑕疵保険3,421戸、大規模修繕瑕疵保険955棟、平成28年度申込実績：リフォーム瑕疵保険3,902戸、大規模修繕瑕疵保険1,202棟)
- ・住宅団地型既存住宅流通促進モデル事業において、平成27年度は32件を採択。住宅ストック維持・向上促進事業のうち、良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業において、平成28年度は39件を採択。
- ・既存住宅状況調査技術者講習制度の創設
- ・住宅金融支援機構において、耐震改修促進法に基づく耐震改修工事及び同等の耐震性能を向上させるための耐震改修工事に必要な資金の貸し付けを実施した。
- ・住宅金融支援機構により、満60歳以上の高齢者が自宅のバリアフリー工事や耐震改修工事を施すリフォームを行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とする高齢者向け返済特例制度による融資を実施した。
- ・住宅金融支援機構により、民間金融機関の住宅改良等資金に係るリバースモーゲージ型の融資について、住宅融資保険制度を実施した。
- ・子育て世帯や高齢者世帯等の入居を拒まない賃貸住居とすること等を要件として、既存住宅等の空き家のリフォームに対して補助を行う「住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業」を実施した。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

リフォームの市場規模の推計に当たっては、5年ごとに実施する住宅・土地統計調査の結果を用いており、平成26年度から平成28年度の実績値は不明であるため、Nと評価した。  
目標値の達成に向けて今後も引き続きこれまでの施策を着実に推進するとともに、耐震改修、省エネ改修、バリアフリー改修をはじめ、住宅ストックの質の向上を図るリフォームを一層促進するために必要な措置を講じる。

**担当課等(担当課長名等)**

担当課：住宅局住宅生産課(課長 眞鍋 純)  
関係課：住宅局総務課民間事業支援調整室(室長 永山 寛理)  
住宅局住宅政策課(課長 和田 康紀)  
住宅局住宅瑕疵担保対策室(室長 石和田 二郎)  
住宅局市街地建築課市街地住宅整備室(室長 石坂 聡)  
住宅局安心居住推進課(課長 北 真夫)

**業績指標 14**  
マンションの建替え等の件数(昭和50年からの累計)

<b>評 価</b>	
B	目標値： 388件(平成32年度) 実績値： 283件(平成28年度)(精査中) 初期値：約250件(平成26年度)

**(指標の定義)**

マンションの改修・建替え等による再生を促進する施策の効果を測定するため改修・建替え等の着手件数を指標として設定

指標=A+B+C+D+E

A=耐震改修促進法に基づく区分所有建物の耐震改修に係る認定件数の累計

B=区分所有法に基づく建替決議(マンション建替法に移行するものを含む。)件数の累計

C=マンション敷地売却事業に係る除却の必要性に係る認定件数の累計

D=民法に基づく合意(建て替える旨の全員合意)件数の累計

E=都市再開発法に基づく組合設立等の認可の件数の累計

**(目標設定の考え方・根拠)**

マンションの改修・建替え等による再生を促進する施策の効果を測定するための指標として、住生活基本計画(H28.3.18閣議決定)で設定している目標値(約500件(H37))をもとに現況値と平成37年度末までの目標値との差を按分し、平成32年度末までの数値を形式的に設定。

**(外部要因)**

該当なし

**(他の関係主体)**

該当なし

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

日本再興戦略2016(平成28年6月2日)

住生活基本計画(全国計画)(平成28年3月18日)

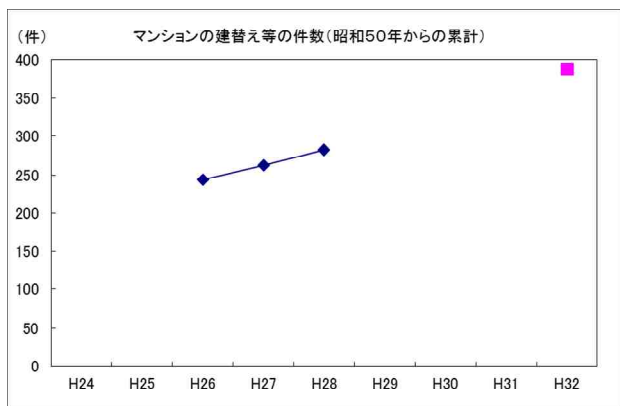
**【閣決(重点)】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値				(年度)
H24	H25	H26	H27	H28
—	—	約250	263	283(精査中)



## 主な事務事業等の概要

○団地型マンションの敷地の共有関係や建替えの検討状況等について調査し、また、改修・建替えにおける合意形成の阻害要因となる空き家マンションや所在不明者等の実態を調査することで、老朽化等の課題を抱えるマンションの状況把握を行った。

○マンション建替え円滑化法に基づき認可を受けて実施されるマンション建替事業等について、優良建築物等整備事業及び都市再生住宅等整備により支援（従前の地区面積要件・従前の戸数要件等を緩和）。

○老朽化マンションの建替え等の専門家による相談体制等の整備として、一級建築士による電話相談及び弁護士・建築士等による対面相談を実施する活動に対して補助を行う「マンション管理適正化・再生推進事業」を行った。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

マンションの建替え等の件数を把握するに当たっては、建替え等に係る諸制度の認定、決議等の件数の累計を基にしている。平成28年度のデータは精査中のもので、確定の数値ではないものの、過去の実績値のトレンドから勘案すると、目標値の達成に向けて、引き続き取り組む必要がある。

#### （事務事業等の実施状況）

- ・耐震性不足のマンションに係るマンション敷地売却ガイドラインの普及。
- ・マンションの建替えに向けた合意形成に関するマニュアルの普及。
- ・マンション建替え実務マニュアルの普及。
- ・優良建築物等整備事業及び都市再生住宅等整備による支援。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値は前述のとおり、平成26年度が初期値のため、平成26年度から27年度の短期のトレンドでしか把握できないが、その点を勘案しても進展が大きくない。

今後、目標達成に近づくためには、各年度の実績数を伸ばす必要がある。その取り組みとして、敷地売却を活用した団地型マンションの再生の仕組みを構築する。さらに、「マンション管理適正化・再生推進事業」の実施、「耐震性不足のマンションに係るマンション敷地売却ガイドライン」、「マンションの建替えに向けた合意形成に関するマニュアル」及び「マンション建替え実務マニュアル」の普及等を着実に図っていくこととし、「B」と評価した。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課： 住宅局市街地建築課マンション政策室（室長 佐藤 将年）  
関係課： 住宅局市街地建築課（課長 淡野 博久）  
住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長 石坂 聡）

**業績指標 15**

公共施設等のバリアフリー化率等（①特定道路におけるバリアフリー化率\*、②全ての一定の旅客施設の1日当たり平均利用者数に占める段差解消された一定の旅客施設の1日当たり平均利用者数の割合\*、③ホームドアの整備駅数、④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率、⑤都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率（Ⅰ）園路及び広場\*、（Ⅱ）駐車場、（Ⅲ）便所）、⑥特定路外駐車場のバリアフリー化率\*）

評 価	
	①目標値：100%（平成32年度） 実績値：88%（平成28年度） 初期値：83%（平成25年度）
	②目標値：約100%（平成32年度） 実績値：86%（平成27年度） 集計中（平成28年度） 初期値：約83%（平成25年度）
	③目標値：800駅（平成32年度） 実績値：665駅（平成27年度） 集計中（平成28年度） 初期値：583駅（平成25年度）
①A	④目標値：約60%（平成32年度）
②B	実績値：56%（平成27年度） 集計中（平成28年度） 初期値：約54%（平成25年度）
③A	⑤（Ⅰ）園路及び広場
④A	目標値：60%（平成32年度） 実績値：約49%（平成27年度） 集計中（平成28年度） 初期値：49%（平成25年度）
⑤	（Ⅱ）駐車場
（Ⅰ）B	目標値：60%（平成32年度）
（Ⅱ）B	実績値：約46%（平成27年度） 集計中（平成28年度） 初期値：44%（平成25年度）
（Ⅲ）B	（Ⅲ）便所
⑥A	目標値：45%（平成32年度） 実績値：約35%（平成27年度） 集計中（平成28年度） 初期値：34%（平成25年度）
	⑥目標値：約70%（平成32年度） 実績値：57.8%（平成27年度） 集計中（平成28年度） 初期値：53.5%（平成25年度）

**（指標の定義）**

①「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）に規定する特定道路（注1）延長のうち、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」（平成18年国土交通省令第116号）で定める基準を満たす道路の割合。（注1）特定道路：駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路のうち、多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する道路の区間として、国土交通大臣が指定したもの

②段差解消をした旅客施設の割合

1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上である旅客施設（鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナル）のうち、バリアフリー法に基づく「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」（平成18年国土交通省令第111号。以下「公共交通移動等円滑化基準」という。）第4条に掲げる基準に適合し、段差解消をしたものの割合。

段差解消をした旅客施設の割合＝

$$\frac{\text{公共交通移動等円滑化基準第4条を満たす1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上の旅客施設数}}{\text{1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上である旅客施設数}} \\ \text{※構造上の制約等により整備が困難な旅客施設も含}$$

③「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）に基づく「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」（平成18年国土交通省令第111号）第20条第1項第6号及び第7号で定めるホームドア（注）が設置されている駅の数。（注）可動式ホーム柵含む

④床面積2,000㎡以上の特別特定建築物（注1）の総ストック数のうち、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」（平成18年政令第379号）第11条から第23条までに定める基準（以下「建築物

移動等円滑化基準」という。) (注2) に適合するものの割合。

(注1) 病院、劇場、ホテル、老人ホーム等の不特定多数の者または主として高齢者、障害者等が利用する建築物  
(注2) 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所等の施設の構造及び配置に関する基準

不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率＝

建築物移動等円滑化基準に適合する床面積2,000㎡以上の特別特定建築物の総ストック数  
÷ 床面積2,000㎡以上の特別特定建築物の総ストック数

⑤バリアフリー法に規定する特定公園施設(注5)である園路及び広場、駐車場、便所が設置された都市公園のうち、各施設が都市公園移動等円滑化基準(注6)に適合した都市公園の割合。

(注5) バリアフリー法に基づき、同法政令で定める移動等円滑化が必要な公園施設

(注6) 「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第115号)で定める特定公園施設の移動等円滑化のための基準

⑥バリアフリー法に規定する特定路外駐車場<sup>※1</sup>のうち、路外駐車場移動等円滑化基準<sup>※2</sup>に適合した路外駐車場

※1 駐車のために供する部分が500㎡以上、かつその利用に対して料金を徴収している路外駐車場のうち、道路付属物であるもの、公園施設であるもの、建築物であるもの、建築物に付随しているものを除いた駐車場

※2 「移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の設置に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第112号)で定める特定路外駐車場の移動等円滑化のための基準

(目標設定の考え方・根拠)

①バリアフリー法に基づく、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(平成23年国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第1号)に定める整備目標を踏まえ設定。

②移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成32年度までに1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上の鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルにおいて原則として全て移動等円滑化を達成することを目指すこととしている(この場合、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行うこととする)。これを踏まえ、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。

③高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するためのホームドア(注)の整備の進捗状況を測る指標として、バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(平成23年国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第1号)等を踏まえつつ、今後の取組を見込んで設定。

(注) 可動式ホーム柵含む

④移動等円滑化の促進に関する基本方針(国土交通大臣告示)において、平成32年度までの目標値(約60%)を設定している。これを踏まえ、現況値と平成29年度末までの目標値との差を按分し、平成29年度末までの数値を形式的に設定したもの。

⑤移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成32年度までに園路及び広場約60%、駐車場約60%、便所約45%を移動等円滑化することとしている。

⑥移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、平成32年度までに特定路外駐車場の70%を移動等円滑化する。

(外部要因)

- ①該当なし
- ②旅客施設の構造等
- ④経済状況等による新規建築物着工数など

(他の関係主体)

- ①⑤地方公共団体(事業主体)
- ②③地方公共団体(事業主体)、公共交通事業者(事業主体)
- ④地方公共団体(事業主体)、建築事業者(事業主体)
- ⑥路外駐車場管理者

(重要政策)

【施政方針】

①③④第162回国会施政方針演説(平成17年1月21日)

「公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。」

【閣議決定】

①

・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)

・経済財政改革の基本方針2007(平成19年6月19日)

「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。(第4章5.)

・経済財政改革の基本方針2009(平成21年6月23日)

バリアフリー化等の推進のためのインフラの重点整備。(第2章1.)

・観光立国推進基本計画(平成24年3月30日)

バリアフリー法第3条第1項に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針に定められた目標を達成することを目指す等一体的・総合的なバリアフリー化を推進する。(第3-3.)

・交通政策基本計画(平成27年2月13日)

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき2011年に改訂された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に定められた現行の整備目標等を着実に実現する。

③④

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)
- ・経済財政改革の基本方針2007(平成19年6月19日)

「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。(第4章5.)

- ・経済財政改革の基本方針2008(平成20年6月27日)

住宅・建築物等生活空間のバリアフリー化を推進する。(第5章3.)

- ・経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月2日)

バリアフリー化を推進する。(第2章2.)

- ・観光立国推進基本計画(平成24年3月30日)

バリアフリー法第3条第1項に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針に定められた目標を達成することを目指す等一体的・総合的なバリアフリー化を推進する。(第3-3.)

⑤

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)

**【閣決(重点)】**

- ①・社会資本重点計画(平成27年9月18日)「第2章に記載あり」
- ③④・社会資本整備重点計画(平成24年8月31日)「第3章に記述あり」
  - ・社会資本整備重点計画(平成27年9月18日)「第1章第2節に記述あり」
- ⑤・社会資本整備重点計画(平成24年8月31日)「第2章に記述あり」

**【その他】**

過去の実績値 (①特定道路におけるバリアフリー化率)					(年度)
H24	H25	H26	H27	H28	
81%	83%	85%	86%	88%	

過去の実績値 (②段差を解消した旅客施設の割合)					(年度)
H24	H25	H26	H27	H28	
—	83%	85%	86%	集計中	

過去の実績値 (③ホームドアの整備駅数)					(年度)
H24	H25	H26	H27	H28	
564駅	583駅	615駅	665駅	集計中	

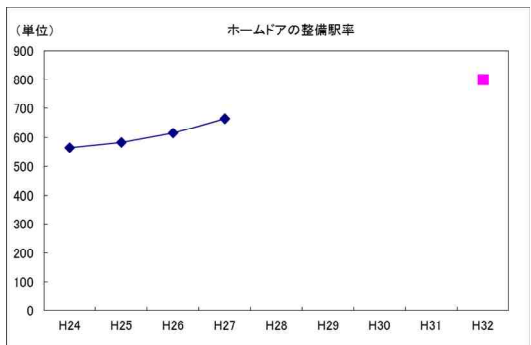
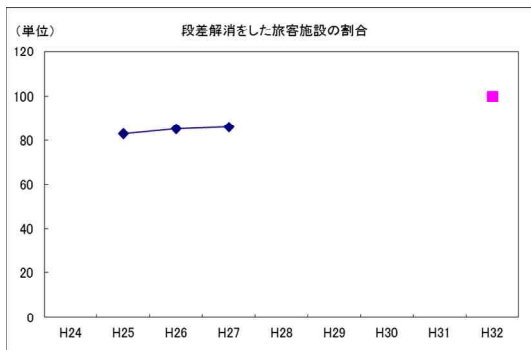
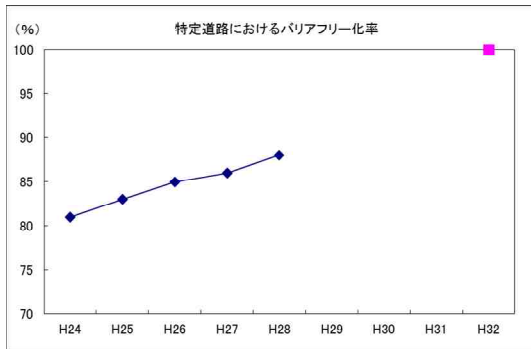
過去の実績値 (④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率)					(年度)
H24	H25	H26	H27	H28	
52%	54%	55%	56%	集計中	

過去の実績値⑤園路及び広場、駐車場、便所がバリアフリー化された都市公園の割合 (i) 園路及び広場					(年度)
H24	H25	H26	H27	H28	
約48%	約49%	約49%	約49%	集計中	

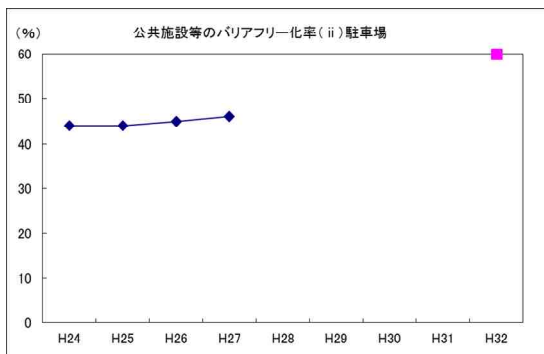
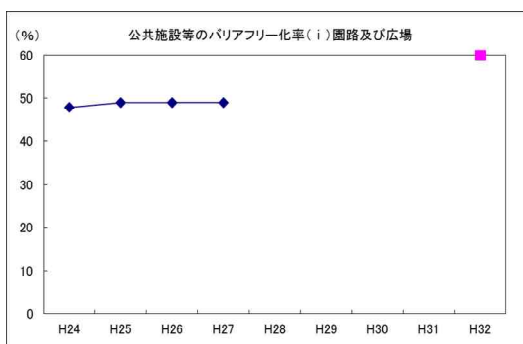
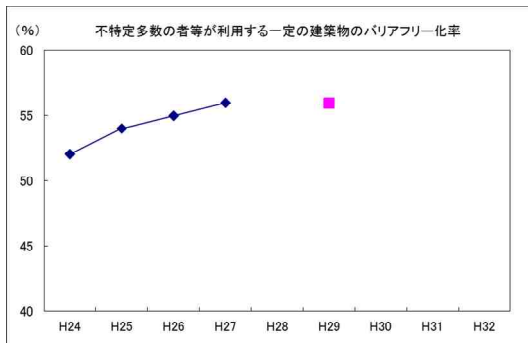
過去の実績値⑤園路及び広場、駐車場、便所がバリアフリー化された都市公園の割合 (ii) 駐車場					(年度)
H24	H25	H26	H27	H28	
約44%	約44%	約45%	約46%	集計中	

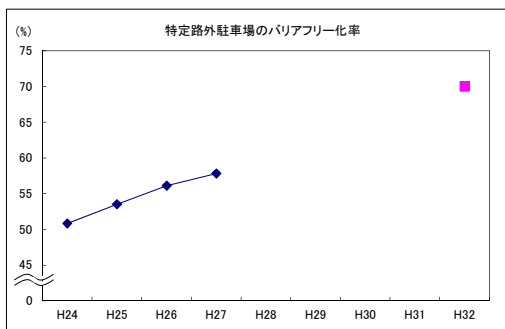
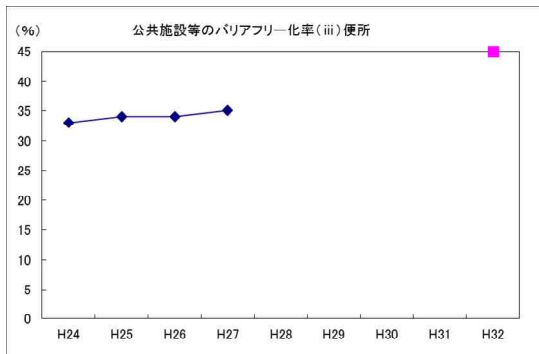
過去の実績値⑤園路及び広場、駐車場、便所がバリアフリー化された都市公園の割合 (iii) 便所					(年度)
H24	H25	H26	H27	H28	
約33%	約34%	約34%	約35%	集計中	

過去の実績値 (⑥特定路外駐車場のバリアフリー化率)					(年度)
H24	H25	H26	H27	H28	
50.8%	53.5%	56.1%	57.8%	集計中	









## 主な事務事業等の概要

### ①・歩行空間のバリアフリー化の推進 (◎)

多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路において、誰もが安心して通行できるよう、幅の広い歩道などの整備、歩道の段差解消等を実施。

予算額：道路整備費 16,602億円(国費)及び防災・安全交付金 10,947億円(国費)等の内数(平成27年度) 道路整備費 16,637億円(国費)及び防災・安全交付金 11,002億円(国費)等の内数(平成28年度)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本重点計画にその概要が定められた社会資本に係る施策に関するものである。

### ②・地域公共交通の確保・維持・改善の推進 (◎)

バス、タクシー、旅客船、鉄道駅、旅客ターミナルのバリアフリー化等を支援する等、移動に当たってのバリアがより解消されるために必要な支援を行う。

#### ・旅客船ターミナルのバリアフリー化の推進 (◎)

旅客船ターミナルのバリアフリー化を推進する。

#### ・官庁施設のバリアフリー化の推進 (◎)

窓口業務を行う官署が入居する官庁施設のバリアフリー化を推進する。

### ③・地域公共交通の確保・維持・改善の推進 (◎)

バス、タクシー、旅客船、鉄道駅、旅客ターミナルのバリアフリー化等を支援する等、移動に当たってのバリアがより解消されるために必要な支援を行う。

予算額：地域公共交通確保維持改善事業 290億円の内数(平成27年度)

229億円の内数(平成28年度)

都市鉄道整備事業 92億円の内数(平成27年度)

22億円の内数(平成28年度)

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業 80億円の内数(平成28年度)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

### ⑤・都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業による支援の実施 (◎)

「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業計画」において、都市公園のバリアフリー化等の目標を定めた地方公共団体に対して、複数の都市公園におけるバリアフリー化対策等の施設整備を緊急かつ重点的に支援する。

予算額：社会資本整備総合交付金 8,983 億円（国費）の内数（平成 28 年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

⑥バリアフリー法を踏まえ、高齢者や障害者等の移動及び施設利用の利便性等の向上促進について自治体等を対象とした担当者会議等において周知徹底することで、路外駐車場のバリアフリー化を推進する。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

##### ① 特定道路におけるバリアフリー化率

・特定道路におけるバリアフリー化率は平成 27 年度から平成 28 年度にかけて、25 km/1,700 km 増加しており、このトレンドを延長すると、目標年度内に目標値を達成すると見込まれ、順調に進捗している。

##### ② 段差解消をした旅客施設の割合

・段差解消をした旅客施設の割合は平成 25 年度から平成 27 年度にかけて 3%増加しており、順調に進捗している。

##### ③ ホームドアの整備駅数

・ホームドアの整備駅数は、平成 24 年度から平成 27 年度にかけて年度平均約 33 駅増加しており、このトレンドを延長すると目標年度に目標値を達成すると見込まれ、順調に推移している。

④ 不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率は、平成 27 年度において、目標年度（平成 29 年度）における目標値を達成していることから、順調に進捗している。なお、実績値 5.6%（平成 27 年度）の算出式については、 $42,642/75,780 \times 100$  となっている。

⑤ 園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率は平成 24 年度から平成 27 年度にかけてそれぞれ 1 ポイント、2 ポイント、2 ポイント増加しているが、目標の達成に向け引き続き努力が必要である。

⑥ 初期値と直近の実績値による伸び率トレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

#### （事務事業等の実施状況）

##### ① 特定道路におけるバリアフリー化率

・多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路において、誰もが安心して通行できるよう、幅の広い歩道などの整備、歩道の段差解消等を実施する等の歩行空間のバリアフリー化を推進している。今後、各市町村の基本構想の作成が進むに従い、整備も進捗するものと考えられる。

③ 鉄道駅のホームドア整備は、上記の各支援制度の有効活用などによって概ね順調に進んでいると評価できる。

④ 建築物のバリアフリー化については、平成 14 年の旧ハートビル法改正において 2,000 m<sup>2</sup>以上の特別特定建築物の建築等の際に建築物移動等円滑化基準への適合が義務付けられ、バリアフリー法においても引き続き確かな運用が行われている。

⑤ 地方公共団体におけるバリアフリー化への取組みに対し、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業を含めた社会資本整備総合交付金等により支援を実施した。また、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン(H24.3改訂)」の周知により、情報提供・利用支援等のソフト面からもより一層推進している。

⑥ バリアフリー法の趣旨を周知徹底することで、路外駐車場のバリアフリー化を推進した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

#### ① 特定道路におけるバリアフリー化率

特定道路のバリアフリー化率については、目標に対して若干伸びが鈍化している状況である。

このため、ユニバーサルデザイン 2020 行動計画（平成 29 年 2 月）に基づき、東京オリンピック・パラリンピック競技会場と周辺駅を結ぶ道路について、連続的・面的なバリアフリー化の推進を図るとともに、開催都市東京のみならず全国の主要な鉄道駅や観光地周辺の道路のバリアフリー化を推進する。

以上から総合的に判断し、「A」と位置付けることとした。

② 段差解消をした旅客施設の割合は順調に推移しているが、評価基準に基づき「B」と評価した。引き続き旅客施設のバリアフリー化の推進を図る。

#### ③ ホームドアの整備駅数

・ホームドアの整備駅数については、順調に推移しているため「A」と評価した。引き続き、平成 32 年度の目標値の達成に向け、鉄道駅におけるホームドア整備の推進を図る。

④ 不特定多数の者等が利用する一転の建築物のバリアフリー化率については、順調に推移しているため「A」と評価した。今後も引き続き不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化の促進を図る。

⑤ 園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率については、目標値の達成に向けたトレンドをやや下回っていることから、Bと評価した。今後は、バリアフリー法の趣旨を担当者会議などで周知徹底し、引き続き目標値の達成に向け都市公園のバリアフリー化の推進を図る。

⑥ 目標達成に向けて順調に推移しており、引き続き、バリアフリー法の趣旨を駐車場担当者会議などで周知徹底し、路外駐車場のバリアフリー化を推進する。

**担当課等（担当課長名等）**

担当課： 総合政策局安心生活政策課（課長 長井 総和）  
： 道路局 環境安全課（交通安全政策分析官 蓮見 有敏）  
： 鉄道局都市鉄道政策課（課長 岡野 まさ子）  
： 住宅局建築指導課（課長 石崎 和志）  
： 都市局公園緑地・景観課（町田 誠）  
： 都市局街路交通施設課（課長 渡邊 浩司）  
関係課：

**業績指標 16**

車両等のバリアフリー化（①鉄軌道車両のバリアフリー化率\*、②バス車両（適用除外認定車両を除く。）におけるノンステップバスの導入率\*、③適用除外認定を受けたバス車両におけるリフト付きバス又はスロープ付きバスの導入率\*、④福祉タクシーの導入率\*、⑤旅客船のバリアフリー化率\*、⑥航空機のバリアフリー化率\*）

評 価	
①A	①目標値：約70%（平成32年度） 実績値：65.2%（平成27年度） 集計中（平成28年度） 初期値：60%（平成25年度）
②B	②目標値：約70%（平成32年度） 実績値：50.1%（平成27年度） 集計中（平成28年度） 初期値：43.9%（平成25年度）
③B	③目標値：約25%（平成32年度） 実績値：5.9%（平成27年度） 集計中（平成28年度） 初期値：3.9%（平成25年度）
④B	④目標値：約28,000台（平成32年度） 実績値：15,026台（平成27年度） 集計中（平成28年度） 初期値：13,978台（平成25年度）
⑤A	⑤目標値：約50%（平成32年度） 実績値：36.6%（平成27年度） 集計中（平成28年度） 初期値：約29%（平成25年度）
⑥A	⑥目標値：100%（平成32年度） 実績値：96.3%（平成27年度） 集計中（平成28年度） 初期値：約93%（平成25年度）

**（指標の定義）**

①・鉄軌道車両

公共交通移動等円滑化基準第31条から第33条までに掲げる基準（乗降口、客室、連結部等の基準）に適合する車両。

（分子）＝上記基準に適合する車両数

（分母）＝総車両数

②ノンステップバス

床面高さが概ね30cm以下であって、公共交通移動等円滑化基準に適合する車両。

③リフト付きバス等

公共交通移動等円滑化基準第43条に基づき適用除外の認定を受けた車両であって、リフト付きもしくはスロープ付きの車両。

④福祉タクシー

公共交通移動等円滑化基準第45条に掲げる基準に適合する車両。

⑤旅客船 公共交通移動等円滑化基準第47条から61条までに掲げる基準（出入口、客室、便所等についての基準）に適合する船舶

⑥・航空機

公共交通移動等円滑化基準第63条から第67条までに掲げる基準（通路、客室、便所等の基準）に適合する航空機。

（分子）＝上記基準に適合する①②車両数、⑤隻数、⑥機数

（分母）＝①②総車両数、⑤総隻数、⑥総機数

※ノンステップバスの分母の総車両数は、公共交通移動等円滑化基準第43条に基づく適用除外認定車両を除く。

※旅客船の分母の総隻数は、公共交通移動等円滑化基準第61条第2項と同附則第3条9項に基づく適用除外船舶を除く。

**（目標設定の考え方・根拠）**

バリアフリー法に基づく基本方針において、平成32年度末までに、鉄軌道車両については総車両数の約70%、ノンステップバスについては総車両数から適用除外認定車両を除いた数の約70%、リフト付きバス等については、適用除外認定を受けた車両の約25%、旅客船については総隻数の約50%、航空機については総機数の約90%をそれぞれ移動等円滑化すること、また、福祉タクシー車両については約28,000台を導入することを目標としている。これを踏まえ、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。航空機については設定した目標値を平成23年度末に達成したことから、基本方針において目標としている数値を平成26年度に新たに設定した。

**（外部要因）**

①②③④⑤⑥公共交通事業者の経営状況

(他の関係主体)

①②③④⑤⑥地方公共団体（事業主体）、公共交通事業者（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

①②③④・第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）

「公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。」

【閣議決定】

①・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）

・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）

「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。（第4章5.）

・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）

住宅・建築物等生活空間のバリアフリー化を推進する。（第5章3.）

・経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）

バリアフリー化等の推進のためのインフラの重点整備。（第2章1.）

・観光立国推進基本計画（平成24年3月30日）

バリアフリー法第3条第1項に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針に定められた目標を達成することを目指す等一体的・総合的なバリアフリー化を推進する。（第3 3.）

②③④・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）

・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）

「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。（第4章5.）

・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）

住宅・建築物等生活空間のバリアフリー化を推進する。（第5章3.）

・経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）

バリアフリー化等の推進のためのインフラの重点整備。（第2章1.）

・観光立国推進基本計画（平成24年3月30日）

バリアフリー法第3条第1項に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針に定められた目標を達成することを目指す等一体的・総合的なバリアフリー化を推進する。（第3 3.）

【閣決（重点）】

①②③④・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記述あり」

【その他】

過去の実績値 (①鉄軌道車両) (年度)

H24	H25	H26	H27	H28
55.8%	59.8%	62.0%	65.2%	集計中

過去の実績値 (②ノンステップバス) (年度)

H24	H25	H26	H27	H28
41.0%	43.9%	47.0%	50.1%	集計中

過去の実績値 (③リフト付きバス等) (年度)

H24	H25	H26	H27	H28
3.6%	3.9	5.7%	5.9%	集計中

過去の実績値 (④福祉タクシー) (年度)

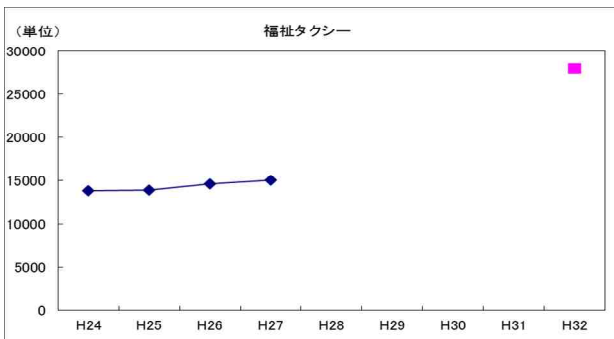
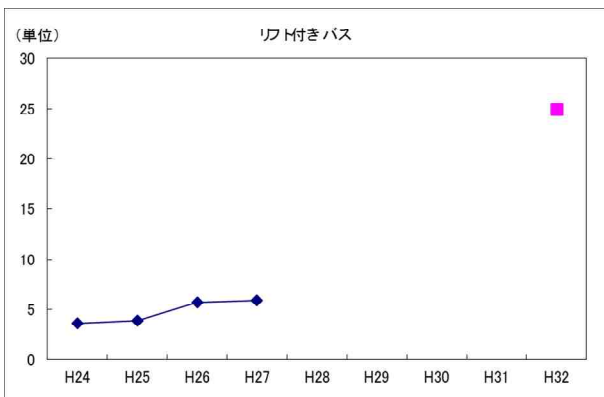
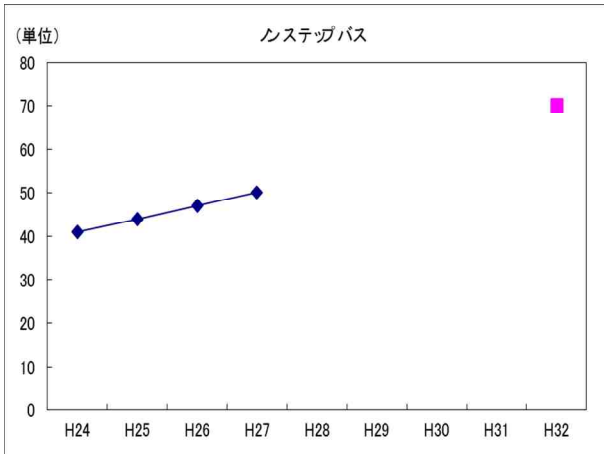
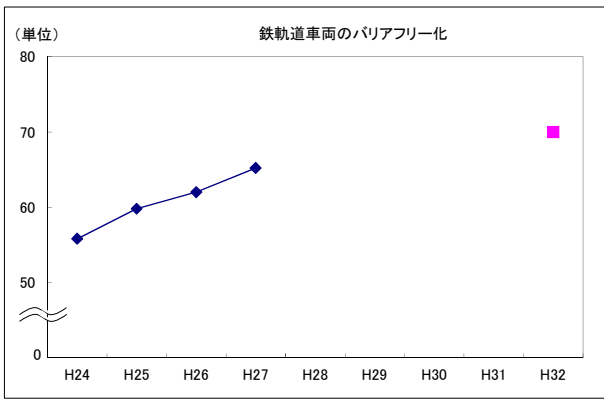
H24	H25	H26	H27	H28
13,856台	13,978台	14,644台	15,026台	集計中

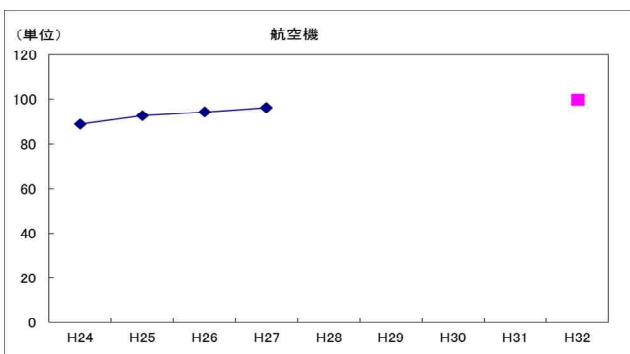
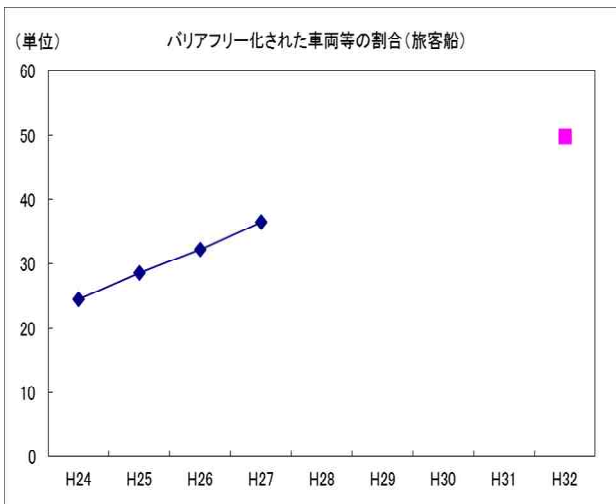
過去の実績値 (⑤旅客船) (年度)

H24	H25	H26	H27	H28
24.5%	28.6%	32.2%	36.6%	集計中

過去の実績値 (⑥航空機) (年度)

H24	H25	H26	H27	H28
89.2%	92.8%	94.6%	96.3%	集計中







## 主な事務事業等の概要

### ①②③④・地域公共交通の確保・維持・改善の推進（◎）

バス、タクシー、旅客船、鉄道駅、旅客ターミナルのバリアフリー化等を支援する等、移動に当たってのバリアがより解消されるために必要な支援を行う。

予算額：地域公共交通確保維持改善事業 214億円の内数（平成29年度）

#### ・LRTシステムの整備

バリアフリー化されたまちづくりの一環として、地域公共交通の利用環境改善を促進するために行われる、より制約の少ない交通システムであるLRTの導入に対し支援を行う。

予算額：地域公共交通確保維持改善事業 332億円の内数（平成24年度）

#### ・標準仕様ノンステップバス認定制度の活用

高齢者、障害者を含むバス利用者の高い利便性及び製造コストの低減を図るため、平成15年度に創設した標準仕様ノンステップバス認定制度による認定を受けたバスに対し、重点的な補助を実施。

#### ・バリアフリー法に基づく総合的なバリアフリー化の推進

バリアフリー法に基づき、高齢者・障害者をはじめとする誰もが自立できるユニバーサルデザインの考え方に基づいたバリアフリー社会を着実に実現するための施策（「心のバリアフリー」社会の実現のための施策の拡充、バリアフリー法に基づく基本構想の策定促進、段階的・継続的な発展（スパイラルアップ）を図るための体制確立）を実施することにより、より一層のバリアフリー化の推進を図る。

予算額：バリアフリー法に基づく総合的なバリアフリー化の推進 0.3億円（平成24年度）

#### ・低床型路面電車に係る特例措置（固定資産税）

高齢者・障害者等が路面電車を安全かつ容易に利用できるようにするため、鉄軌道事業者が低床型路面電車を取得した場合の固定資産税の特例措置

減収額 23百万円（平成23年度）

#### ・バリアフリー車両に係る特例措置（自動車重量税・自動車取得税）

高齢者・障害者等の利便性・安全性の向上を図るため、乗合バス事業者（路線定期運行に限る）またはタクシー事業者がバリアフリー車両（ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシー）取得した場合の特例措置（自動車重量税：初回免税、自動車取得税：取得価額から車種毎に一定額控除）

### ⑤・地域公共交通の確保・維持・改善の推進

バス、タクシー、旅客船、鉄道駅、旅客ターミナルのバリアフリー化等を支援する等、移動に当たってのバリアがより解消されるために必要な支援を行う。

予算額：地域公共交通確保維持改善事業 229億円の内数（平成28年度）214億円の内数（平成29年度）

訪日外国人旅行者受入基盤整備事業費補助金 155億円の内数（平成28年度）

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金 85億円の内数（平成29年度）

### ⑥・バリアフリー化された航空機の割合は、移動円滑化の目標値の達成に向けて、順調に進捗している。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

##### ① 鉄軌道車両

・バリアフリー化された鉄軌道車両の割合は平成26年度から平成27年度にかけての2年間で年度平均約3%増加しており、このトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれ、順調に推移している。

##### ② ノンステップバス

・ノンステップバスの割合は、中古市場が未成熟であり、かつ新車にあってはワンステップバスと比べて高価であること、座席数が少なく長距離路線が多い地域において敬遠されることが、実績値の伸び悩みの要因と考えられる。長期使用車を中心に代替購入が進む中で、引き続き、バス事業者による支援制度の活用を働きかけることにより、ノンステップバスへの代替が進み、実績値は伸びるものと考えられるが、目標年度に目標値の達成は困難と見込まれる。

##### ③ リフト付きバス等

・リフト付きバス等の割合は、通常の車両と比べて高価であること、乗車定員や荷物室の減少、リフト対応車種が限られていることなどが、実績値の伸び悩みの要因と考えられる。引き続き、バス事業者による支援制度の活用を働きかけることにより、リフト付きバス等への代替が進み、実績値は伸びるものと考えられるが、目標年度に目標値の達成は困難と見込まれる。

##### ④ 福祉タクシー

・福祉タクシー車両の導入台数については、近年の景気の低迷等によるタクシー事業全体の総需要の低下や、通常の車両と比べて高価であること等が実績値の伸び悩みの原因と考えられる。平成24年に創設したユニバーサルデザインタクシー（流し営業にも活用することを想定し、身体障害者のほか、高齢者や妊産婦、子供連れの人等、様々な人が利用できる構造となっている福祉タクシー車両）の標準仕様を満たした車両の導入や、タクシー事業者による支援制度の活用を働きかけることにより、導入が進み、実績値は伸びるものと考えられる。

##### ⑤ 旅客船

・バリアフリー化された旅客船の割合は、景気の低迷等による旅客船事業の不振、原油価格高騰等の影響による費用負担増等で使用船舶の新造・代替建造が低迷した時期もあったが、近年は老朽化した船舶を中心に代替建

造が進んできている。引き続き、旅客船事業者による支援制度の活用を働きかけることにより実績値は順調に推移するものと考えられ、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

⑥航空機

バリアフリー化された航空機の割合は、移動円滑化の目標値の達成に向けて、順調に進捗している。

(事務事業等の実施状況)

①車両のバリアフリー化については、交通事業者がバリアフリー化のための投資を行っており、鉄軌道車両のバリアフリー化は概ね順調に進んできたと評価できる。

②③④車両等のバリアフリー化については、基本的には公共交通事業者がバリアフリー化のための投資を行っており、補助、税制、融資等の支援制度の活用を通じてバリアフリー化を進めてきた。

景気の低迷等による事業不振や原油価格高騰等の影響による費用負担増等によって、既存の車両等の買い替えが進まず、実績値が伸び悩んだものもあるが、各支援制度の有効活用等により、鉄軌道車両、航空機のバリアフリー化は概ね順調に進んできたと評価できる。

⑥・航空機のバリアフリー化は概ね順調に進んできたと評価できる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

① 鉄軌道車両

・バリアフリー化された鉄軌道車両の割合については、順調に推移しているため、「A」と評価した。引き続き、平成29年度の目標値の達成に向け、鉄軌道車両のバリアフリー化の推進を図る。

②ノンステップバス

・ノンステップバスの割合については、中古市場が未成熟であり、かつ新車にあってはワンステップバスと比べて高価であること、座席数が少なく長距離路線が多い地域において敬遠されていることにより目標達成に向けた成果を示していないことから、「B」と評価した。なお、平成23年度に「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」が創設されたこと、平成24年度にバリアフリー車両に対する税制特例措置が創設されたことから、これらの制度を有効に活用することで、より一層車両等のバリアフリー化に努めていく。

③リフト付きバス等

・リフト付きバス等の割合については、通常の車両と比べて高価であること、乗車定員や荷物室の減少、リフト対応車種が限られていることにより目標達成に向けた成果を示していないことから、「B」と評価した。なお、平成23年度に「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」が創設されたこと、平成24年度にバリアフリー車両に対する税制特例措置が創設されたことから、これらの制度を有効に活用することで、より一層車両等のバリアフリー化に努めていく。

④福祉タクシー

・福祉タクシー車両の導入台数については、近年の景気の低迷等によるタクシー事業全体の総需要の低下や、通常の車両と比べて高価であること等により、目標達成に向けた成果を示していないことから、「B」と評価した。なお、平成23年度に「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」が創設されたこと、及びユニバーサルデザインタクシーについては、平成24年に標準仕様が策定され、バリアフリー車両に対する税制特例措置が創設されたことから、これらの制度を有効に活用することで、より一層車両等のバリアフリー化に努めていく。

⑤

・バリアフリー化された旅客船の割合は、景気の低迷等による旅客船事業の不振、原油価格高騰等の影響による費用負担増等で使用船舶の新造・代替建造が低迷した時期もあったが、近年は老朽化した船舶を中心に代替建造が進んできており、今後も順調に進捗するものと考えられるため、「A」と評価した。なお、平成23年度に「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」が創設されたことから、この制度を有効に活用することで、より一層車両等のバリアフリー化に努めていく。

⑥

・バリアフリー化された航空機の割合については、順調に推移しているため、「A」と評価した。引き続き、移動円滑化の目標値の達成に向け、航空機のバリアフリー化の推進を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局安心生活政策課（課長 長井 総和）

：自動車局旅客課（課長 鶴田浩久）

：航空局航空ネットワーク部航空事業課（課長：大沼 俊之）

関係課：鉄道局技術企画課（課長 中山 康二）

海事局内航課（課長 池光 崇）

**業績指標 17**

高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅の一定のバリアフリー化率\*

**評価**

N	目標値：61%（平成32年） 実績値：—（平成28年） 41%（平成25年） 初期値：41%（平成25年）
---	--

**（指標の定義）**

高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー化がなされた住宅の割合

$$\text{一定のバリアフリー化率} = A/B$$

A = 65歳以上の者が居住する住宅のうち一定のバリアフリー化\*がなされた住宅戸数

B = 65歳以上の者が居住する住宅の総戸数

※ 一定のバリアフリー化とは「2箇所以上の手すり設置」又は「段差のない屋内」に該当。

（出典）「住宅・土地統計調査」（総務省）に基づく国土交通省独自集計

**（目標設定の考え方・根拠）**

高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現に向け、住生活基本計画（全国計画）で設定している目標値を設定。

**（外部要因）**

新規住宅着工数、リフォーム件数等

**（他の関係主体）**

なし

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月18日）

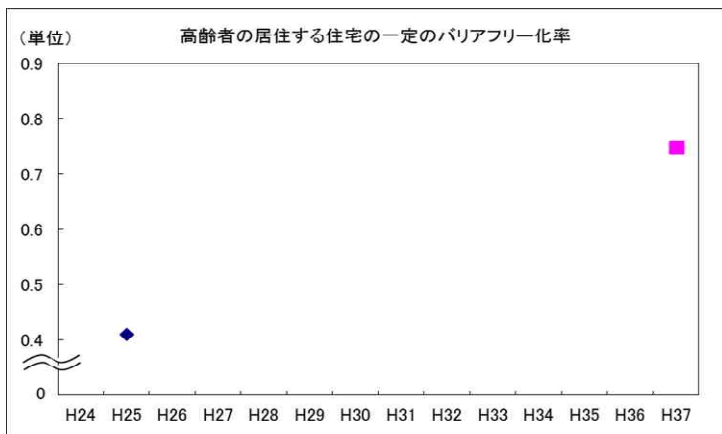
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					(暦年)
H24	H25	H26	H27	H28	
—	41%	—	—	—	



## 主な事務事業等の概要

- バリアフリー化された公的賃貸住宅の供給  
新規に整備する公営住宅等について、バリアフリー対応構造を標準仕様として供給するとともに、既存の公営住宅等についてもバリアフリー改修を促進する。
- 省エネ住宅ポイント  
エコリフォームと併せて行うバリアフリー改修をポイントの発行対象とし、住宅の省エネ化と併せて、住宅のバリアフリー化を促進する。
- 住宅ストック循環支援事業  
エコリフォームと併せて行うバリアフリー改修を補助対象とし、住宅の省エネ化と併せて、住宅のバリアフリー化を促進する。
- 住宅金融支援機構による融資  
証券化支援事業の枠組みを利用したフラット35Sにより、バリアフリー等の性能に優れた住宅の取得を金利の引下げにより支援。  
満60歳以上の高齢者が自宅のバリアフリーリフォーム等を行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とするバリアフリーリフォーム等の融資を実施。
- 住宅のバリアフリー改修促進税制による一定のバリアフリー改修工事を行った場合の特例措置や既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除を実施。
- サービス付き高齢者向け住宅の供給促進  
サービス付き高齢者向け住宅供給促進のため、建設・改修費に対して、国が民間事業者等に直接補助を実施するとともに、固定資産税の減額及び不動産取得税の軽減措置を講じる。  
また、住宅金融支援機構による、サービス付き高齢者向け住宅の建設等に必要な資金に対する融資や、入居一時金に係る民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の融資に対する、住宅融資保険制度を実施。  
住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施。  
住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係る民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の融資について、住宅融資保険制度を実施。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

—

(事務事業等の実施状況)

- バリアフリー化された公的賃貸住宅の供給  
バリアフリー対応の公営住宅等の供給を促進した。(平成27年度新規整備戸数実績：17,372戸)。  
既存の公営住宅等のバリアフリー化を促進した。(平成27年度バリアフリー化の図られたストック戸数：集計中※5月中旬完了予定)  
社会資本整備総合交付金の活用等による、地域優良賃貸住宅等の良質な賃貸住宅の供給等を促進した。(平成27年度整備戸数実績：306戸)
- 省エネ住宅ポイント  
エコリフォームと併せて行うバリアフリー改修をポイントの発行対象とし、住宅の省エネ化と併せて、住宅のバリアフリー化を促進する。
- 住宅ストック循環支援事業  
エコリフォームと併せて行うバリアフリー改修を補助対象とし、住宅の省エネ化と併せて、住宅のバリアフリー化を促進する。
- 住宅金融支援機構による融資  
フラット35Sにより、バリアフリー等の性能に優れた住宅の取得を金利の引下げにより支援した。  
満60歳以上の高齢者が自宅のバリアフリーリフォーム等を行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に

住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とするバリアフリーリフォーム等の融資を実施した。

- 住宅のバリアフリー改修促進税制による一定のバリアフリー改修工事を行った場合の特例措置や既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除を実施。

- サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進をした。

(平成27年度末登録実績：総登録件数6,102件、総登録戸数199,056戸)

(平成28年度末登録実績：総登録件数6,633件、総登録戸数216,680戸)

住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施した。

住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係る民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の融資について、住宅融資保険制度を実施した。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

実績値が把握出来ておらず、目標の達成状況について判断できないため、Nと評価した。  
今後、サービス付き高齢者向け住宅の供給等を通じ、住宅のバリアフリー化を一層促進する。

#### 担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局安心生活安心課（課長 長井 総和）  
：住宅局住宅政策課（課長 和田 康紀）  
関係課：住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 永山 寛理）  
住宅局住宅総合整備課（課長 松本 貴久）  
住宅局安心居住推進課（課長 北 真夫）  
住宅局住宅生産課（課長 眞鍋 純）

**業績指標 18**

全国の海面処分場における受入可能年数\*

**評価**

A	目標値：7年以上を確保（毎年度） 実績値：約8年（平成28年度） 初期値：約8年（平成26年度）
---	--

**（指標の定義）**

各海面処分場における受入予定期間（計画値）に基づき算出した当該年度における残余年数の全国平均値

**（目標設定の考え方・根拠）**

海面処分場の計画策定から廃棄物の受け入れ開始までに、環境影響評価手続や護岸整備に要する期間として、合計約7年の年数が必要であることから、廃棄物処分の実施が困難となる状況を回避するため、残余年数の目標値を7年と設定。

**（外部要因）**

なし

**（他の関係主体）**

環境省（廃棄物行政を所管）

港湾管理者（事業主体）

市町村（一般廃棄物の処理責任者）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

- ・環境基本計画（平成24年4月27日）

廃棄物の適正処理と地域住民との十分な対話を前提として、必要な廃棄物処理施設、最終処分場の整備を進める。（第2部第1章第6節）

- ・海洋基本計画（平成25年4月26日）

港湾の整備に伴うしゅんせつ土砂や循環利用できない廃棄物等について、可能な限り減容化するとともに、最終的に処分するための海面処分場を計画的に整備する。特に、大阪湾圏域の廃棄物は大阪湾内の海面処分場で広域処理し、首都圏の建設発生土は港湾建設資源の広域利用促進システムの活用により、全国の用地造成等に用いる。（第2部4（3））

- ・循環型社会形成推進基本計画（平成25年5月31日）

港湾の整備に伴う浚渫土砂や循環利用できない廃棄物を最終的に処分する海面処分場について、港湾の秩序ある整備と整合を取りつつ、計画的に整備する。（第5章第2節6（2））

**【閣決（重点）】**

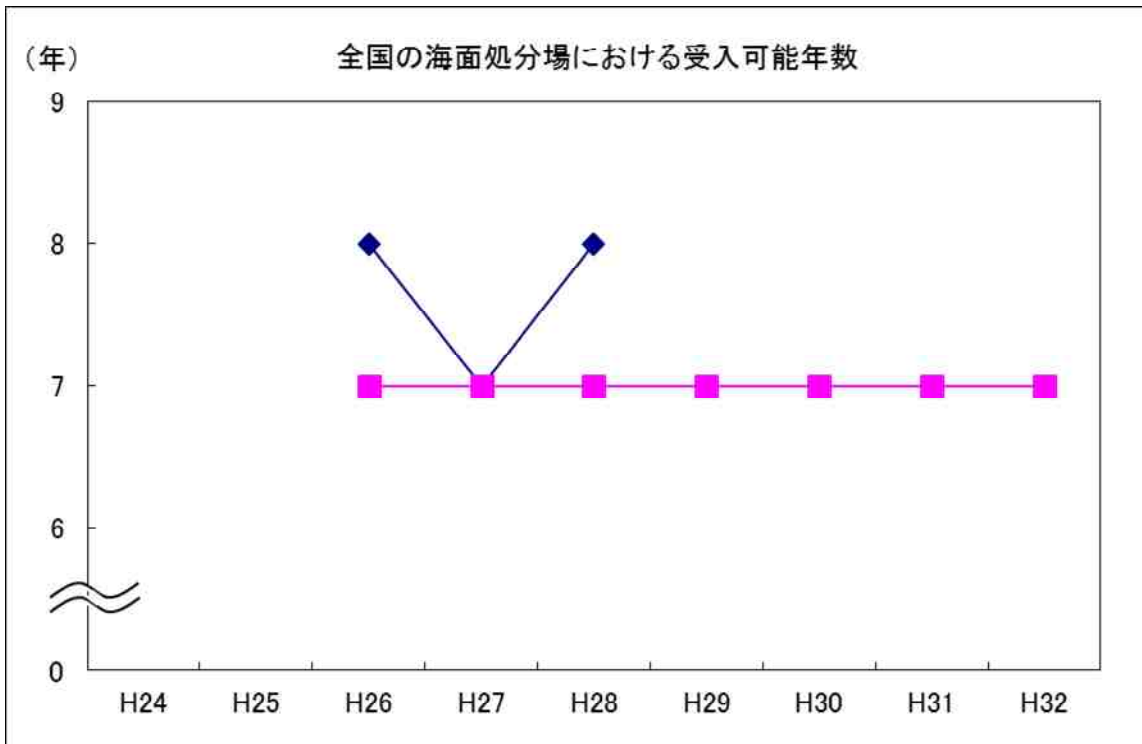
- ・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）

第2章に記載あり

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H24	H25	H26	H27	H28	
—	—	約8年	約7年	約8年	



#### 主な事務事業等の概要

##### ・廃棄物埋立護岸の整備 (◎)

都市部を中心に内陸での最終処分場の確保が困難となっていることから、港湾の秩序ある整備と港湾機能の発現を図るため、物流等の港湾利用との調整を図った上で、真に必要な海面処分場を整備し、廃棄物を受け入れる。また、大阪湾においては近畿2府4県168市町村（平成29年4月現在）を対象とした広域処分場の整備を推進する。

##### ・海面処分場の延命化

循環資源の広域流動の拠点となる港湾を整備し、循環型社会の構築に寄与することで、廃棄物の最終処分量を減量化する。また、首都圏で発生する建設発生土を全国の港湾等における建設資材として広域利用することで、首都圏の海面処分場に投入される建設発生土を減量化する。

予算額：

港湾整備事業費2,314億円（国費）及び社会資本整備総合交付金等19,966億円の内数（平成27年度）

港湾整備事業費2,317億円（国費）及び社会資本整備総合交付金等19,986億円の内数（平成28年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

#### 測定・評価結果

##### 目標の達成状況に関する分析

###### （指標の動向）

平成28年度の実績値は約8年となり、目標年度における目標値を達成した。

###### （事務事業等の実施状況）

港湾整備事業等により、港湾の秩序ある整備と港湾機能の発現を図るため、物流等の港湾利用との調整を図った上で、真に必要な海面処分場の整備を実施している。また、海面処分場の延命化を図るべく、循環型社会の構築に寄与するとともに、首都圏で発生する建設発生土の広域利用を推進している。

##### 課題の特定と今後の取組みの方向性

平成28年度の実績値は約8年であり、目標値を達成したところ。今後とも引き続き目標値を達成すべく、廃棄物埋立護岸の整備及び海面処分場の延命化対策を推進していく。以上から、Aと評価した。

#### 担当課等（担当課長名等）

担当課：港湾局海洋・環境課（課長 佐々木 宏）

**業績指標 19**

市街地等の幹線道路の無電柱化率\*

**評価**

B	目標値：20% (平成32年度) 実績値：16.3% (平成28年度) 初期値：16% (平成26年度)
---	--

**(指標の定義)**

市街地等の幹線道路の上下線別の延長のうち、市街地等の幹線道路で地中化等により電柱、電線類がない上下線別の延長の割合

**(目標設定の考え方・根拠)**

これまでの市街地等における電線類の地中化工事の実績や新設電柱の立地制限によって無電柱化が進展することを示している。

**(外部要因)**

該当なし

**(他の関係主体)**

- ・地方公共団体（事業主体）
- ・電線管理者（電気、通信、CATV等）

**(重要政策)**

**【施政方針】**

- ・なし

**【閣議決定】**

- ・無電柱化の推進に関する法律（平成28年法第112号）
- ・電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成26年法律第39号）
- ・観光立国推進基本計画（平成29年3月28日）  
「引き続き無電柱化を推進する」（第3 1. (一) ②オ）
- ・道路法等の一部を改正する法律（平成25年法律30号）
- ・交通政策基本計画（平成27年2月13日）  
「道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興等の観点から、無電柱化を推進する。」
- ・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第1章に記載あり」

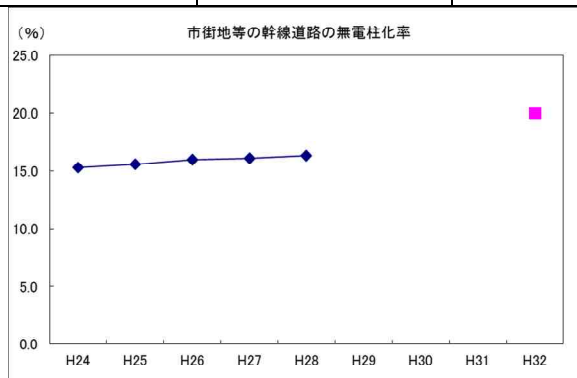
**【閣決（重点）】**

- ・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

**【その他】**

- ・第10次交通安全基本計画（平成28年3月11日中央交通安全対策会議決定）
- ・防災基本計画（平成29年4月11日中央防災会議作成）

過去の実績値					(年度)
H24	H25	H26	H27	H28	
15.3%	15.6%	16%	16.1%	16.3%	



**主な事務事業等の概要**

電線類の地中化 (◎)

- ・電線類の地中化など快適な生活空間を形成する道路整備を推進する。

予算額：

道路整備費16,602億円(国費)及び社会資本整備総合交付金9,018億円(国費)等の内数(平成27年度)

道路整備費16,637億円(国費)及び社会資本整備総合交付金8,983億円(国費)等の内数(平成28年度)



(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

防災・減災に資する道路の無電柱化の促進に係る特例措置の創設（固定資産税）

・防災上重要な道路の無電柱化を促進するため、電線管理者が整備する設備等のコスト負担を軽減する支援措置として、緊急輸送道路において無電柱化を行う際に新たに取得した電線等に係る固定資産税の特例措置

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

市街地等の幹線道路の無電柱化率は、平成27年度が16.1%、平成28年度が16.3%と目標に向けて進捗しているものの、過去の実績による傾向を延長すると目標年度に達成できないことになり、順調でない。

一方、無電柱化の推進に関する法律の成立・施行や固定資産税の特例措置、緊急輸送道路における新設電柱の占用制限、低コスト手法の導入等により、これまで以上に今後事業の進捗が見込まれることから目標年度に目標値の達成が見込まれる。

#### （事務事業等の実施状況）

道路の防災性能の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興の観点から道路の新設又は拡幅との同時整備などの多様な整備手法の周知により、平成28年度においては市街地等の幹線道路において約13.8km 無電柱化事業が完了した。

また、平成28年度より直轄国道の緊急輸送道路において、電柱の新設を禁止する措置を講じている。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

市街地等の幹線道路の無電柱化率については、目標に対してやや伸びが鈍化している状況である。

無電柱化を推進するための課題としては、国内に約3,500万本の電柱が設置されており、さらに毎年約7万本増加していること、電線共同溝の整備コストが高いこと、事業に係る地元との合意形成が難航したこと等による事業着手の遅延などが挙げられる。

このため、「無電柱化の推進に関する法律（平成28年法第112号）」を受け、無電柱化推進計画を策定し、計画的かつ迅速に事業を実施するとともに、埋設基準の緩和等を踏まえた「道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き（案）（平成29年3月）」により低コスト化を図り、本格的な無電柱化の推進を図る。さらに、緊急輸送道路における新設道路の占用制限を実施することにより、これ以上新たに電柱が設置されることを防止する。

以上から総合的に判断し、「B」と位置付けることとした。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課： 道路局 環境安全課（交通安全政策分析官 蓮見 有敏）

関係課： 道路局 国道・防災課（課長 川崎 茂信）

**業績指標 20**  
多様な水源（開発水、雨水、再生水等）による都市用水の供給安定度\*

評価	
A	目標値：約 74%（平成 28 年度） 実績値：約 73%（平成 27 年度） 約 75%（平成 28 年度） 初期値：69%（平成 23 年度）

**（指標の定義）**  
 全国における都市用水の使用量を分母、多様な水源による安定供給量を分子とし、水資源開発施設等による開発水のほか雨水・再生水等の管理しやすい水源によって担保された安定供給量の割合を指標とする。（単位：%）

**（目標設定の考え方・根拠）**  
 近年の我が国における年間降水量の変動の幅が大きくなるとともに経年的な減少傾向がみられる。このため、国民生活や産業活動への安定した水供給を図るには、少雨の年にも安定的に利用できる多様な水源の確保等を推進していく必要がある。

このような観点から本指標では数値を把握しやすく、住民の生活や産業活動への影響が大きい都市用水に焦点を当てることとし、都市用水（生活用水及び工業用水）の使用量に対して、開発水を始めとして、雨水・再生水等の管理しやすい水源によって担保された供給量の割合を「供給安定度」とする指標を設けるものである。

目標値は、H19年度からの過去5年間の都市用水の開発水量や雨水・再生水の利用拡大等の傾向を基にして、目標年次であるH28年度における値を推定している。

**（外部要因）**  
 水資源開発施設整備の進捗や雨水・再生水の利用促進等

**（他の関係主体）**  
 厚生労働省、経済産業省、地方公共団体

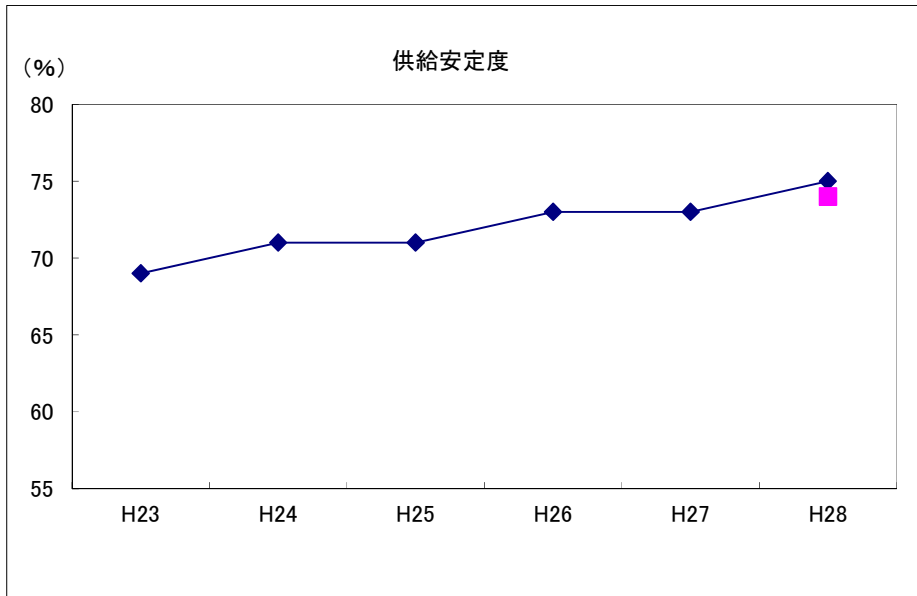
**（重要政策）**  
**【施政方針】**  
 なし

**【閣議決定】**  
 水資源開発基本計画（利根川・荒川水系（平成20年7月4日）、豊川水系（平成18年2月17日）、木曾川水系（平成16年6月15日）、淀川水系（平成21年4月17日）、吉野川水系（平成14年2月15日）、筑後川水系（平成17年4月15日）、水循環基本計画（平成27年7月10日）、国土形成計画（平成27年8月14日）、気候変動の影響への適応計画（平成27年11月27日）

**【閣決（重点）】**  
 なし

**【その他】**  
 なし

過去の実績値					(年度)
H24	H25	H26	H27	H28	
71%	約71%	約73%	約73%	約75%	



## 主な事務事業等の概要

### ① 水資源開発基本計画（フルプラン）の着実な進捗

水利用の安定性の確保、施設の計画的な更新・改築、新たなニーズへの対応等の観点からフルプランを策定し、それに位置付けられた水資源開発施設の建設や既存施設の有効活用等の多様な施策により、水資源の総合的な開発及び利用の合理化を促進する。

予算額 0. 23 億円（平成 27 年度）

0. 23 億円（平成 28 年度）

### ② 独立行政法人水資源機構事業の推進

ダム等建設事業及び用水路等建設事業を推進するとともに、管理業務等を実施する。

予算額 373. 97 億円（平成 27 年度）

393. 83 億円（平成 28 年度）

### ③ 広域的な水循環健全化の推進

健全な水循環系構築のための計画づくりに向けて、地域や流域で健全な水循環系構築に向けた施策を促進するための手法を検討し、「流域における水循環健全化計画（仮称）」策定に向けた取り組み等を行う。

予算額 0. 08 億円（平成 27 年度）

0. 08 億円（平成 28 年度）

### ④ 水の有効利用の推進

水の合理的な利用及び節水型社会の構築を促進、支援することを目的として、雑用水利用の堅実な普及、長期的な継続利用を図る。そのため、雑用水利用施設の更新性、維持管理に着目した基礎調査、支援策の検討を実施するとともに、環境面での社会貢献度を検証するなど、多様な観点から雑用水利用施設の導入による効果を整理し、更なる普及促進を図る。

予算額 0. 31 億円（平成 27 年度）

0. 31 億円（平成 28 年度）

### ⑤ 気候変動への適応策検討

近年、降雨形態の変化や融雪の早期化により全国各地で渇水が発生しており、将来、温暖化によりさらに深刻化する可能性があることから、気候モデルによる新たな影響予測・分析を実施し、その影響を踏まえた被害軽減方策を検討する。

予算額 0. 13 億円（平成 27 年度）

0. 13 億円（平成 28 年度）

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

平成 28 年度の実績値は約 75%（平成 26 年度使用量）となり、目標値を達成した。

#### （事務事業等の実施状況）

平成 28 年度には、独立行政法人水資源機構事業約 393 億円をもって、水資源開発施設の整備及び管理等を行った。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

平成 28 年度の実績値は約 75%（平成 26 年度使用量）となり、目標値を達成したため、A と評価した。

水資源開発施設の完成等により、都市用水が開発され、安定した水供給に寄与しており、これまでの施策が有効に機能してきていると評価できる。一方、無降水日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加が予測されていることから、引き続き水供給の安定性確保のための施策、水の有効利用の推進などを行っていく必要がある。

現在の目標値は平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 年間のトレンドから平成 28 年度の数値を推定しているため、平成 28 年度末における進捗状況に基づき目標値設定の見直しを行う。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課： 水管理・国土保全局 水資源部 水資源計画課（課長 岡積 敏雄）

関係課： 水管理・国土保全局 水資源部 水資源政策課（課長 荒井 仁志）

**業績指標 2 1**

貯水池の建設に伴う水源地域における社会基盤整備事業の完了割合

**評 価**

B	目標値：約 7 8 % （平成 2 8 年度） 実績値： 7 4 % （平成 2 8 年度） 初期値： 5 8 % （平成 2 3 年度）
---	---

**（指標の定義）**

水源地域対策特別措置法に基づく水源地域整備計画のうち、平成 2 3 年度末において進捗中の整備計画（3 0 地域）に位置づけられた事業の総数を分母とし、そのうち完了した事業数を分子とした割合を指標とする。（単位：％）

**（目標設定の考え方・根拠）**

水資源を安定的に確保するためには、水源施設の整備を促進するほか、水源地域における関係住民の生活の安定と地域社会の活性化を図り、水源地域の機能が適切に保全されることが必要である。

このため、貯水池の建設により著しい影響を受ける水源地域では、水源地域整備計画に基づいて道路整備等の社会基盤整備を行うものであり、その着実な進捗を示す指標として整備事業の完了割合を設定する。

平成 2 3 年度末において進捗中の整備計画（3 0 地域）に位置づけられた事業の完了割合（5 8 %）を初期値とし、平成 1 9 年度から平成 2 3 年度まで 5 年間のトレンドから平成 2 8 年度の数値を推定して目標値としている。

**（外部要因）**

ダム事業の進捗状況、地域の経済・社会状況の変化

**（他の関係主体）**

地方公共団体（事業主体）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

**【閣決（重点）】**

なし

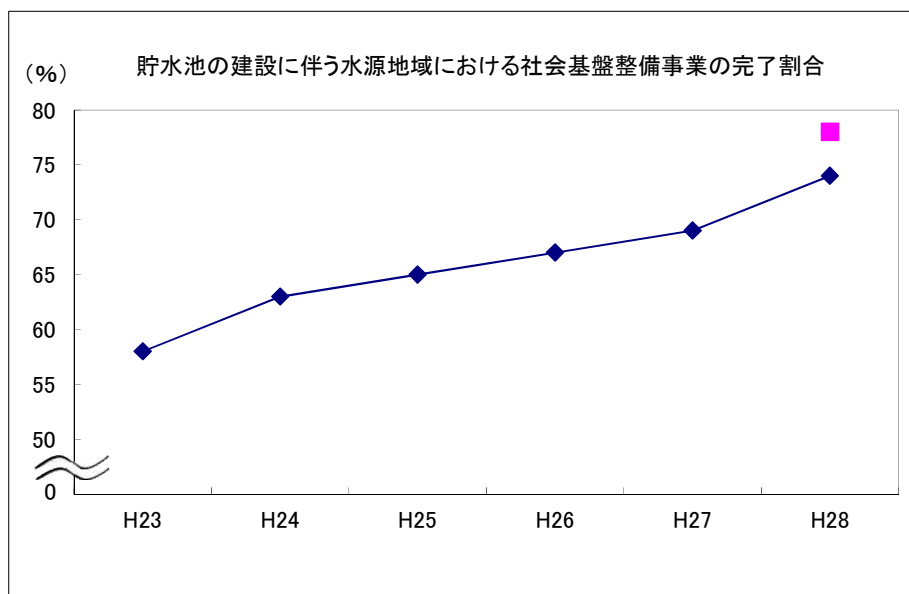
**【その他】**

なし

**過去の実績値**

（年度）

H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
6 3 %	6 5 %	6 7 %	6 9 %	7 4 %



### 主な事務事業等の概要

水源地域の生活環境及び産業基盤を整備し、関係住民の生活の安定と福祉の向上を図るため、水源地域対策特別措置法に基づくダム等の指定、水源地域の指定、水源地域整備計画を決定し、水源地域整備計画に基づく社会基盤整備事業（以下「整備事業」という。）の円滑な推進等、同法の適切な運用を図る。

予算額：0.08億円（平成27年度）

0.08億円（平成28年度）

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

##### （指標の動向）

平成28年度の実績値は74%であり、目標を達成しなかった。

整備事業の事業主体である関係地方公共団体に実施状況について聴取したところ、財政状況や住民意識の変化に合わせた設計の見直しの必要性、用地取得問題により、整備事業の遅れが生じている例があるとの報告を受けている。

また、整備事業はダム建設事業の進捗に合わせて実施されるものが含まれるため、業績指標の実績もダム建設事業の進捗状況に影響を受けていると考えられる。

##### （事務事業等の実施状況）

整備事業の進捗については、定期的に関係地方公共団体からヒアリングを行って、個々の整備事業の進捗状況や課題等の把握に努めているほか、水源地域対策特別措置法第7条（協力）、第11条（国の財政上及び金融上の援助）に基づき水源地域対策の適正かつ円滑な進捗を図るため、関係省庁により構成される水源地域対策連絡協議会等を通じて課題の共有を図るとともに、課題解決に努めている。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

平成28年度の実績値は74%であり、目標を達成しなかったため、Bと評価した。

事業主体である関係地方公共団体へ適切な支援が行われるよう、引き続き水源地域対策連絡協議会等を通じて情報共有を図るとともに、必要に応じて関係省庁との調整に努める。

現在の指標は平成23年度末における進捗状況に基づき定義されたものであるため、平成28年度末における進捗状況に基づき見直しを行う。

### 担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局 水資源部 水資源政策課 水源地域振興室（室長 岡 良介）

**業績指標 2 2**

歩いていける身近なみどりのネットワークが体系的に整備されている割合

**評 価**

B	目標値：約 7 5 % (平成 2 8 年度) 実績値：約 7 1 % (平成 2 7 年度) 集計中 (平成 2 8 年度) 初期値：約 6 9 % (平成 2 2 年度)
---	--

**(指標の定義)**

市街地において、都市住民の徒歩圏（注 1）内に様々な規模の公園・緑地（都市公園以外を含む）（注 2）のネットワークが体系的に整備されている状態（注 3）（分母）を 1 0 0 % とした場合の実際の整備率（分子）

（注 1）都市住民にとって、日常生活上最低限必要とされる学校、店舗、公園等のコミュニティ施設が備わり、主な交通手段が徒歩となる日常生活空間の単位。住区に相当し、概ね 1 k m<sup>2</sup> が標準的な範囲となる。

- （注 2）○小規模な公園・緑地（標準面積 0. 2 5 h a）  
 → 街区公園、市民緑地、児童遊園、条例設置公園、広場公園、緑道 等  
 ○中規模な公園・緑地（標準面積 2 h a）  
 → 近隣公園、特別緑地保全地区、都市緑地、都市林 等

- 大規模な公園・緑地（標準面積 4 h a 以上）  
 → 地区公園、総合公園、運動公園、国民公園、風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園、広域公園、レクリエーション都市、国営公園、緩衝緑地等

（注 3）1 住区当たりの整備水準として、街区公園を含む小規模な公園緑地が 4 箇所、近隣公園を含む中規模な緑地が 1 箇所、地区公園を含む大規模な公園緑地が 0. 2 5 箇所整備されている状態。

**(目標設定の考え方・根拠)**

おおむね全ての市街地において、歩いていける範囲に公園のネットワークを整備することをめざしており、現況値との勘案により平成 2 8 年度の目標値約 7 5 % を設定している。

**(外部要因)**

該当なし

**(他の関係主体)**

地方公共団体（事業主体）

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

- ・地球温暖化対策計画（平成 2 8 年 5 月 1 3 日）第 3 章第 2 節 1.（1）温室効果ガスの排出削減対策・施策「その他の対策・施策 ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の低炭素化」
- ・生物多様性国家戦略 2 0 1 2 - 2 0 2 0（平成 2 4 年 9 月 2 8 日）「第 3 部 第 7 節都市 3 緑地、水辺の保全・再生・創出・管理に係る諸施策の推進」

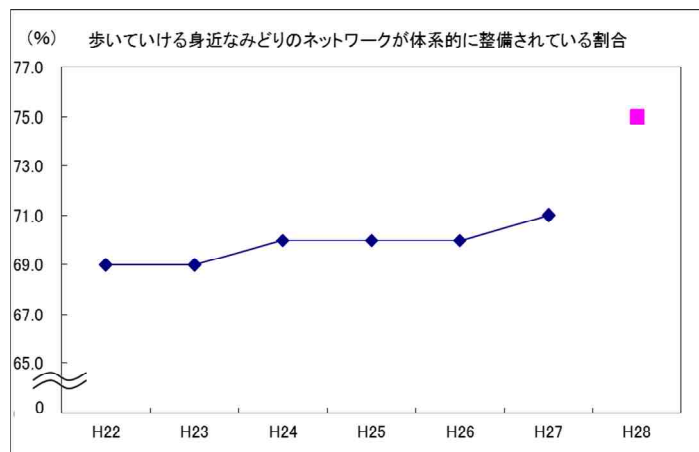
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値						(年度)
H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
約 6 9 %	約 6 9 %	約 7 0 %	約 7 0 %	約 7 0 %	約 7 1 %	集計中



### 主な事務事業等の概要

#### ○住区基幹公園の整備

住区基幹公園の整備を推進することにより、都市の緑を保全・創出し、良好な住環境の形成を図る。

予算額：社会資本整備総合交付金 8,983 億円、防災・安全交付金 11,002 億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金 807 億円の内数（平成 28 年度国費）

社会資本整備総合交付金 9,018 億円、防災・安全交付金 10,947 億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金 811 億円の内数（平成 27 年度国費）

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

##### （指標の動向）

平成 28 年度の実績値は集計中であるが、本業績指標は、目標値の達成に向けたトレンドを下回っている。

##### （事務事業等の実施状況）

社会資本整備総合交付金等により、市街地における都市公園整備を推進した。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

・平成 28 年度の実績値は集計中であるが、前述のとおり、本業績指標は、目標値の達成に向けたトレンドを下回っていることから B と評価した。

・歩いていける範囲の身近な公園については、生物多様性国家戦略 2012－2020（平成 24 年 9 月 28 日）においても、目指す方向として、日常的な暮らしの中で身近な自然とのふれあいの場と機会を確保することとされていることから、引き続き都市公園等の整備を推進していく。

### 担当課等（担当課長名等）

担当課：公園緑地・景観課（課長 町田 誠）

**業績指標 23**  
1人当たり都市公園等面積

**評価**

A	目標値：10.5㎡/人（平成28年度） 実績値： 集 計 中 （平成28年度） 10.3㎡/人（平成27年度） 初期値： 9.8㎡/人（平成22年度）
---	--

**（指標の定義）**  
都市公園等（都市公園及びカントリーパーク）の面積（分子）を都市域及びカントリーパークが設置された市町村の人口（分母）で除したものを。  
※カントリーパーク：都市計画区域外の一定の農山漁村に整備する公園

**（目標設定の考え方・根拠）**  
緑豊かな生活環境の形成を図るため、第二次新・生物多様性国家戦略（平成14年3月27日）において、長期的に住民一人当たりの都市公園等面積を20㎡とすることを目標にしているところであり、都市公園等の現況値のトレンドを踏まえ目標値を設定。

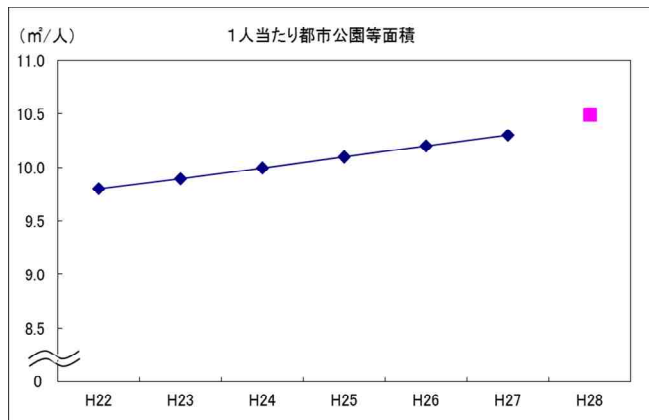
**（外部要因）**  
該当なし

**（他の関係主体）**  
地方公共団体（事業主体）

**（重要政策）**  
**【施政方針】**  
なし  
**【閣議決定】**  
・観光立国推進基本計画（平成29年3月28日）「都市公園の整備に当たっては史跡や名勝、豊かな自然環境等地域の魅力ある観光資源を生かす取組を推進する」、「市民、企業等とも協働しつつ、都市に残された貴重な緑地の保全及び緑化を推進するとともに、緑に関する行催事等を通じ、世界に誇る花と緑豊かな魅力ある都市を形成する」  
・観光立国推進基本計画（平成24年3月30日）「都市公園の整備に当たっては史跡や名勝、豊かな自然環境等地域の魅力ある観光資源を生かす取組を推進する」、「市民、企業等とも協働しつつ、都市に残された貴重な緑地の保全及び緑化を推進するとともに、緑に関する行催事等を通じ、世界に誇る花と緑豊かな魅力ある都市を形成する」  
・生物多様性国家戦略2012－2020（平成24年9月28日）「第3部 第7節都市 3 緑地、水辺の保全・再生・創出・管理に係る諸施策の推進」  
・長期戦略指針「イノベーション25」（平成19年6月1日）「都市公園の整備を始め、NPO等による緑化活動の促進、公共公益施設の緑化の推進、都市開発事業における緑地等の創出に関わる民間事業者の取組を評価する制度の開発・普及等、多様な主体による国民運動としての都市緑化活動を展開。」  
・21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）「緑地の保全、都市公園の整備、公共公益施設の緑化、屋上緑化等を推進することにより都市内において森と呼べるような豊かな自然空間を再生・創出する。」

**【閣決（重点）】**  
なし  
**【その他】**  
なし

過去の実績値						(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
9.8㎡/人	9.9㎡/人	10.0㎡/人	10.1㎡/人	10.2㎡/人	10.3㎡/人	集計中





## 主な事務事業等の概要

### ① 国営公園の整備

わが国固有の優れた文化的資産の保存及び活用や広域的レクリエーション需要への対応を図るため、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園（奈良県）など国営公園の整備を推進している。

予算額：国営公園整備費 90億円（平成28年度国費）

国営公園整備費 99億円（平成27年度国費）

### ② 都市公園等整備事業に対する補助

地方公共団体が行う都市公園等の整備に対して補助を行い、都市公園等の整備を支援する。

予算額：社会資本整備総合交付金8,983億円、防災・安全交付金11,002億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金807億円の内数（平成28年度国費）

社会資本整備総合交付金9,018億円、防災・安全交付金10,947億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金811億円の内数（平成27年度国費）

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

- ・都市公園等面積は着実に増加している。

#### （事務事業等の実施状況）

- ・直轄事業においては、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園（奈良県）等の整備を推進した。
- ・補助事業においては、社会資本整備総合交付金等により地方公共団体による公園整備への支援を行った。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成28年度の実績値は集計中であるが、前述のとおり、本業績指標は、概ね順調に増加していることから、Aと評価した。
- ・1人当たり都市公園等面積は諸外国の都市と比較するとまだ低い水準にあり、防災や地域の活性化などの社会的要請に応えるため、引き続き社会資本整備総合交付金等により都市公園等の整備を推進していく。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：公園緑地・景観課（町田 誠）

**業績指標 24**

都市空間における水と緑の公的空間（制度等により永続性が担保されている自然的環境）確保量\*

**評価**

A	目標値：14.1㎡/人（平成32年度） 実績値： 集計中（平成28年度） 13.2㎡/人（平成27年度） 初期値：12.8㎡/人（平成24年度）
---	---

**（指標の定義）**

都市域における（原則都市計画区域とする）自然的環境（樹林地、草地、水面等）を主たる構成要素とする空間であり、制度等により永続性が担保されている空間の確保量（面積）を都市計画区域人口で除したものを。

<分母>都市計画区域人口（人）

<分子>都市域の永続的自然環境面積※（㎡）

※都市における緑地・水面等の中でも、都市公園をはじめとした公共公益施設としての緑地、特別緑地保全地区等に指定されている緑地など、法律等に基づく規制によって永続性が担保されている土地の面積

**（目標設定の考え方・根拠）**

水と緑豊かで良好な都市環境の形成を図るため、都市公園、特別緑地保全地区等の現況値のトレンドを踏まえ目標値を設定。

**（外部要因）**

なし

**（他の関係主体）**

地方公共団体（事業主体）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

- ・観光立国推進基本計画（平成29年3月28日）「都市公園の整備に当たっては史跡や名勝、豊かな自然環境等地域の魅力ある観光資源を生かす取組を推進する」、「市民、企業等とも協働しつつ、都市に残された貴重な緑地の保全及び緑化を推進するとともに、緑に関する行催事等を通じ、世界に誇る花と緑豊かな魅力ある都市を形成する」
- ・地球温暖化対策計画（平成28年5月13日）第3章第2節1.（1）温室効果ガスの排出削減対策・施策「その他の対策・施策 ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の低炭素化」
- ・観光立国推進基本計画（平成24年3月30日）「都市公園の整備に当たっては史跡や名勝、豊かな自然環境等地域の魅力ある観光資源を生かす取組を推進する」、「市民、企業等とも協働しつつ、都市に残された貴重な緑地の保全及び緑化を推進するとともに、緑に関する行催事等を通じ、世界に誇る花と緑豊かな魅力ある都市を形成する」
- ・生物多様性国家戦略2012－2020（平成24年9月28日）「第3部 第7節都市 3 緑地、水辺の保全・再生・創出・管理に係る諸施策の推進」
- ・低炭素社会づくり行動計画（平成20年7月29日）「緑地の保全や都市緑化等の推進」
- ・長期戦略指針「イノベーション25」（平成19年6月1日）「都市公園の整備を始め、NPO等による緑化活動の促進、公共公益施設の緑化の推進、都市開発事業における緑地等の創出に関わる民間事業者の取組を評価する制度の開発・普及等、多様な主体による国民運動としての都市緑化活動を展開。」
- ・21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）「緑地の保全、都市公園の整備、公共公益施設の緑化、屋上緑化等を推進することにより都市内において森と呼べるような豊かな自然空間を再生・創出する。」

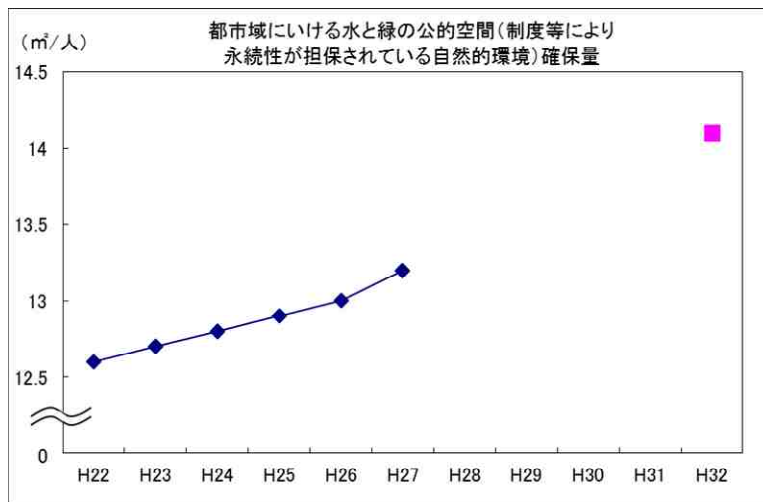
**【閣決（重点）】**

- ・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」
- ・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

**【その他】**

- ・環境行動計画（平成26年3月）（平成29年3月一部改定）  
第三章 II. 自然共生社会<4. 自然共生社会の形成に向けた取組の推進>

過去の実績値						(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
12.6㎡/人	12.7㎡/人	12.8㎡/人	12.9㎡/人	13.0㎡/人	13.2㎡/人	集計中



### 主な事務事業等の概要

- ① 国営公園の整備 (◎)
 

わが国固有の優れた文化的資産の保存及び活用や広域的レクリエーション需要への対応を図るため、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園（奈良県）など国営公園の着実な整備を推進している。

予算額：国営公園整備費 90億円（平成28年度国費）  
国営公園整備費 99億円（平成27年度国費）
- ② 都市公園等整備事業に対する補助 (◎)
 

地方公共団体が行う都市公園等の整備に対して補助を行い、都市公園等の整備を支援する。

予算額：社会資本整備総合交付金8,983億円、防災・安全交付金11,002億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金807億円の内数（平成28年度国費）  
社会資本整備総合交付金9,018億円、防災・安全交付金10,947億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金811億円の内数（平成27年度国費）
- ③ 古都及び緑地保全事業の推進 (◎)
 

古都及び緑地保全事業を推進することにより、身近な緑地の保全を図る。

予算額：社会資本整備総合交付金8,983億円、防災・安全交付金11,002億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金807億円の内数（平成28年度国費）  
社会資本整備総合交付金9,018億円、防災・安全交付金10,947億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金811億円の内数（平成27年度国費）
- ④ 特別緑地保全地区内の土地に係る相続税の延納に伴う利子税の特例措置（相続税）
 

相続税額について延納の許可を受けた者に係る課税相続財産の価額のうちに、特別緑地保全地区にある土地の価額がある場合の利子税の利率の特例措置を講ずる。
- ⑤ 相続税評価額の特例措置（相続税）
 

特別緑地保全地区内の山林、原野、立木について、評価の軽減措置を講ずる。
- ⑥ 地価税に係る非課税措置（地価税）※平成10年1月1日より当分の間、課税の停止
 

特別緑地保全地区内の緑地に係る土地の非課税措置を講ずる。
- ⑦ 市街化区域農地に対して課す固定資産税の特例措置（固定資産税）
 

市街化区域農地のうち、三大都市圏の既成市街地等内の市の区域に存するものに係る宅地並み課税について、特別緑地保全地区内の農地については適用除外とする。
- ⑧ 特別緑地保全地区内の土地の評価の軽減等（相続税）
 

特別緑地保全地区内の土地（ホテル、料理店等の施設の用に供する土地以外）の山林・宅地に係る評価の軽減措置を講ずる。
- ⑨ 特別緑地保全地区内の土地の評価の軽減等（固定資産税）
 

特別緑地保全地区内の土地（ホテル、料理店等の施設の用に供する土地以外）の山林・宅地に係る固定資産税の特例措置を講ずる。
- ⑩ 特別緑地保全地区に係る土地に対する非課税措置（特別土地保有税）
 

特別緑地保全地区内の土地（ホテル、料理店等の施設の用に供する土地以外）に係る特別土地保有税の非課税措置を講ずる。
- ⑪ 市民緑地に係る課税の特例措置（相続税）
 

市民緑地の用地として貸し付けられている土地の評価の軽減措置を講ずる。
- ⑫ 認定緑化施設に係る課税の特例措置（固定資産税）
 

緑化施設整備計画の認定を受けた認定緑化施設に係る課税標準の特例措置を講ずる。
- ⑬ 生産緑地に係る相続税の特例措置（相続税）
 

農地等に係る相続税の納税猶予措置を講ずる。
- ⑭ 生産緑地地区内の農地に係る非課税措置（地価税）
 

生産緑地地区内の農地等のうち買取りのされていないものに係る地価税の非課税措置を講ずる。
- ⑮ 贈与により農地等を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予（不動産取得税）
 

贈与により一定割合以上の農地等を取得した場合の不動産取得税について徴収を猶予する（贈与税が免除される場合は納税義務免除）。

⑩市街化区域農地に対して課する固定資産税の特例措置（固定資産税）

特定市街化区域農地に係る宅地並み課税について、生産緑地地区内の農地については適用除外とする。

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

都市における自然的環境の多くを占める都市公園の面積としては、過去の実績値（平成26年度約123千ha、平成27年度約124千ha）から推計すると平成28年度は約1千ha程度増加することが見込まれ、過去のトレンドを延長した場合、目標年度に目標値の達成が見込まれる。

(事務事業等の実施状況)

- ・直轄事業においては、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園（奈良県）など国営公園の整備を推進した。【都市局】
- ・補助事業においては、社会資本整備総合交付金等により、地方公共団体による緑とオープンスペースの確保への支援を行った。【都市局】
- ・良質な緑の道路空間を構築するため、道路緑化を推進した。【道路局】
- ・すべての川づくりにおいて「多自然川づくり」を推進するとともに、湿地の保全・再生等の自然再生事業を推進した。【水局】
- ・山麓斜面に市街地が接している都市において、土砂災害に対する安全性を高め緑豊かな都市環境を形成するため、一連の樹林帯（グリーンベルト）の整備を推進した。【水局】
- ・港湾空間における良好な環境の実現のため、港湾緑地の整備を実施した。【港湾局】
- ・特定飛行場の周辺区域（第3種区域）内の移転補償跡地において緩衝緑地帯等を整備した。【航空局】
- ・下水道施設の緑化や開水路等を活用したせせらぎ整備等を推進した。【水局】
- ・良好な都市環境形成の観点から、屋上緑化を含めた官庁施設の構内緑化を推進した。【官庁】

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成28年度の実績値は集計中であるが、前述のとおり、本業績指標は、概ね順調に増加していることから、Aと評価した。
- ・都市域における水と緑の公的空間を確保していく上で、引き続き社会資本整備総合交付金等により、都市公園の整備、緑地の保全・創出、道路・河川・急傾斜地・港湾等の公共空間の緑化を推進していく必要がある。

担当課等（担当課長名等）

担当課：公園緑地・景観課（課長 町田 誠）

関係課：道路局環境安全課（課長 森山 誠二）

水管理・国土保全局河川環境課（課長 小俣 篤）

水管理・国土保全局砂防部砂防計画課（課長 栗原 淳一）

水管理・国土保全局下水道部流域管理官（流域管理官 岡本 誠一郎）

港湾局海洋・環境課（課長 佐々木 宏）

航空局航空ネットワーク部空港業務課（課長 岡本 誠司）

住宅局住宅総合整備課（課長 松本 貴久）

大臣官房官庁営繕部整備課（課長 尾崎 俊文）

**業績指標 25**

生物多様性確保に配慮した緑の基本計画の策定割合

**評価**

B	目標値：約 50%（平成 32 年度） 実績値：約 43%（平成 28 年度） 初期値：約 33%（平成 22 年度）
---	---

**(指標の定義)**

政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定する緑の基本計画について、緑地の保全及び緑化の目標、緑地の配置方針、緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項のいずれかに、生物多様性の確保に関する項目が設定されている計画割合

分子：政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定した緑の基本計画のうち、生物多様性の確保に関する配慮事項が記載されている計画の策定数

分母：政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定した緑の基本計画策定数

**(目標設定の考え方・根拠)**

緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）は、都市緑地法に基づき市町村が定める総合的な都市における緑に関するマスタープランであり、都市の生物多様性を確保するために必要なエコロジカルネットワークの形成を図るためには緑の基本計画の活用が効果的である。このため、都市における生物多様性の確保に関する指標として、生物多様性の確保に関する配慮事項が記載されている緑の基本計画の策定割合を把握する。対象都市における緑の基本計画の改定時期のトレンド等を踏まえ、改訂時には生物多様性の確保に関する配慮事項が追加されることを見込んで、平成 32 年度末までには 50%が達成されることを目標とする。

**(外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

地方公共団体(市区町村)(緑の基本計画の策定主体)

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

- ・生物多様性基本法(平成 20 年法律第 58 号)
- ・地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成 22 年法律第 72 号）
- ・生物多様性国家戦略 2012-2020(平成 24 年 9 月 28 日)第 3 部第 1 章第 7 節 2 緑地の保全・再生・創出・管理に係る総合的な計画の策定

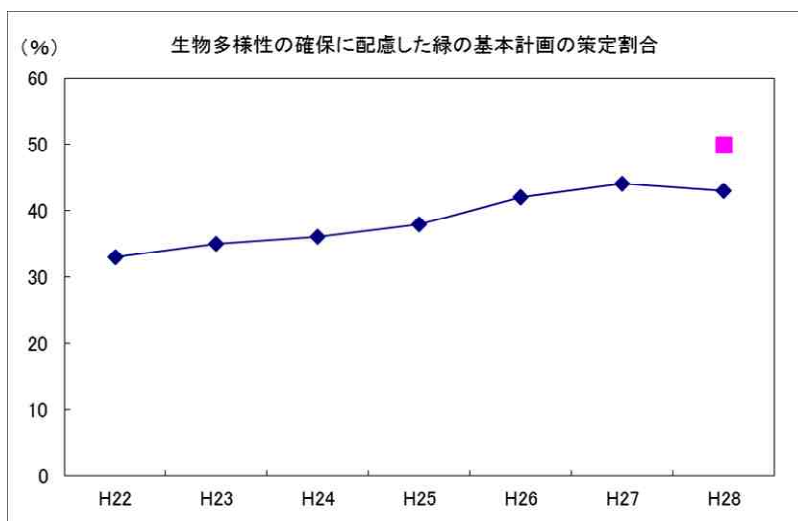
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

国土交通省都市局において平成 23 年 10 月に「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を策定したことを踏まえ、都市の生物多様性の状況や施策の進捗状況等を把握する指標の例示等、都市の生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定に資する技術的支援を行う。

過去の実績値				(年度)	
H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	
約 36%	約 38%	約 42%	約 44%	約 43%	



### 主な事務事業等の概要

平成 23 年 10 月に「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を策定した。また、平成 25 年 5 月に「都市の生物多様性指標（素案）」を策定したことを踏まえ、平成 28 年 11 月には素案に改良を加え、地方公共団体において、都市における生物多様性の取組状況をより簡便に把握・評価し、将来の施策立案や普及等に活用することを目的とした「都市の生物多様性指標（簡易版）」を策定した。今後も、都市の生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定に資する技術的支援を引き続き行っている。

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

##### （指標の動向）

実績値の分母及び分子のリアル実数を記載

過去の実績値の進捗（H22;約 33%、H23;約 35%、H24;約 36%、H25;約 38%）から、目標に向かって推移しており、目標期限である平成 32 年度には目標値の達成が可能であると考えられる。

##### （事務事業等の実施状況）

「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」や「都市の生物多様性指標（素案）」、「都市の生物多様性指標（簡易版）」の普及に努めている。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

前述のとおり過去の実績値の進捗から今後も着実に実績値の増加が見込まれており、目標年度に目標達成するため、今後も引き続き「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」や「都市の生物多様性指標（素案）」、「都市の生物多様性指標（簡易版）」の普及をさらに行う。

以上より、B と判断した。

### 担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局公園緑地・景観課緑地環境室（室長 町田 誠）

関係課： 該当なし

**業績指標 26**  
下水汚泥エネルギー化率\*

**評価**

B	目標値：約30%（平成32年度） 実績値：集計中（平成28年度） 約16%（平成27年度） 初期値：約15%（平成25年度）
---	---

**（指標の定義）**

- 下水汚泥中の有機物のうち、消化ガス発電や固形燃料化等としてエネルギー利用されたものの割合  
 （分母）下水汚泥中の有機物  
 （分子）消化ガス発電や固形燃料化等としてエネルギー利用された下水汚泥中の有機物

**（目標設定の考え方・根拠）**

- 今後、現在約3割が未利用の消化ガスの有効利用が行われ、焼却炉の更新時における固形燃料化施設への転換等が行われることを見込んで、下水汚泥のエネルギー化率が平成32年度に約30%まで進展することを目標とする。

**（外部要因）**

- 技術開発の動向、資源価格の高騰

**（他の関係主体）**

- 地方公共団体（事業主体）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

- 第189回国会施政方針演説（平成27年2月12日）「あらゆる施策を総動員して、徹底した省エネルギーと、再生可能エネルギーの最大限の導入を進めてまいります。」

**【閣議決定】**

- エネルギー基本計画（平成26年4月10日）「再生可能エネルギーについては、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく。」（第2章第2節1.（1））

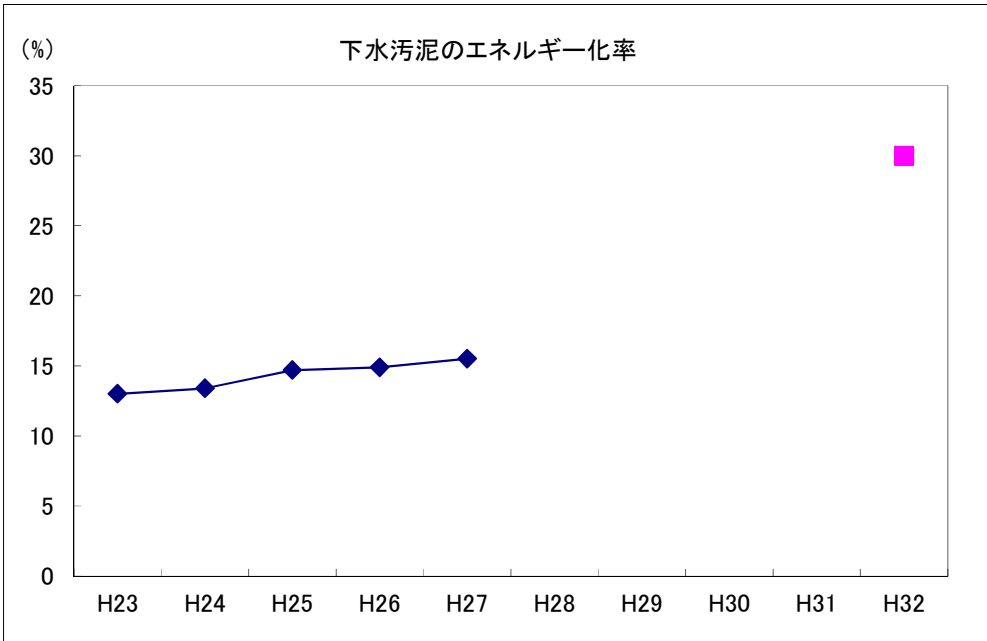
**【閣決（重点）】**

- 社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「下水汚泥エネルギー化率 平成25年度 約15% → 平成32年度 約30%」（第2章第2節3-4）

**【その他】**

- なし

過去の実績値				(年度)
H24	H25	H26	H27	H28
約13%	約15%	約15%	約16%	集計中



## 主な事務事業等の概要

### ○ 下水汚泥のエネルギー利用 (◎)

- ・ 下水汚泥のエネルギー利用を促進するため、地方公共団体が行う汚泥のエネルギー化施設の整備に対して支援を行うとともに、革新的技術の実証事業を行う。

社会資本整備総合交付金予算額 9,018億円の内数(平成27年度国費予算ベース)

社会資本整備総合交付金予算額 8,983億円の内数(平成28年度国費予算ベース)

下水道事業関連予算額 54億円の内数(平成27年度国費予算ベース)

下水道事業関連予算額 54億円の内数(平成28年度国費予算ベース)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

平成26年度の実績値は25年度から横ばいであったが、27年度の実績値は26年度よりも1%増加した。平成28年度の実績値は集計中である。平成24年度以降の固定価格買取制度(FIT)の活用等により、平成28年度には21カ所で消化ガス発電及び固形燃料化が稼働しているなど、エネルギー化施設数は近年増加傾向にあり、今後の実績値の上昇が見込まれる。

#### (事務事業等の実施状況)

- ・ 平成27年5月の下水道法改正において、下水道管理者に対し、発生汚泥のエネルギー化・肥料化の努力義務を規定し、下水汚泥のエネルギー化・肥料化に関する下水道管理者の取組を促進した。
- ・ 平成23年度以降、「下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)」により、下水道における創エネ対策に係る革新的技術を実証し、下水汚泥のエネルギー化を推進した。
- ・ 平成26年度以降、下水汚泥固形燃料のJIS規格を制定し、品位の安定化及び信頼性の確立を図り、市場の活性化を促進した。
- ・ 平成29年3月には、既存の下水処理場における地域バイオマス利活用技術や導入検討方法、事業性評価についてとりまとめた「下水処理場における地域バイオマス利活用マニュアル」を策定し、エネルギー化向上に向けた地域バイオマスの効率的な集約・利活用を推進した。
- ・ 平成26年度予算概算要求に係る政策アセスメントの事後評価について、平成28年度政策チェックアップ評価にて実施した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 実績値が平成25年度からほぼ横ばいで推移している現状だが、今後の実績値の上昇が見込まれることからBと評価した。
- ・ B-DASHプロジェクトを含む新技術の開発及び導入を推進する。
- ・ 平成27年の下水道法改正における努力義務を受けて、施設の改築・更新にあわせた創エネ技術の導入について自治体に促す。

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局下水道部下水道企画課(課長 住本 靖)



業績指標 27

汚水処理人口普及率\*

評価

B

目標値：約96%（平成32年度）  
 実績値：集計中（平成28年度）  
 約90%（平成27年度）※  
 初期値：約89%（平成25年度）※  
 ※東日本大震災の影響で、福島県において調査不能な自治体があるため参考値

(指標の定義)

汚水処理施設（下水道、集落排水施設、浄化槽等）が普及している人口の割合

(分母) 総人口

(分子) 汚水処理施設（下水道、集落排水施設、浄化槽等）が普及している人口

(目標設定の考え方・根拠)

将来的には、全人口が汚水処理施設を利用できるようにする必要があるが、これまでの整備状況を踏まえて、汚水処理人口普及率を平成32年度までに約96%まで向上させることを目標として設定。

(外部要因)

技術開発の動向等

(他の関係主体)

- ・環境省（浄化槽事業を所管）
- ・農林水産省（集落排水施設事業を所管）
- ・地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

- ・第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）  
 「下水道や浄化槽の整備のように、複数の省庁にまたがる同種の公共事業を地域再生のため実施する場合には、窓口を一本化して交付金を地方に配分する仕組みをつくります。」

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

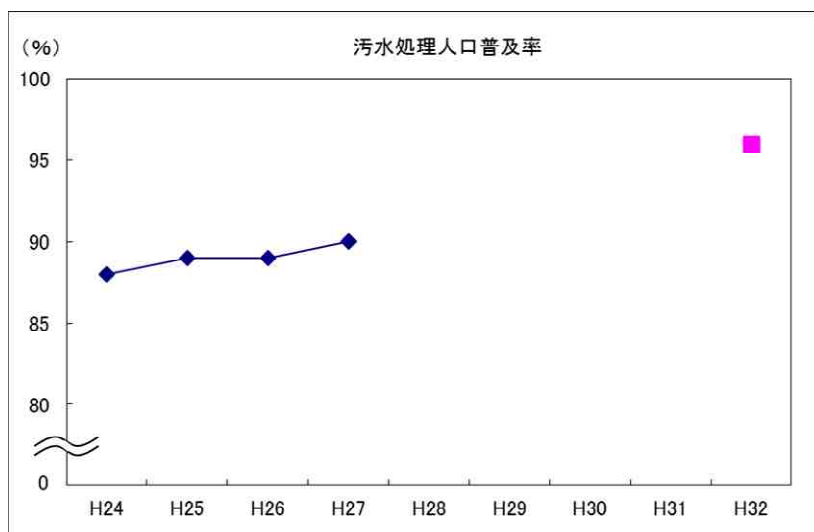
- ・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H24	H25	H26	H27	H28
約88%※	約89%※	約89%※	約90%※	(集計中)

※東日本大震災の影響で、福島県において調査不能な自治体があるため参考値



## 主な事務事業等の概要

### ○汚水処理施設の整備（◎）

- ・効率的な汚水処理施設整備をすすめるため、地域の特性を踏まえた適切な役割分担の下、下水道、集落排水施設、浄化槽等の整備を連携して実施する。
- ・下水道の整備を促進するため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。

社会資本整備総合交付金予算額 9,018億円の内数（平成27年度国費予算ベース）

社会資本整備総合交付金予算額 8,983億円の内数（平成28年度国費予算ベース）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

- ・汚水処理人口普及率の平成28年度の実績値は集計中であるが、平成27年度の実績値は約90%※で、前年度から約1%上昇している。
- ・普及状況は地域間、人口規模によって大きな差があり、汚水処理人口普及率が全国平均を超えているのは、16都道府県だけである。また、5万人未満の中小市町村における汚水処理人口普及率は77.5%※（平成27年度末時点）にとどまっている。  
※東日本大震災の影響で、福島県において調査不能な自治体があるため参考値である。

#### （事務事業等の実施状況）

- ・平成26年1月に、汚水処理に関する国土交通省、農林水産省、環境省の三省が連携し、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想※の見直しの推進について」を発出し。併せて「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想※策定マニュアル」を公表し、都道府県構想※の徹底した見直しと10年概成に向けたアクションプランの策定を要請した。  
※都道府県構想：各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な構想で、水質保全効果や費用比較による経済性等を勘案し、地域の実情に応じた効果的かつ適正な整備手法を選定するもの

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業務指標については、過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値の達成は難しいと考えられるため、Bと評価した。
- ・平成26年1月に、汚水処理に関する国土交通省、農林水産省、環境省の三省が連携し、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想※の見直しの推進について」を発出し。併せて「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想※策定マニュアル」を公表し、都道府県構想※の徹底した見直しと10年概成に向けたアクションプランの策定を要請しているが、地方公共団体の厳しい財政事情等のため、汚水処理整備が進みにくい状況がある。
- ・引き続き、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた下水道計画の見直しを推進した上で、各汚水処理施設の連携を一層強化するとともに、地域の実情に応じた低コスト技術の導入や官民連携の下水道整備手法を導入し、効率的な汚水処理施設整備を推進する。
- ・平成28年度末を市町村のアクションプラン策定の期限としていたことから、内容を精査し10年概成が難しいと思われる地方公共団体に個別ヒアリングを行うなど、未普及解消に向けた施策の検討を進める。  
※都道府県構想：各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な構想で、水質保全効果や費用比較による経済性等を勘案し、地域の実情に応じた効果的かつ適正な整備手法を選定するもの

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課（課長 加藤裕之）

関係課：

**業績指標 28**

持続的な汚水処理システムのための都道府県構想策定率\*

**評価**

A	目標値：100%（平成32年度） 実績値：集計中（平成28年度） 約19%（平成27年度） 初期値：約2%（平成26年度）
---	--

**(指標の定義)**

都道府県構想が策定されている都道府県数の割合

(分母) 全都道府県数

(分子) より効率的な汚水処理の整備・運営管理を適切な役割分担の下、計画的に実施していくための構想が策定されている都道府県数

**(目標設定の考え方・根拠)**

平成32年度までに全都道府県で持続的な汚水処理システム構築に資する都道府県構想の策定が完了。

**(外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

- ・環境省（浄化槽事業を所管）
- ・農林水産省（集落排水施設事業を所管）
- ・地方公共団体（事業主体）

**(重要政策)**

**【施政方針】**

- ・なし

**【閣議決定】**

なし

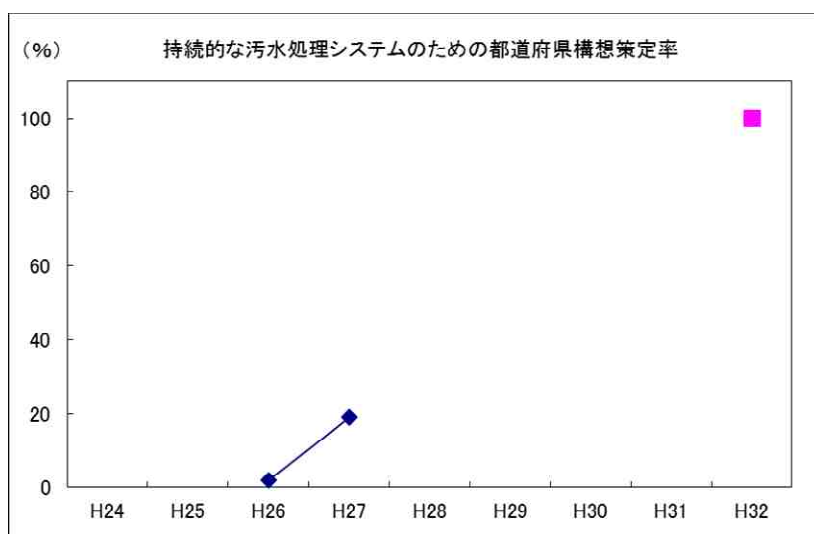
**【閣決（重点）】**

- ・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H24	H25	H26	H27	H28	
—	—	約2%	約19%	(集計中)	



## 主な事務事業等の概要

○都道府県構想の策定・見直しの促進（◎）

・人口減少等を踏まえた持続的な汚水処理システム構築（生活排水処理に係る下水道は、人口減少等に対応し、集落排水、浄化槽等の汚水処理施設との適切な役割分担の下、効率的な整備を実施。また、時間軸の概念に基づき既存ストックの活用や施設の統廃合、汚泥の利活用など段階的に効率的な管理運営を推進）

・都道府県構想の策定・見直しを促進するため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。

社会資本整備総合交付金予算額 9,018億円の内数（平成27年度国費予算ベース）

社会資本整備総合交付金予算額 8,983億円の内数（平成28年度国費予算ベース）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

・持続的な汚水処理システムのための都道府県構想策定率の平成28年度の実績値は集計中であるが、平成27年度の実績値は約19%で、前年度から約17%上昇しており、順調である。

#### （事務事業等の実施状況）

・平成26年1月に、汚水処理に関する国土交通省、農林水産省、環境省の三省が連携し、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想※の見直しの推進について」を発出し、併せて「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想※策定マニュアル」を公表し、都道府県構想※の徹底した見直しと10年概成に向けたアクションプランの策定を要請した。

・平成27年度に実施した政策アセスメント（平成28年度概算予算要求）である「汚水処理施設統合化推進事業の創設」の事後評価については、本業績指標をもってその効果を測定しているところ、平成27年度の実績値は19%で、前年度から約17%上昇しており、順調な進捗が見られる状況である。平成28年度の実績値は現在集計中であるが、都道府県構想※の見直しはさらに促進されている見込み。

※都道府県構想：各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な構想で、水質保全効果や費用比較による経済性等を勘案し、地域の実情に応じた効果的かつ適正な整備手法を選定するもの

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

・業務指標については、策定・見直しの進捗が見られ、順調に推移しているためAと評価した。

・平成28年度末を市町村のアクションプラン策定の期限としていたことから、その内容をもとに、平成30年度末までの持続的な汚水処理システムのための都道府県構想※見直しを要請しているため、今後も順調に推移する見込み。

・平成26年1月に、汚水処理に関する国土交通省、農林水産省、環境省の三省が連携し、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想※の見直しの推進について」を発出し、併せて「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想※策定マニュアル」を公表し、都道府県構想※の徹底した見直しと10年概成に向けたアクションプランの策定を要請した。

※都道府県構想：各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な構想で、水質保全効果や費用比較による経済性等を勘案し、地域の実情に応じた効果的かつ適正な整備手法を選定するもの

## 担当課等（担当課長名等）

担当課： 水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課（課長 加藤裕之）

関係課：

**業績指標 29**

水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の割合\*

評価	
A	目標値：50%（平成 32 年度） 実績値：29%（平成 27 年度） 33%（平成 28 年度） 初期値：25%（平成 26 年度）

**（指標の定義）**

河川法上の河川に隣接する都市のうち、水辺の賑わい創出に向けた取り組みを実施した都市の割合  
 水辺の賑わい創出に向けた取り組みを実施した都市の割合=①/②

- ① 水辺の賑わい創出に向け、「かわまちづくり」計画による利活用の立案や河川区域内施設の民間開放等の具体的な取組を実施した市区町村数
- ② 河川に隣接する各地方を代表する市区町村や観光振興の拠点となり得る市区町村の数

**（目標設定の考え方・根拠）**

地域の個性やニーズに合った方策を用いて、長期的には、全ての対象都市で達成を目指す。

**（外部要因）**

なし

**（他の関係主体）**

地方公共団体

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

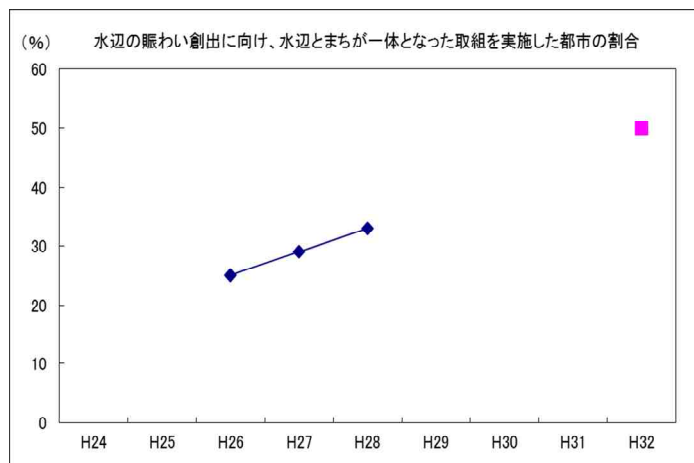
- ・観光立国推進基本計画（平成 29 年 3 月 28 日）「観光振興や観光交流に資する地域づくり・街並み整備、道路整備、河川空間等の保全・活用等の社会資本整備等において、その効果を有効に発現させるため、これらの事業担当部局と観光関係部局との連携を強化する」「治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備や「河川敷地占用許可準則」の緩和措置等を活用した民間事業者等との連携を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援することで、川を活用した賑わいのある水辺空間を創出する、「かわまちづくり」を推進する。」

**【閣決（重点）】**

- ・社会資本整備重点計画（平成 27 年 9 月 18 日）「第 2 章に記載あり」

**【その他】**

過去の実績値				(年度)
H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
		25%	29%	33%



## 主な事務事業等の概要

### ○かわまちづくりの推進 (◎)

- ・治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備により、川を活用した賑わいのある水辺空間を創出するため、かわまちづくり計画の登録を進めるとともに、かわまちづくり計画に基づく河川空間の整備及びその利活用を推進。

治水事業等関係費（河川関係） 6, 7 5 9 億円の内数（平成 2 7 年度 事業費）

6, 7 6 4 億円の内数（平成 2 8 年度 事業費）

社会資本整備総合交付金 9, 0 1 8 億円の内数（平成 2 7 年度 国費）

8, 9 8 3 億円の内数（平成 2 8 年度 国費）

防災・安全交付金 1 0, 9 4 7 億円の内数（平成 2 7 年度 国費）

1 1, 0 0 2 億円の内数（平成 2 8 年度 国費）

### ○水辺空間のオープン化等の推進 (◎)

- ・ミズベリングの開催や河川敷地占用許可準則第 2 2 の規定に基づく都市・地域再生等利用区域の指定に向けた協議会の開催等を通じ、水辺空間のオープン化等を推進。

(注)◎を付した施設項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

「水辺の賑わい創出に向けた取り組みを実施した都市の割合」については、H 2 6 の実績：25%、H 2 7 の実績：29%、H 2 8 の実績：33%と着実に上昇している。

#### (事務事業等の実施状況)

- ・かわまちづくり計画の登録件数は、平成 28 年度末時点で 169 箇所增加到り、かわまちづくり計画に基づく水辺整備を推進している。
- ・ミズベリングは、平成 28 年度末時点で 50 件以上が開催されている。
- ・河川敷地占用許可準則第 2 2 の規定に基づく都市・地域再生等利用区域の指定に取り組んでおり、平成 28 年度末時点で 46 件を指定している。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

・かわまちづくり計画の登録件数やミズベリングの開催、都市・地域再生等利用区域の指定も年々増えており、今後も引き続き関係機関等との連携により新たな水辺の賑わい創出に向けた取組を推進することとし、A 評価とした。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課： 水管理・国土保全局 河川環境課

関係課： 水管理・国土保全局 水政課、治水課

**業績指標 30**

一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者の省エネ改善率（①特定貨物輸送事業者（鉄道 300 両～、トラック 200 台～、船舶 2 万総トン～）、②特定旅客輸送事業者（鉄道 300 両～、バス 200 台～、タクシー 350 台～、船舶 2 万総トン～）、③特定航空輸送事業者（航空 9,000 トン（総最大離陸重量）～）

評価	
①A ②A ③B	目標値：①直近 5 年間の改善率の年平均-1%（毎年度） ②直近 5 年間の改善率の年平均-1%（毎年度） ③直近 5 年間の改善率の年平均-1%（毎年度） 実績値：① -（平成 28 年度） -1.21%（平成 26 年度） ② -（平成 28 年度） -1.09%（平成 26 年度） ③ -（平成 28 年度） -0.89%（平成 26 年度） 初期値：①- ②- ③-

**（指標の定義）**

運輸部門の省エネ化を実現するために、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に基づき、一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者（特定輸送事業者）に対し、エネルギー使用量等の定期報告を義務づけており、同法の判断基準に則り、エネルギー使用に係る原単位又は電気需要平準化評価原単位を中長期的にみて改善する年平均割合。

※ エネルギー使用に係る原単位：エネルギー使用量／個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計など

※ 電気需要平準化評価原単位：電気需要平準化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量／個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計 など

**（目標設定の考え方・根拠）**

運輸部門の省エネ化を実現するために、省エネ法に基づき、エネルギー使用量等の定期報告を義務づけており、省エネ法の判断基準に則り、エネルギー使用に係る原単位又は電気需要平準化評価原単位を中長期的にみて年平均 1% 以上低減させることを目標とする。

**（外部要因）**

猛暑、厳冬による影響等

**（他の関係主体）**

各輸送事業者、荷主 等

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）  
 交通政策基本計画（平成 27 年 2 月）

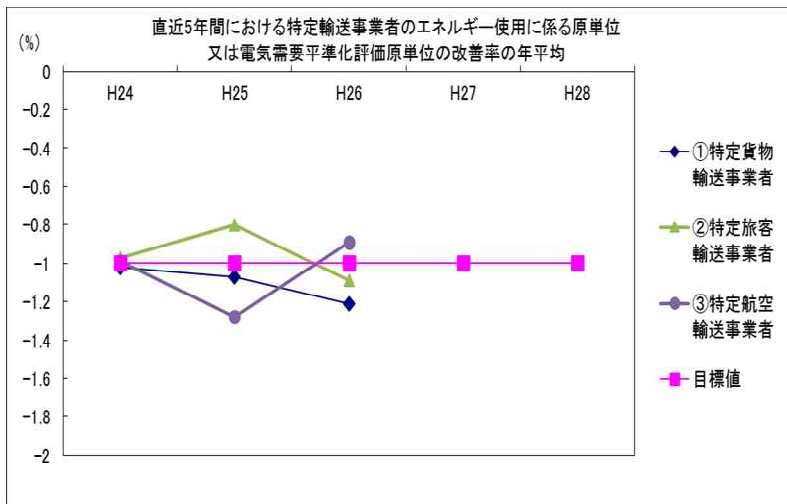
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値	(年度)			
H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
①-1.02%	①-1.07%	①-1.21%	集計中	-
②-0.97%	②-0.80%	②-1.09%		
③-0.99%	③-1.28%	③-0.89%		



### 主な事務事業等の概要

輸送部門における省エネ対策等の普及・促進のため、法施行状況を含めた省エネ対策等に係る調査分析をはじめ、特定輸送事業者に対する実態調査、同調査を通じた省エネ対策等に係る指導・助言、非特定輸送事業者に対する指導・助言並びにセミナー等普及啓発活動等を実施。

予算額 10 百万円（平成 29 年度）

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

##### （指標の動向）

直近5年間に於ける特定輸送事業者のエネルギー使用に係る原単位又は電気需要平準化評価原単位の改善率の年平均-1%が目標値であるところ、①特定貨物輸送事業者及び②特定旅客輸送事業者の指標は-1.21%及び-1.09%であり、目標を達成できた。一方、③特定航空輸送事業者の指標は-0.89%であり、省エネは進んでいるものの目標達成とはならなかった。

##### （事務事業等の実施状況）

地方運輸局において、特定輸送事業者に対する実態調査、同調査を通じた省エネ対策等に係る指導・助言、非特定輸送事業者に対する指導・助言並びにセミナー等普及啓発活動等を実施している。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

①特定貨物輸送事業者及び②特定旅客輸送事業者は目標を達成したことからAと評価した。

③特定航空輸送事業者は、原単位の大きい小型機の比率が上昇したことなどから、目標達成に至らなかった。③について、今後は、エネルギー使用量等の定期報告書のデータの内容を分析するとともに、運輸部門のエネルギーの使用の更なる合理化等に向け、引き続き事業者に対する実態調査・指導等を行っていくこと等により目標達成を目指すこととし、Bと評価した。

### 担当課等（担当課長名等）

担当課： 総合政策局環境政策課（課長 榎田 泰宏）

関係課：



**業績指標 3 1**

建設工事用機械機器による環境の保全 (①建設機械から排出される PM の削減量、②建設機械から排出される NO<sub>x</sub> の削減量、③ハイブリッド建設機械の普及台数\*)

評価	
①B ②B ③A	目標値：①PM 8.1千t削減 (平成28年度) ②NO <sub>x</sub> 153.0千t削減 (平成28年度) ③5,000台普及 (平成28年度) 実績値：①集 計 中 (平成28年度) PM 3.5千t削減 (平成25年度) ②集 計 中 (平成28年度) NO <sub>x</sub> 72.0千t削減 (平成25年度) ③集 計 中 (平成28年度) 3,930台普及 (平成27年度) 初期値：①PM 1.9千t削減 (平成21年度) ②NO <sub>x</sub> 39.1千t削減 (平成21年度) ③200台普及 (平成21年度)

**(指標の定義)**

①及び② 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (以下「オフロード法」という。平成18年4月施行、10月規制開始)の基準に適合した公道を走行しない建設機械 (以下「オフロード建設機械」という。)の普及によって削減された平成28年度における年間のNO<sub>x</sub>・PM排出ガス削減寄与量 (平成17年度比)。

③ CO<sub>2</sub>排出量低減が相当程度図られたものとして「低炭素型建設機械の認定に関する規程 (平成22年4月1日付け建設施工企画課長通達、国総施環第321号)」に基づき認定されたハイブリッド機構を有した建設機械 (以下「ハイブリッド建設機械」)の普及台数

**(目標設定の考え方・根拠)**

①及び② 各排出ガス基準の建設機械 (排出ガス対策型建設機械指定制度の第1次・第2次・第3次排出ガス基準対応建設機械及びオフロード建設機械)の増加台数・減少台数 (a)と、1台及び年間あたりの排出ガス排出量 (b)の積により計算。

(a) 各排出ガス基準の建設機械について、建設機械動向調査により、過去4年間 (平成17~21年度)における増加台数・減少台数の平均値 (第2次建設機械は減少に転じた平成19年~21年度の平均値)が、今後も増加・減少すると仮定した。

(b) 建設機械等損料調査結果を用いて1台及び年間あたりの排出ガス排出量を算定した。

③平成25~26年度の平均増加台数が約920台であることから、平成28年度には5000台に増加するものとした。

**(外部要因)**

①及び② 建設投資の増減に伴う建設機械の総台数の増減。③特になし。

**(他の関係主体)**

なし

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

①及び② 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成17年法律第51号)

③ 地球温暖化対策計画 (平成28年5月13日閣議決定)「建設施工者等が省エネルギー性能の高い建設機械等を施工に導入する際、その選択を容易にするために燃費性能の優れた建設機械を認定するとともに、当該機械等の導入を支援する等、建設施工・特殊自動車使用分野における省CO<sub>2</sub>化を推進する。」(第3章第2節)

**【閣決 (重点)】**

③ 社会資本整備重点計画 (平成27年9月18日)「第2章に記載あり」

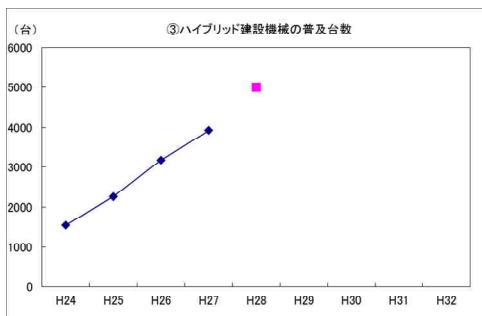
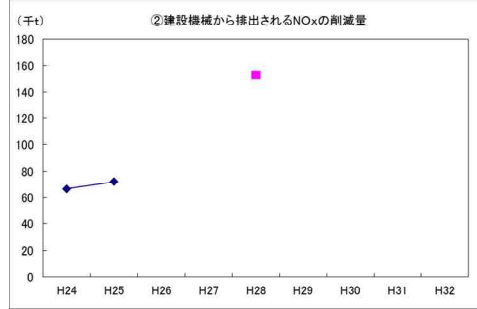
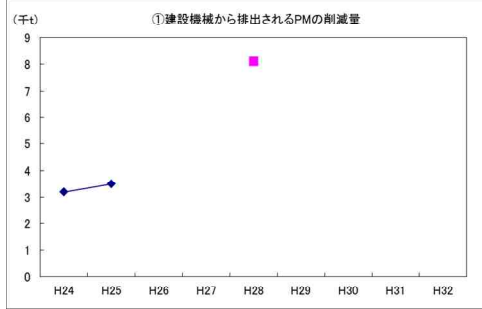
**【その他】**

なし

過去の実績値① (年度)				
H24	H25	H26	H27	H28
3.2千t 削減	3.5千t 削減	(集計中)	(集計中)	(集計中)

過去の実績値② (年度)				
H24	H25	H26	H27	H28
66.6千t 削減	72.0千t 削減	(集計中)	(集計中)	(集計中)

過去の実績値③				(年度)
H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
1, 5 6 0台	2, 2 6 0台	3, 1 8 0台	3, 9 3 0台	(集計中)



### 主な事務事業等の概要

①及び②  
 オフロード法の基準に適合した特定原動機の型式指定や車体の型式届出等に係る事務、および基準に適合したオフロード建設機械に対する融資制度を運用している。中央環境審議会第9次答申（平成20年1月）において排出ガスの低減目標値が示されたことを受け、オフロード法における技術基準について、平成22年3月にPMの排出量を約9割削減し、平成26年1月にNOxの排出量を約9割削減する改正をした。また、平成26年度には、新基準適合車の普及促進のため税制措置を創設した。  
 排出ガス規制に適合した特定特殊自動車に係る固定資産税の特例措置の創設（平成26年度）

③  
 低炭素型建設機械の認定に関する規程に係る事務、及び基準に適合したオフロード建設機械に対する融資制度を運用している。平成22年度には、主要な建設機械の燃費測定方法及び燃費基準値を設定し、より燃費の良いハイブリッド機構を有する建設機械の普及に必要な環境整備を進めた。

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

##### (指標の動向)

①及び②「順調でない。」

指標に係る基礎データである建設機械の保有台数については、「建設機械動向調査（経済産業省・国土交通省）」による数値を参照している。しかし、本調査は2年毎に実施するものであり、平成27年度の実績値については、平成29年に公表されることから、平成25年度までの数値を記載している。平成25年度の実績による目標削減量に対する進捗率は①43%、②47%となった。目標削減量に対する進捗率が達成出来る見込みではあるものの、単純に過去のトレンドを延長した場合、目標年度の目標値を達しないため、順調ではないと評価した。

本指標の主な考え方としては、第3次排出ガス基準対応建設機械、オフロード建設機械の普及及び建設機械の総台数が減少していくこと想定し、平成28年度のPM、NOxの目標値を設定している。

第3次排出ガス基準対応建設機械及びオフロード建設機械の普及率は、目標設定時において、平成23年度では、17%、平成25年度では、26%と考えていたが、実績としては、平成23年度では、22%、平成25年度では、39%と当初見込んでいた値よりも大きく普及することが出来た。

一方で、建設機械の総台数については、目標設定時において、平成23年度では、75万台、平成25年度では、66万台と考えていたが、実績としては、平成23年度では80万台、平成25年度では87万台と目標設定時よりも多い総台数であった。

建設機械の総台数が目標設定時よりも排出ガスを出す機械の台数が多いため、平成25年度の排出ガス削減量の増加は鈍いが、平成22年3月の大幅な排ガス規制値強化前からの継続生産車の経過措置期間が平成25年度から平成27年度にかけて終了するため、今後規制値強化の効果が排出ガス削減量に対して極めて効果的に発現することが見込まれる。具体的には、2006年規制対応車と2011年規制対応車（D3クラス（5

6 kW～75 kW) )において、PMは、0.25g/kwh⇒0.02g/kwh、NO<sub>x</sub>は4.0g/kwh⇒3.3g/kwhと規制値が厳しくなっている。また、2006年規制対応車と2014年規制対応車(D3クラス(56kW～75kW))において、PMの規制値は、0.25g/kwh⇒0.02g/kwh、NO<sub>x</sub>は4.0g/kwh⇒0.4g/kwhとNO<sub>x</sub>においては、規制値が更に厳しくなっている。そのため、2011年規制対応車及び2014年規制対応車が普及する平成28年度においては、PM、NO<sub>x</sub>の排出量が大幅に低減され、加速的に目標削減量に迫ってくると考えられる。

これらの分析の結果から、第3次排出ガス基準適応建設機械及びオフロード建設機械の普及によるNO<sub>x</sub>、PMの削減が実現出来ている一方で、建設投資の復調から建設機械の総台数が増加しているが、2011年規制対応車及び2014年規制対応車が普及する平成28年度においては、目標値に達することが困難ではないと評価できる。

③「順調である」

平成27年度の実績値は3,930台であり、目標普及台数に対する進捗率は79%となった。

ハイブリッド建設機械等の認定型式数が、平成23年度末の12型式に対して、平成27年度末は30型式、平成28年度末には37型式と大幅に増加しており、今後も順調な普及が見込まれる。

そのため、過去の実績値によるトレンドと認定型式数の増加を踏まえ、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

(事務事業等の実施状況)

①及び②

オフロード法の平成26年1月に規制強化された基準に適合する建設機械の届出を平成28年度末までに222件受け付けた。

平成26年度には、新基準適合車の普及促進のため税制措置を創設した。

③

低炭素型建設機械について、平成28年度末までに37型式を認定した。平成25年6月に低炭素型建設機械認定に関する規定について、認定対象機種を拡充する改正を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

①、②及び③

①建設機械から排出されるPMの削減量、②建設機械から排出されるNO<sub>x</sub>の削減量における、平成25年度の実績による目標削減量に対する進捗率は①43%、②47%であり、単純に過去のトレンドを延長した場合、目標年度に目標値を達成しないため、Bと評価した。平成25年度の削減量の増加は低いが、平成25年度から平成27年度にかけ継続生産車の経過措置期間が終了し、平成22年3月の大幅な排ガス規制値強化の効果が発現することが見込まれる。強化された排ガス規制値に適合する建設機械の普及が重要であるため、引き続き融資制度等による普及促進に努める。

③ハイブリッド建設機械の普及台数における、平成27年度の実績値による目標普及台数に対する進捗率は79%であり、過去の実績値によるトレンドと認定型式数の増加を踏まえ、目標年度に目標値を達成すると見込まれるためAと評価した。しかしながら、ハイブリッド建設機械等と従来機との価格差はまだ大きい、引き続き融資制度等による普及促進が必要である。

ハイブリッド建設機械の普及台数の実績値に関しては、順調な成果を示しているが、今後は更に建設機械における地球温暖化対策の推進していく必要がある。また、地球温暖化対策計画が平成28年度に閣議決定され、上記計画内において、燃費性能の優れた建設機械等の普及率が対策評価指標として記載されている。これらを踏まえ、次年度の政策チェックアップより目標とする範囲を燃費性能の優れた建設機械等の普及率とする定義の見直しを行い、平成32年度目標値を①油圧ショベル84%、②ホイールローダ72%、③ブルドーザ28%と設定する。なお、新たな定義に基づくと、平成25年度時点で①油圧ショベル68%、②ホイールローダ44%、③ブルドーザ33%となる。

担当課等(担当課長名等)

担当課： 総合政策局 公共事業企画調整課 環境・リサイクル企画室(室長 直原 史明)

関係課： なし

**業績指標 3 2**

省エネ基準を充たす住宅ストックの割合

**評 価**

A	目標値：20%（平成37年度） 実績値：－（平成28年度） 8%（平成27年度） 初期値：6%（平成25年度）
---	--

**（指標の定義）**

住宅ストック戸数のうち、省エネ基準を充たす住宅戸数の割合  
 （A/B）

A＝省エネ基準を満たす住宅ストック戸数

B＝住宅ストック戸数

**（目標設定の考え方・根拠）**

「住生活基本計画（全国計画）」（平成28年3月18日閣議決定）で設定している省エネ基準を充たす住宅ストックの割合（20%（平成37年））から設定。

**（外部要因）**

該当なし

**（他の関係主体）**

建築主等（事業主体等）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

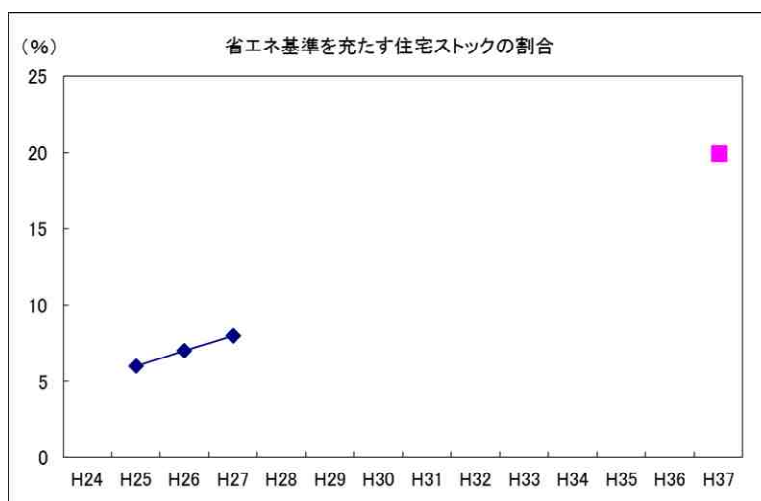
**【閣議決定】**

- ・住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月18日）
- ・地球温暖化対策計画（平成28年5月13日）

**【閣決（重点）】**

**【その他】**

過去の実績値				（年度）
H24	H25	H26	H27	H28
	6%	7%	8%	－



**主な事務事業等の概要**

**【法律】**

○エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）

建築主等に対する省エネ措置の努力義務、一定規模以上の住宅・建築物の建築・大規模修繕時等の省エネ措置の届出義務等。

○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）

大規模建築物の省エネ基準適合義務等の規制措置、性能向上計画認定や認定表示制度等の誘導措置。

○都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）

省エネ性能の高い低炭素建築物の認定制度の普及促進。

【補助】

○サステナブル建築物等先導事業

住宅・建築物における省エネ・省CO<sub>2</sub>化を推進するため、省エネ・省CO<sub>2</sub>に係る先導的な技術の普及啓発に寄与するリーディングプロジェクトに対して支援を行う制度。

予算額：環境・ストック活用推進事業 60.75億円の内数（平成27年度）  
109.46億円の内数（平成28年度）  
1.5億円の内数（平成28年度補正）

○地域型住宅グリーン化事業

中小工務店による省エネルギー性能の高い住宅の整備に対して支援を行う制度。

予算額：110億円の内数（平成27年度）  
16.8億円の内数（平成27年度補正）  
110億円の内数（平成28年度）  
1.5億円の内数（平成28年度補正）

○長期優良住宅化リフォーム推進事業

既存住宅ストックの質の向上及び流通促進に向けた市場環境の形成を推進するため、劣化対策、耐震性、省エネ性等の住宅性能の向上を行うリフォームに対して支援を行う制度。

予算額：環境・ストック活用推進事業 60.75億円の内数（平成27年度）  
40億円（平成28年度）

○省エネ住宅ポイント

エコリフォームの推進等のため、窓や外壁等の断熱改修及び設備の一体的工事（設備エコ改修）又はこれらの改修と併せて行うバリアフリー改修等により一定のポイントを発行し、省エネ・環境配慮に優れた商品との交換や追加工事の費用に充当できる制度。

予算額：80.5億円（平成26年度補正）

○住宅ストック循環支援事業

耐震性の確保されたエコリフォームの推進等のため、窓や外壁等の断熱改修及び設備の一体的工事（設備エコ改修）又はこれらの改修と併せて行うバリアフリー改修等に対して支援を行う制度。

予算額：250億円（平成28年度補正）

【税制】

○認定を受けた低炭素建築物に対する税制上の特例措置

○住宅リフォームに関する税制上の特例措置

一定の省エネ改修が行われた住宅等に対する所得税及び固定資産税の減税措置を適用。

【融資】

○住宅金融支援機構のフラット35Sによる省エネルギー性に優れた住宅の取得支援

省エネ措置等を講じた住宅の取得を支援するため、住宅金融支援機構の証券化ローンの枠組みを活用して金利引き下げを実施。

【その他】

○省エネ住宅の整備に向けた体制整備

中小工務店の大工就業者を対象とする省エネ施工技術の習得に対する支援を実施。

予算額：住宅建築技術高度化・展開推進事業 1.4億円の内数（平成27年度）

13.8億円の内数（平成28年度）

省エネ基準に関する講習会、周知活動、審査体制整備を実施。

予算額：省エネ住宅・建築物の整備に向けた体制整備 7億円（平成27年度）

7億円（平成28年度）

○住宅建築技術高度化・展開推進事業

民間事業者等による先導的技術開発の支援を実施。

予算額：14億円の内数（平成27年度）

13.8億円の内数（平成28年度）

○住宅性能表示制度の普及促進

○総合的な環境性能評価手法（CASBEE）の開発・普及

○建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）の普及促進

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**

（指標の動向）

省エネ基準を充たす住宅ストックの割合は平成27年度8%となっており、順調に推移している。

（事務事業等の実施状況）

【法律】

○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）

・平成27年7月に建築物省エネ法を公布、平成28年4月より性能向上計画認定等の誘導措置を施行、平成29年4月より大規模建築物の省エネ基準適合義務等の規制措置を施行。

※エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく届出制度等は、平成29年3月末をもって廃止。

【補助】

○サステナブル建築物等先導事業

省エネ・省CO2型（住宅部門）の実績 応募17件、採択6件（平成27年度）

応募6件、採択2件（平成28年度）

○地域型住宅グリーン化事業（高度省エネ型）

高度省エネ型の実績 要望21,370件、配分2,757件（平成27年度）

要望25,482件、配分3,395件（平成28年度）

○長期優良住宅化リフォーム推進事業

交付決定3,717戸（平成27年度）

交付申請5,903戸（平成28年度）

○省エネ住宅ポイント

エコリフォームについて、236,379戸にポイント発行（約22百万ポイント）

○住宅ストック循環支援事業

エコリフォームについて、交付申請の受付を実施中。

【融資】

○住宅金融支援機構のフラット35Sによる省エネルギー性に優れた住宅の取得支援

フラット35Sの実績70,204戸の内数（平成27年度）

71,354戸の内数（平成28年度）

【その他】

○住宅性能表示制度の普及促進

設計住宅性能評価書の交付実績200,236件（平成27年度）

226,990件（平成28年度）

○建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）の普及促進  
住宅の評価書交付実績 17,432 件（平成 28 年度）

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

平成 27 年度の実績値は 8 % となっており、当該業績指標は概ね順調に推移するものと考えられる。引き続き、これらの施策の運用・支援を行う。

**担当課等（担当課長名等）**

担当課： 住宅局住宅生産課（課長 眞鍋 純）  
関係課：

**業績指標 33**

モーダルシフトに関する指標（①鉄道によるコンテナ貨物の輸送トンキロ\*、②内航海運による雑貨の輸送トンキロ\*）

評価	
① B ②	目標値：① 221億トンキロ（平成32年度） ② 367億トンキロ（平成32年度） 実績値：① 197億トンキロ（平成28年度） 200億トンキロ（平成27年度） ② 集 計 中 （平成28年度） 340億トンキロ（平成27年度） 初期値：① 187億トンキロ（平成24年度） ② 333億トンキロ（平成24年度）

**（指標の定義）**

①鉄道によるコンテナ貨物の輸送トンキロ及び②内航海運による雑貨の輸送トンキロ

**（目標設定の考え方・根拠）**

交通基本法に基づく、交通政策基本計画（平成27年2月13日閣議決定）において位置づけられたモーダルシフトに関する指標。トラック輸送からの転換というモーダルシフトの趣旨に鑑み、鉄道の指標はコンテナ貨物、内航海運の指標は雑貨の輸送トンキロとしている。

**（外部要因）**

自然災害等による変動

**（他の関係主体）**

物流事業者（鉄道事業者、海運事業者を含む）等

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

交通政策基本計画（平成27年2月13日決定）  
 地球温暖化対策計画（平成28年5月13日決定）

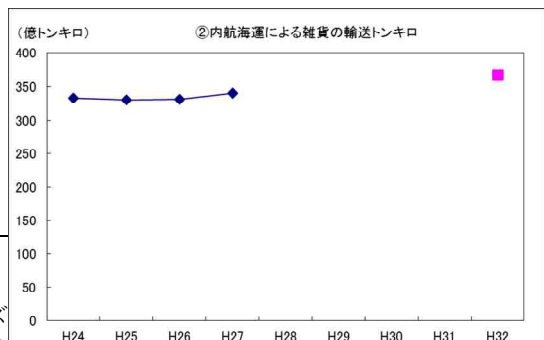
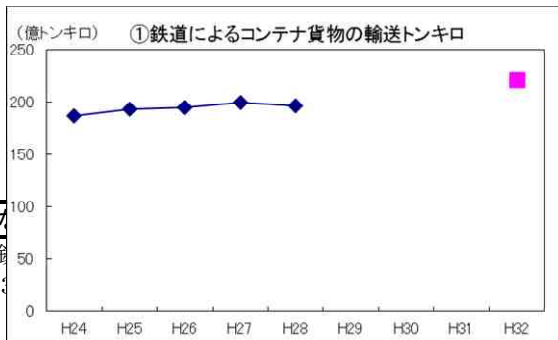
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

「当面の地球温暖化対策に関する指針」（平成25年3月15日）地球温暖化対策推進本部決定

過去の実績値					（年度）
H24	H25	H26	H27	H28	
① 187億トンキロ	① 193億トンキロ	① 195億トンキロ	① 200億トンキロ	① 197億トンキロ	
② 333億トンキロ	② 330億トンキロ	② 331億トンキロ	② 340億トンキロ	② 集計中	



**主な**

① 鉄道によるコンテナ貨物の輸送トンキロの増加  
 ・エコレールマークの普及  
 鉄道貨物の利用促進が図られるためには、荷主等の企業や消費者においても、鉄道貨物輸送による環境負荷低減の取組に対する意識の向上が重要であることから、鉄道貨物輸送を積極的に行っている企業や商品に対してエコレールマークの認定を行い、鉄道貨物へのモーダルシフトの推進が図られるよう、エコレールマーク普及についての取組を推進する。  
 （税制特例）  
 ・JR貨物が取得する高性能機関車・コンテナ貨車に係る特例措置  
 固定資産税 5年間 3/5  
 ・鉄道事業における特定の事業用資産の買換等の特例措置  
 法人税 取得価額の80%の圧縮記帳



- ・鉄軌道用車両等（JR貨物が駅の構内等でコンテナ貨物の積卸の用に供するフォークリフト等を含む。）の動力源に供する軽油の免税措置  
軽油引取税 課税免除

## ②海上貨物輸送へのモーダルシフトの推進

- ・（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度の活用によるモーダルシフトの促進  
船舶共有建造制度を活用して船舶を建造することにより、モーダルシフトの促進を支援する。  
財政投融资計画額：187億円（平成28年度）
- ・海上貨物輸送へのモーダルシフトの推進  
海上輸送を一定程度利用するモーダルシフト貢献事業者を選定し、当該企業にエコシップマークの使用を認める等の活用により船を使用したモーダルシフトのアピールを行う「エコシップ・モーダルシフト事業」を実施している。  
（税制特例措置）
  - ・船舶に係る特別償却制度  
環境低負荷船について、特別償却  
<償却率> 高度環境低負荷船・・・・・・・・・・18/100  
環境低負荷船・・・・・・・・・・16/100
  - ・海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置  
船舶を譲渡し、新たに船舶を取得した場合における譲渡資産譲渡益について、80%の課税繰り延べ
  - ・海運に係る地球温暖化対策税の還付措置  
環境負荷の少ない大量輸送機関としての活用（モーダルシフト）を推進する観点から、内航海運、国内旅客船に係る軽油及び重油について「地球温暖化対策のための税」を還付

## ③荷主・物流事業者の連携による取組の促進

- ・流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する総合効率化計画の認定  
流通業務（輸送、保管、荷さばき及び流通加工）を一体的に実施するとともに、「輸送網の集約」、「モーダルシフト」、「輸配送の共同化」等の輸送の合理化により、流通業務の効率化を図る事業に対する計画の認定を行うことにより、モーダルシフトをはじめ、物流の効率化を図る。
- ・モーダルシフト等推進事業  
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する総合効率化計画の策定のための経費や、認定を受けた総合効率化計画に基づき実施する事業に要する経費の一部を補助する。  
予算額：38百万円（平成28年度）
- ・モーダルシフト促進事業  
モーダルシフトに必要な設備導入経費の一部を補助する。
- ・グリーン物流パートナーシップ会議  
物流分野における地球温暖化対策に顕著な功績があった荷主、物流事業者等が共同した取組に対し、その功績を国土交通大臣等から表彰することにより、モーダルシフトをはじめ、グリーン物流の普及拡大を図る。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

- ①平成24年度以降、景気回復や円安等に伴い国内生産が好調に推移したほか、トラックドライバー不足の影響もあり、輸送量は順調に推移しているが、平成28年度は、熊本地震や北海道での台風災害等の影響により微減した。
- ②平成24年度以降、輸送量は横ばい傾向にあったものの、近年はトラックドライバー不足や船舶の大型化等により平成27年度の輸送量は増加している。

#### （事務事業等の実施状況）

##### ①鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進

- ・31フィート大型コンテナ導入支援  
31フィートコンテナは10トントラックと同じサイズであり、荷主の出荷システムを大きく変更する必要がないため物流効率化に資することから、平成28年度はJR貨物・鉄道貨物利用運送事業者へ計約206個の導入支援を実施した。
- ・エコレールマークの普及  
平成28年度末までの認定商品は合計で210品目、認定企業は87社となった。  
今後も引き続きエコレールマーク普及についての取組を推進する。

##### ②海上貨物輸送へのモーダルシフトの推進

- ・平成28年度においては、船舶共有建造制度により、貨物船16隻、旅客船のうちフェリー7隻の建造決定をした。
- ・平成28年度は「エコシップ・モーダルシフト事業」の認定事業者として荷主11者、物流事業者12者を決定した。（認定事業者：荷主94者、物流事業者110者）。

③荷主・物流事業者の連携による取組の促進

- ・流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する総合効率化計画の認定  
モーダルシフトに関して、平成28年度は、鉄道輸送へのモーダルシフト事業6件、海上輸送へのモーダルシフト事業2件を認定した。
- ・モーダルシフト等推進事業  
平成28年度は、鉄道輸送への転換を図る取組に対して、総合効率化計画を策定するための事業5件、認定を受けた総合効率化計画に基づき実施する事業4件について支援を実施した。海上輸送への転換を図る取組に対して、総合効率化計画を策定するための事業6件、認定を受けた総合効率化計画に基づき実施する事業2件について支援を実施した。
- ・モーダルシフト促進事業  
平成28年度は、鉄道輸送へのモーダルシフト事業8件、海上輸送へのモーダルシフト事業12件に対し補助を実施した。
- ・グリーン物流パートナーシップ会議  
モーダルシフトに関して、平成28年度は2件の取組に対し国土交通大臣等から表彰を行った。

課題の特定と今後の取組の方向性

①業績指標は、平成24年度以降、景気回復や円安等に伴い国内生産が好調に推移したほか、トラックドライバー不足の影響もあり、概ね順調に推移している。

平成28年度は、31フィートコンテナの導入や、認定総合効率化計画に基づく事業等に対して支援を行うことで、トラックからのモーダルシフトを促進したが、熊本地震や北海道での台風災害等の影響により微減したため、Bと評価した。

平成29年度以降については、従来に比べて高速走行が可能な新型コンテナ貨車の導入支援や鮮度保持機能を有するコンテナの導入支援等を行うことにより、更なるモーダルシフトの推進を図ることで、目標達成に向け努めていきたい。

② トラックドライバー不足等の状況も踏まえ、引き続き、モーダルシフトに資する船舶の導入促進や、認定総合効率化計画に基づく事業等に対する支援等の施策を継続するとともに、新たにモーダルシフトに資する船舶の利用情報の一括検索システムを構築する等、海上輸送への更なるモーダルシフトの推進を図ることで、目標達成に向けて努めていきたい。

担当課等（担当課長名等）

①  
担当課：総合政策局物流政策課（課長 平嶋 隆司）  
総合政策局物流政策課企画室（室長 鎌田 一郎）  
関係課：鉄道局鉄道事業課 JR担当室（室長 高橋 徹）

②  
担当課：総合政策局物流政策課（課長 平嶋 隆司）  
総合政策局物流政策課企画室（室長 鎌田 一郎）  
関係課：海事局内航課（課長 池光 崇）  
海事局総務課企画室（室長 三輪田 優子）

**業績指標 3 4**

都市緑化等による温室効果ガス吸収量

**評 価**

A	目標値：119 万 t-CO <sub>2</sub> /年（平成 3 2 年度） 実績値：集 計 中 （平成 2 8 年度） 118 万 t-CO <sub>2</sub> /年（平成 2 7 年度） 初期値：111 万 t-CO <sub>2</sub> /年（平成 2 5 年度）
---	--

**(指標の定義)**

1989年12月31日時点で「森林」でなかった都市域等において、1990年以降2012年までの間に、樹木（高木）の植栽（＝植樹）を含めた面積500㎡以上の規模の緑化を行う事業（都市公園の整備、公共施設の緑化等）によって創出された緑地による温室効果ガス吸収量。気候変動枠組条約等に基づき、「土地利用、土地利用変化及び林業分野」の要素として日本国が国連へ報告しているもの。

**(目標設定の考え方・根拠)**

吸収源となる都市公園、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、公的賃貸住宅、官公庁施設等の緑地などの都市緑地の、平成20年から平成24年までの整備面積のトレンドを踏まえ、目標値を設定【社会資本整備重点計画第2章の重点目標に関連する事業の指標「都市緑化等による温室効果ガス吸収量】（同一定義）

**(外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

地方公共団体（事業主体）

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

- ・地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日）第 1 章第 2 節 1.（2）温室効果ガス吸収源対策・施策「都市公園の整備、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、公的賃貸住宅、官公庁施設等における緑化、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出を積極的に推進する」
- ・生物多様性国家戦略 2012-2020(平成 24 年 9 月 28 日)  
第 3 部第 2 章第 9 節 1 生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和と影響への適応の推進 「都市緑化等による温室効果ガス吸収源対策として、都市公園の整備や、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出等を推進します」
- ・第四次環境基本計画(平成 24 年 4 月 27 日)第 2 部第 1 章第 4 節 3. (3)重点的取組事項「森林等の吸収源対策として、間伐等の森林の整備・保全、農地等の適切な管理、都市緑化等を推進する」

**【閣決（重点）】**

- ・第 4 次社会資本整備重点計画（平成 27 年 9 月 18 日）第 2 章「KPI25 都市緑化等による温室効果ガス吸収量」

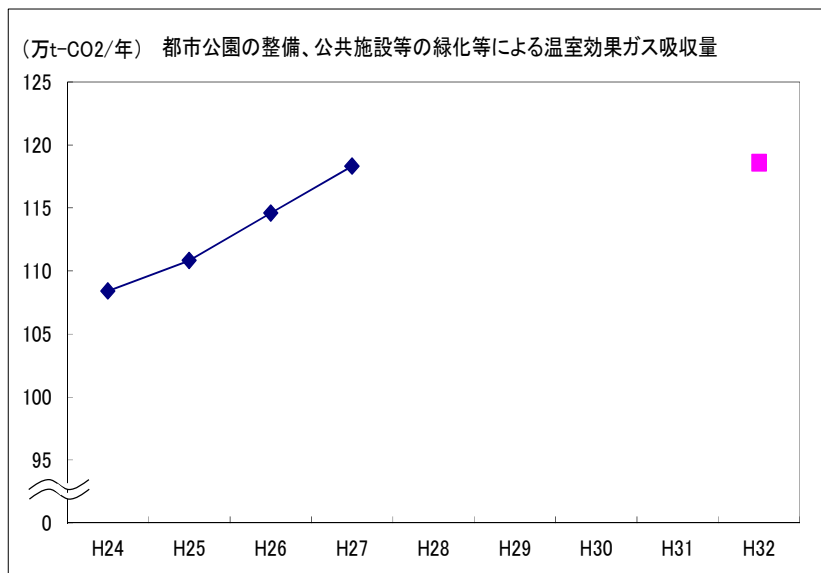
**【その他】**

- ・環境行動計画（平成 26 年 3 月）（平成 29 年 3 月一部改定）  
第三章 I < 1. 地球温暖化対策・緩和策の推進 > 「温室効果ガス吸収源対策の推進等の施策に取り組む」

**過去の実績値**

(年度)

H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
108 万 t-CO <sub>2</sub> /年	111 万 t-CO <sub>2</sub> /年	115 万 t-CO <sub>2</sub> /年	118 万 t-CO <sub>2</sub> /年	集計中



### 主な事務事業等の概要

- ・都市公園の整備、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、官公庁施設等の緑化を推進する。
- ・都市緑化等における吸収量の算定方法の精査・検討、報告するデータの整備を行う。

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

##### (指標の動向)

平成28年度の実績値は集計中であるが、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

##### (事務事業等の実施状況)

- ・都市公園の整備、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、官公庁施設等の緑化を推進した。
- ・都市緑化等における吸収量の算定方法の精査・検討、報告するデータの整備を行った。
- ・緑の創出に関する普及啓発と、市民、企業、NPO等の幅広い主体による緑化の推進を行った。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・本業績指標は、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれるため、Aと評価した。
- ・引き続き、都市公園の整備等による緑化の推進を図ると共に、都市緑化等における吸収量の算定方法等の整備や都市緑化等の意義や効果の普及啓発を行う。

### 担当課等(担当課長名等)

担当課： 都市局公園緑地・景観課(課長 町田 誠)

関係課： 道路局環境安全課(交通安全政策分析官 蓮見 有敏)

水管理・国土保全局 河川環境課(課長 小俣 篤)

水管理・国土保全局 下水道部下水道企画課(課長 住本 靖)

港湾局海洋・環境課(課長 佐々木 宏)

住宅局住宅総合整備課(課長 松本 貴久)

官庁営繕部 設備・環境課営繕環境対策室(室長 岡野 雄)

**業績指標 35**

緊急地震速報の迅速化（\*）

**評 価**

B

目標値：19.4 秒以内（平成 32 年度）  
 実績値：24.9 秒（平成 28 年度）  
 初期値：24.4 秒（平成 22～26 年度平均）

**（指標の定義）**

日本海溝沿いで発生した地震において、緊急地震速報（予報）を発表し、震度 1 以上を観測した地震について、緊急地震速報（予報）の第 1 報を発表するまでの時間の平均値を指標とする。

**（目標設定の考え方・根拠）**

緊急地震速報を少しでも迅速に発表することにより、強い揺れが来前に緊急地震速報が伝達される地域が拡大し、それらの地域において、安全確保や機器の自動制御等による防災・減災の効果や経済的損失の軽減が期待される。緊急地震速報の迅速化にはできるだけ震源に近い場所で地震を観測することが非常に有効であることから、気象庁ではこれまでも、緊急地震速報に活用する観測点を増やす取り組みを進めてきた。東日本大震災以降については、多機能型地震観測網※の増強（50 点整備）や、防災科学技術研究所の大深度 KiK-net※、海洋研究開発機構の DONET1 の活用により、迅速化に取り組んできたところである。

さらに今後、日本海溝沿いでは防災科学技術研究所により海底地震計（S-net※）の整備が進められており、気象庁ではこれらの海底地震観測データの取り込みを進め、各観測点について、地震や地震以外の震動の検知状況及び自動処理の動作状況の確認作業や、海底地震計の特殊な設置環境等を踏まえた震源・マグニチュードの推定方法の改良等を行った上で、緊急地震速報への活用に追加して行く予定である。

※多機能型地震観測網： 気象庁が整備した、緊急地震速報のための前処理や震度観測等の機能を持った地震観測網。

※大深度 KiK-net： 防災科学技術研究所が整備した基盤強震観測網のうち、南関東の概ね 500m 以上の深さに設置されたもの。

※S-net： 防災科学技術研究所が根室沖から房総半島沖に整備を進めている日本海溝海底地震津波観測網。

**（外部要因）**

S-net の整備状況

**（他の関係主体）**

（国立研究開発法人）防災科学技術研究所

**（重要政策）****【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

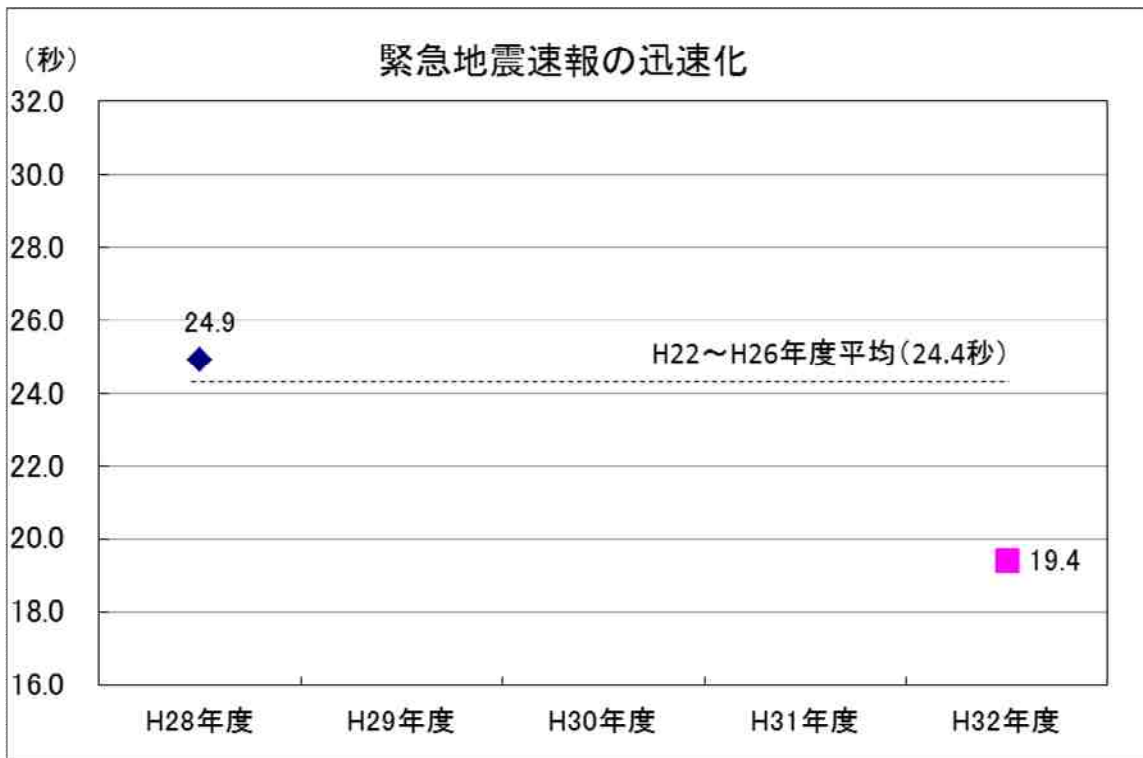
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

国土強靱化アクションプラン 2016（平成 28 年 5 月 24 日国土強靱化推進本部）重要業績指標

過去の実績値							(年度)
H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	
H22～H26 平均 24.4 秒					—	24.9 秒	



**主な事務事業等の概要**

- 地震津波観測業務等 予算額：1,300百万円の内数（平成28年度）  
国内外の地震を観測・監視・解析し、適時的確に緊急地震速報、津波警報等を発表することにより、地震や津波による災害の防止・軽減を図る。

**測定・評価結果**

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)  
指標の動向としては順調でない。  
年々の地震の発生場所や発生数の違いのため、平成28年度の実績値は初期値と比べ0.5秒の遅延となった。

(事務事業等の実施状況)  
平成28年度は防災科学技術研究所からS-netの観測データを入手してデータの検証及び強い地震の揺れを受けた際の地震計の特性の調査を計画どおり行った。この結果、海底に設置されていることにより、地上に設置された地震計では問題にならない海底の堆積層や地震時の強震動がマグニチュード推定に影響を与えることがわかった。この影響を小さくするために、上下動成分のみをマグニチュード推定に使う等の新たな推計手法の開発を進めている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

現時点で、指標としては目標達成に向けての改善が見られていないことから、評価をBとした。  
今後、計画どおり目標年度の平成32年度までにはS-netの活用を開始できる見込みであり、19.4秒以内（初期値から5秒以上短縮）という目標値は、S-netを活用した際に想定される短縮可能な時間であることから、目標を達成できると考えられる。  
具体的な計画として、平成29年度は、引き続き、S-netの観測点毎のデータの評価、マグニチュード推定、震源決定手法の検討を継続する。平成30年度以降に、一部のS-netデータの緊急地震速報への活用を開始する。

**担当課等（担当課長名等）**

担当課：気象庁地震火山部管理課（課長 野村 竜一）  
関係課：地震火山部地震津波監視課（課長 松森 敏幸）

**業績指標 3 6**  
一定水準の防災情報伝達が可能な事務所等の割合\*

**評 価**

A	目標値：41%（平成28年度） 実績値：46%（平成28年度） 初期値：32%（平成23年度）
---	---

**(指標の定義)**  
 危機管理を行っている国土交通省の河川及び道路関係事務所・都道府県（248事務所）のうち、光ファイバと接続し、マイクロ回線で自動的にバックアップされている事務所及び都道府県の割合。  
 初期値：79事業所、目標値：102事業所

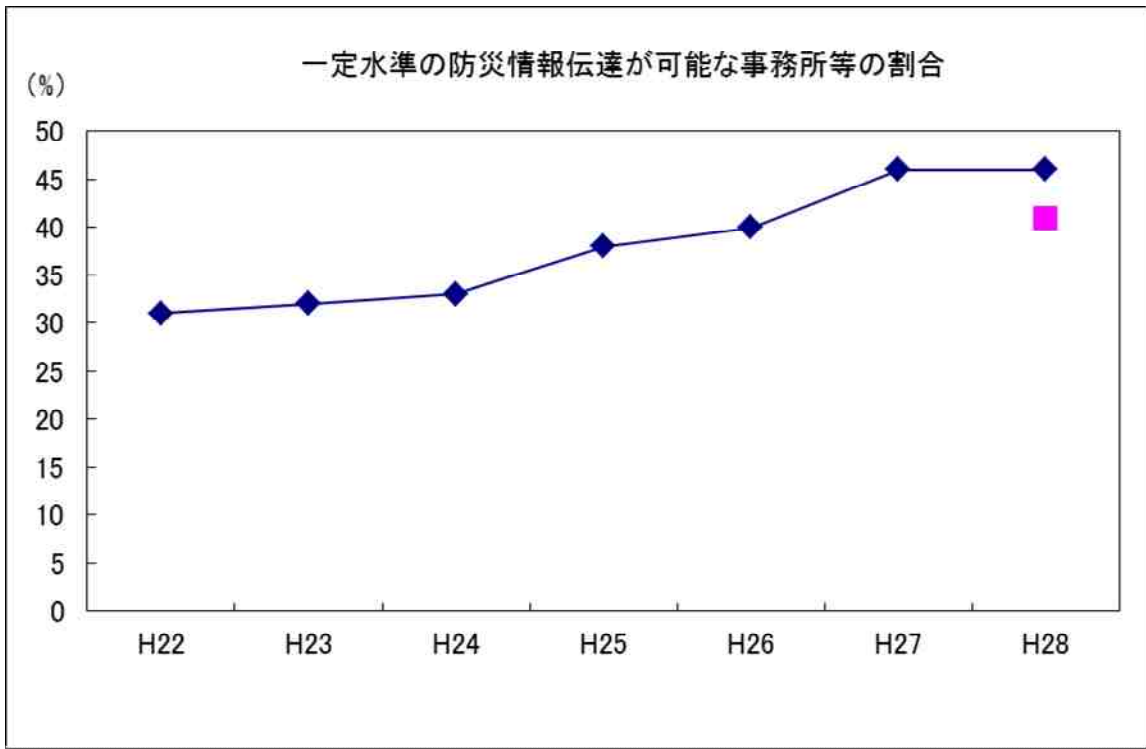
**(目標設定の考え方・根拠)**  
 危機管理を行っている国土交通省の河川及び道路関係事務所・都道府県について、予算の制約の中、国土交通省内を結ぶ結合通信網における通信の信頼性を確保する上で必要な拠点の整備を順次進めており、平成28年度末までに整備を完了すべき拠点として、全体の41%を目標として設定した。

**(外部要因)**  
 なし

**(他の関係主体)**  
 地方公共団体（都道府県）

**(重要政策)**  
**【施政方針】**  
 なし  
**【閣議決定】**  
 なし  
**【閣決（重点）】**  
 なし  
**【その他】**  
 防災基本計画（平成29年4月11日中央防災会議）

過去の実績値				(年度)
H24	H25	H26	H27	H28
33%	38%	40%	46%	46%



**主な事務事業等の概要**

○国土管理情報通信基盤に係るセンサーネットワークの計画検討経費予算額0.1億円（平成27、28年度）  
 災害情報の収集機能の向上に向けて、通信の信頼性を確保しつつ社会インフラのセンサー情報をネットワークにより  
 情報収集するための検討

**測定・評価結果**

目標の達成状況に関する分析

**（指標の動向）**

平成28年度の目標を達成した。  
 平成28年度実績値：115事業所

**（事務事業等の実施状況）**

平成28年度災害情報等の収集機能の向上に関する調査検討業務において、災害情報の収集機能の向上のため、  
 社会インフラのセンサー情報とネットワークに関する検討を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については46%と平成28年度目標を達成したため、Aと評価した。引き続き通信網の整備、機能向  
 上を推進する。

**担当課等（担当課長名等）**

担当課：大臣官房技術調査課電気通信室（室長 末吉 滋）



**業績指標 37**

台風予報の精度（台風中心位置の予報誤差）\*

**評 価**

A	目標値：200 km（平成 32 年） 実績値：234 km（平成 28 年） 初期値：244 km（平成 27 年）
---	---

**（指標の定義）**

72 時間先の台風中心位置の予報誤差（台風の進路予報円の中心位置と対応する時刻における実際の台風中心位置との間の距離）を、当該年を含む過去 5 年間で平均した値。

**（目標設定の考え方・根拠）**

台風による被害の軽減を図るためには、台風に関する予測の基本である台風中心位置の予想をはじめとした台風予報の充実が必要である。この充実を測定する指標として、台風中心位置の予報誤差を用いる。

平成 27 年までの過去 5 年間における予報誤差の平均は 244km である。平成 28 年の目標値としては、過去 5 年間の同指標の減少分及び過去 5 年間の各単年度実績の背景を踏まえ、新たな数値予報技術の開発等により、200km に改善することが適切と判断。

本目標を達成するためには、予測に用いる数値予報システムの高度化が必要であり、数値予報モデルの改良を進めるとともに、初期値の精度向上に重要な観測データの同化システムの改善を図る。

また、数値予報技術の開発と並行して、数値予報資料の特性の把握や、観測資料による数値予報資料の評価などを通じた、予報作業における改善に努め、台風予報精度の一層の向上を図る。

**（外部要因）**

自然変動（台風の進路予想に影響を与える台風及び環境場の特性の変化）

**（他の関係主体）**

なし

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

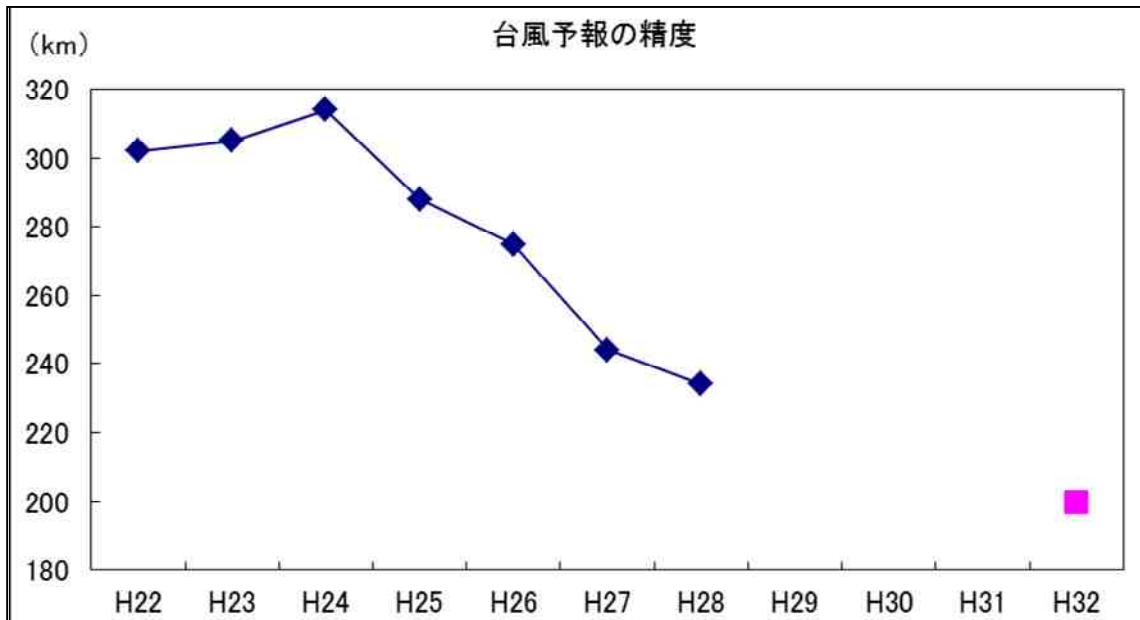
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値（ ）内は単年の予報誤差					（年）
H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	
314km (291km)	288km (215km)	275km (249km)	244km (175km)	234km (243km)	



**主な事務事業等の概要**

スーパーコンピュータを中心とした気象資料総合処理システムの運用  
 気象資料総合処理システムを用いて予測モデルの開発を推進し、局地予報や台風予報などの精度を向上させる。  
 予算額：740 百万円（平成 27 年度）  
 予算額：740 百万円（平成 28 年度）

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**

**(指標の動向)**

順調である。

これまでの実績値のトレンドから、目標年度に目標を達成すると見込まれる。

**(事務事業等の実施状況)**

数値予報システムの改善として、平成 28 年 3 月に、静止気象衛星ひまわり 8 号の観測データから算出される大気追跡風 (AMV) 及び晴天放射輝度温度 (CSR)、全球降水観測計画 (GPM) 主衛星のマイクロ波イメージャ GMI の輝度温度データの利用を開始した。また、数値予報モデルの地表面やその付近の気温、太陽や地表面からの放射による加熱などを予測する手法等の改良を行った。平成 28 年 9 月には台風ボーガス※の作成手法の改良を、平成 28 年 12 月にはひまわり 8 号 AMV の利用方法の改良を行った。さらに平成 29 年 1 月にはアンサンブル予報※※に、使用するモデルの鉛直層数の増強 (60 層から 100 層に増強すると同時に、計算領域上端を 0.1hPa から 0.01hPa に引き上げる) などの改良や、予測の不確実性を考慮する手法の改良を行った。

数値予報システムの改善とあわせ、数値予報資料の特性の把握や、観測資料による数値予報資料の評価などを通して、予報作業における改善に努め台風予報精度の一層の向上を図った。

※台風ボーガス： 台風解析により得られた中心位置情報を数値予報に反映させるため、モデルに投入する擬似的な観測データ。

※※アンサンブル予報： 数値予報モデルにおける誤差の拡大を把握するため、多数の予報を行い、その平均やばらつき程度の統計的な性質を利用して最も起こりやすい現象を予報する手法

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

これまでの実績値のトレンドから、目標年度に目標を達成すると見込まれるため、A 評価とした。

本目標を達成するためには、予測に用いる数値予報モデルとその初期値の精度を改善することが重要となる。

平成 29 年度は、数値予報モデルの降水や雲、太陽や地表面からの放射による加熱などを予測する手法の改良、ひまわり 8 号バンド 9 及び 10 の陸域の晴天輝度温度データの新規利用開始や観測データを数値予報モデルに取り込む手法の改善を行う。これらを的確に実施し、またあわせて観測資料による数値予報資料の評価などを通して、予報作業における数値予報資料利用法の改善に努め、台風予報精度の一層の向上を図る。

次期計算機導入 (平成 30 年度) 後に、数値予報モデルの物理過程の改良及び観測データ利用の高度化を進める。またアンサンブル予報システムについて、使用するモデルの改良及び予測の不確実性を考慮する手法の改良を進める。あわせて数値予報資料の特性の把握を継続的に行い、予報作業における数値予報資料利用法の改善に努め、台風予報精度の一層の向上を図る。

**担当課等 (担当課長名等)**

担当課：予報部業務課 (業務課長 倉内 利浩)  
 関係課：予報部予報課 (予報課長 梶原 靖司)

**業績指標 38**

防災地理情報の整備率\*

**評価**

A	目標値：67（70）%（平成28年度） 実績値：73（77）%（平成28年度） 初期値：53（56）%（平成23年度）
---	---

**(指標の定義)**

地域の危険性の把握や防災意識の向上、防災教育等に役立つ防災地理情報の提供を推進するため、国土地理院が整備する防災地理情報のうち都市圏活断層図について、主要活断層帯（注）を対象に、都市圏活断層図で整備された断層帯の割合を指標とする。

整備率（%）＝（都市圏活断層図で整備した断層帯／主要活断層帯）×100

初期値 53%=49/92（56%=57/101）、目標値 67%=62/92（70%=71/101）

（注）主要活断層帯は、これまで地震調査研究推進本部（文部科学省）の「地震に関する基盤的調査観測計画（平成9年8月）」等により110断層帯とされていたが、「地震に関する総合的な調査観測計画～東日本大震災を踏まえて～」（平成26年8月、地震調査研究推進本部）の策定を受け、主要活断層リストの見直しが実施され、平成27年2月に新たな活断層リストが決定した。これにより、主要活断層帯の数は110から97断層帯へ、そのうち海等を除く本登録票の対象となる「主要活断層帯」は101から92断層帯へ変更となった。

なお、本登録票では、見直し前の「主要活断層帯」を指標とした場合の数値を括弧書きで示している。

**(目標設定の考え方・根拠)**

想定される災害に対する危険箇所の把握や国民の防災意識の向上等に役立つ防災地理情報の提供を推進するため、国土地理院が整備する防災地理情報のうち都市圏活断層図の整備を更に図っていくこととし、未整備の43(44)断層帯のうち、特に人口の多い都市域周辺部の13(14)断層帯の整備完了を目指し、平成28年度までの都市圏活断層図の整備予定を踏まえた目標値である。

**(外部要因)**

大規模災害の発生による変動

**(他の関係主体)**

国の機関・地方公共団体

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

**【閣決（重点）】**

なし

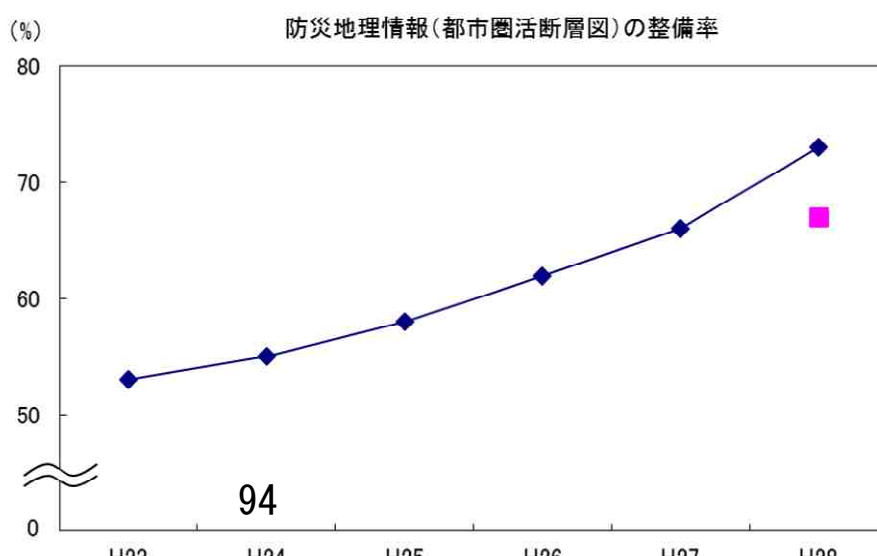
**【その他】**

なし

**過去の実績値**

(年度)

H23	H24	H25	H26	H27	H28
53(56)%	55(58)%	58(60)%	62(64)%	66(68)%	73(77)%



**主な事務事業等の概要**

#### 全国活断層帯情報整備

全国の活断層のうち、特に地震被害が広範囲に及ぶと考えられる主要な活断層帯について、断層の詳細な位置、関連する地形の分布等の情報を整備し提供する。平成 27 年度は菊川断層帯他を、平成 28 年度は別府一万年山断層帯他について情報を整備した。

予算額：17,554 千円（平成 27 年度）、17,554 千円（平成 28 年度）

#### 測定・評価結果

##### 目標の達成状況に関する分析

###### （指標の動向）

指標は、過去 5 年の間、継続的かつ定量的に増加し、本指標の目標を達成した。

直近値 73%=67/92（77%=78/101）

###### （事務事業等の実施状況）

平成 27 年 11 月に砺波平野断層帯他の成果及び平成 28 年 11 月に菊川断層帯他の成果を公表し、ウェブページでの閲覧を開始した。

##### 課題の特定と今後の取組みの方向性

指標の値は順調に増加し、目標を達成しているため、業績指標の判定を「A」とした。

目標年度が到来したため、定義の見直しを含めた目標値・目標年度を再度設定する。

平成 28 年度まで、定義の因子は「活断層帯数」であるが、一つの活断層帯の長さが 20～360km 程度と大小様々であるため、適切に進捗状況を示すことが難しいものとなっていた。本事業は、活断層帯を包括する範囲の地図情報を整備するものであるため、進捗の評価の精度を上げることを目的に平成 29 年度から地図情報の区画数（図面数）を因子とした業績指標に改め、目標値・目標年度を再度設定する。

#### 担当課等（担当課長名等）

担当課： 国土地理院 総務部 政策調整室（室長 國谷 俊文）

関係課： 国土地理院 企画部 企画調整課（課長 河瀬 和重）

国土地理院 応用地理部 企画課（課長 永山 透）

**業績指標 39**

防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地等の面積

**評価**

A	目標値：13,000ha（平成28年度） 実績値：13,935ha（平成28年度） 初期値：6,466ha（平成23年度）
---	---

**（指標の定義）**

都市防災総合推進事業および防災公園街区整備事業等の完了地区の面積。

**（目標設定の考え方・根拠）**

今後発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震の被害想定を踏まえ、防災上必要な市街地を改善するため、都市防災総合推進事業や防災公園街区整備事業を実施していく必要があることから、過去の実勢および予算の伸び率、現在の事業計画等を考慮して設定。

**（外部要因）**

該当なし

**（他の関係主体）**

地方公共団体、都市再生機構等（事業主体）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

- ・ 第183回国会 施政方針演説（平成25年2月28日）「首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」
- ・ 第186回国会 施政方針演説（平成26年1月24日）「ハードとソフトの両面から、事前防災・減災、老朽化対策に取り組み、優先順位を付けながら国土強靱化を進めます。」
- ・ 第189回国会 施政方針演説（平成27年2月12日）「事前防災・減災対策に取り組み、国土強靱化を進めてまいります。」
- ・ 第190回国会 施政方針演説（平成28年1月22日）「事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱化を進めてまいります。」
- ・ 第193回国会 施政方針演説（平成29年1月20日）「事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱化を進めます。」

**【閣議決定】**

- ・ 経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）（第4章5.）  
大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する。
- ・ 住生活基本計画（全国計画）の全部変更（平成23年3月15日）（第2章）  
大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。
- ・ 国土強靱化基本計画（平成26年6月3日）（第3章国土強靱化の推進方針 2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針（2）住宅・都市）  
密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進めるとともに、中古住宅の建物評価改善等によるリフォームや耐震性に優れた木造建築物の建設等を促進する。
- ・ 住生活基本計画（全国計画）の全部変更（平成28年3月18日）（第2 目標8）  
密集市街地の改善整備や無電柱化の推進、ハザードマップの積極的な情報提供、タイムラインの整備と訓練等により居住者の災害時の安全性の向上を図る。
- ・ 経済財政運営と改革の基本方針2016（第2章 2.（5）③防災・減災）  
安全なまちづくりに向けて、木造密集市街地の改善、住宅・建築物の耐震化、無電柱化など景観や防災に配慮したまちづくりや開かずの踏切の解消等に向けた取組を進める。

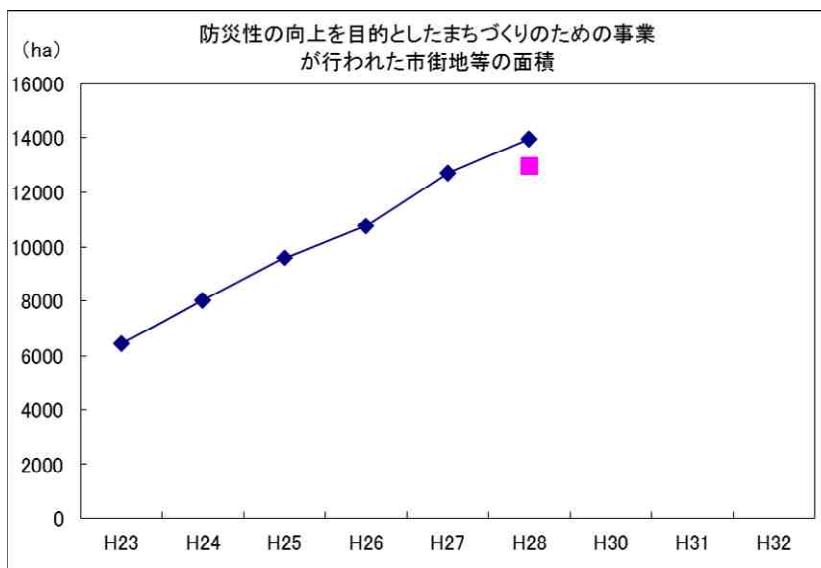
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H23	H24	H25	H26	H27	H28
6,466ha	8,016ha	9,586ha	10,752ha	12,729ha	13,935ha



### 主な事務事業等の概要

- 都市防災総合推進事業の推進  
 密集市街地に代表される防災上危険な市街地の改善を図る。  
 予算額：防災・安全交付金 1兆 947億円の内数（平成27年度）  
 防災・安全交付金 1兆1,002億円の内数（平成28年度）  
 防災・安全交付金 1兆1,057億円の内数（平成29年度）
- 防災公園街区整備事業の推進  
 都市再生機構が防災公園と周辺市街地の整備改善を一体的に行うことで防災性の向上を図る。
- 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（所得税・法人税・個人住民税）  
 防災街区整備推進機構に土地等を譲渡した個人・法人に軽減税率を適用。

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

##### （指標の動向）

防災性の低い市街地について、平成28年度末までに13,935haの防災性能の向上が図られ、目標値を達成した。

##### （事務事業等の実施状況）

平成22年度より、従来の補助金に代わって「社会資本整備総合交付金」が創設されるとともに、平成24年度補正予算より「防災・安全交付金」が創設された。これにより、目標実現のための基幹事業である都市防災総合推進事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業をより一層統一的・一体的に支援し、また手続きを簡素化することで、地方公共団体による防災上危険な市街地の総合的な防災性の向上を図った。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- 防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地等の面積は、目標値を上回ったことからAと評価した。
- 今後発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震の被害想定を踏まえ、引き続き目標値を設定し、都市防災総合推進事業や防災公園街区整備事業を実施し、防災上危険な市街地の改善を推進していくこととする。

### 担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局都市安全課（課長 河野 俊郎）  
 都市局まちづくり推進課（課長 望月 一範）  
 関係課：都市局都市計画課（課長 宇野 善昌）  
 都市局市街地整備課（課長 英 直彦）  
 都市局街路交通施設課（課長 渡邊 浩司）  
 都市局公園緑地・景観課（課長 町田 誠）

**業績指標 40**

一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合

評価	
A	目標値：約 89% (平成 32 年度) 実績値：約 85% (平成 27 年度) 集計中 (平成 28 年度) 初期値：約 76% (平成 24 年度)

**(指標の定義)**

人口 20 万人以上の大都市（東京特別区、政令指定都市、中核市、特例市）（分母）における、災害応急対策施設のうち、「備蓄倉庫」、「耐震性貯水槽」、「放送施設」のいずれかが整備され、地域の避難・防災の拠点となるオープンスペース（注）が確保された都市（分子）の割合（なお、東京特別区及び政令指定都市においては、区を 1 都市と扱う。）

（注）誰もが簡単にアクセスできて、永続性が担保される公的空間。

**(目標設定の考え方・根拠)**

都市の防災機能の向上を図るため、長期的には 100% を目指している。これまでの実績を踏まえ、平成 32 年度の目標値約 89% を設定。

**(外部要因)**

該当なし

**(他の関係主体)**

地方公共団体（事業主体）

**(重要政策)**

**【施政方針】**

- ・第 169 回国会 施政方針演説（平成 20 年 1 月 18 日）「都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。
- ・第 183 回国会 施政方針演説（平成 25 年 2 月 28 日）「首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。

**【閣議決定】**

- ・国土強靱化基本計画（平成 26 年 6 月 3 日）（第 3 章 国土強靱化の推進方針 2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針（2）住宅・都）  
 密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進めるとともに、中古住宅の建物評価改善等によるリフォームや耐震性に優れた木造建築物の建設等を促進する。

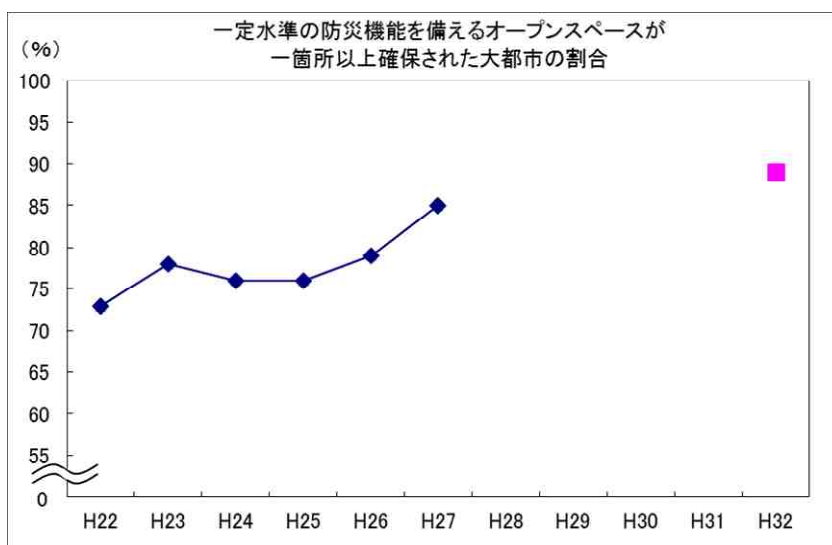
**【閣決（重点）】**

- ・社会資本整備重点計画（平成 27 年 9 月 18 日）「第 2 章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値						(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
約 73%	約 78%	約 76%	約 76%	約 79%	約 85%	集計中



## 主な事務事業等の概要

### ○防災公園の整備（◎）

災害時の避難地や防災拠点となる防災公園の整備により、都市の防災機能の向上を図り、安全で安心できる都市づくりを推進する。

予算額：社会資本整備総合交付金 8,983億円、防災・安全交付金 11,002億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金 807億円の内数（平成28年度国費）

社会資本整備総合交付金 9,018億円、防災・安全交付金 10,947億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金 811億円の内数（平成27年度国費）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

平成28年度の実績値は集計中であるが、本業績指標は、目標値の達成に向けて増加している。

#### （事務事業等の実施状況）

都市における防災機能を強化し、安全で安心できる都市づくりを推進するため、帰宅困難者対策のための既存公園の防災機能強化や、震災時の避難地や防災拠点となる都市公園等の整備を行った。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成28年度の実績値は集計中であるが、前述のとおり、本業績指標は、目標値の達成に向けて順調に増加していることからAと評価した。
- ・近年の大規模災害の影響を受け、各都市における防災に対する危機意識が高まっていることを踏まえ、都市における防災機能を強化し、安全で安心できる都市づくりを推進するため、引き続き災害時の避難地や防災拠点となる都市公園等の整備を推進していく必要がある。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：公園緑地・景観課（課長 町田 誠）



**業績指標 4 1**

下水道による都市浸水対策達成率\*

**評価**

A	目標値：約 6 2 % (平成 3 2 年度) 実績値：約 5 7 % (平成 2 7 年度) 初期値：約 5 6 % (平成 2 6 年度)
---	---

**(指標の定義)**

都市浸水対策を実施すべき区域のうち、5年に1回程度発生する規模の降雨に対応する下水道整備が完了した区域の面積の割合。

分子：5年に1回程度発生する規模の降雨に対応する下水道整備が完了した区域の面積

分母：市街地で過去に浸水被害が発生した地区など、都市浸水対策を実施すべき区域の面積

**(目標設定の考え方・根拠)**

地方公共団体における浸水対策の実施予定より、目標値を設定

**(外部要因)**

地元との調整状況

**(他の関係主体)**

地方公共団体（事業主体）

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

経済財政運営と改革の基本方針（平成 2 7 年 6 月 3 0 日）「社会資本の整備については、（中略）国土強靱化、防災・減災対策、（中略）などの分野について、人口減少等の社会構造の変化を踏まえ、選択と集中の下、ストック効果が最大限発揮されるよう重点化した取組を進める。」

**【閣決（重点）】**

社会資本整備重点計画（平成 2 7 年 9 月 1 8 日）「第 1 章、第 2 章に記載あり」

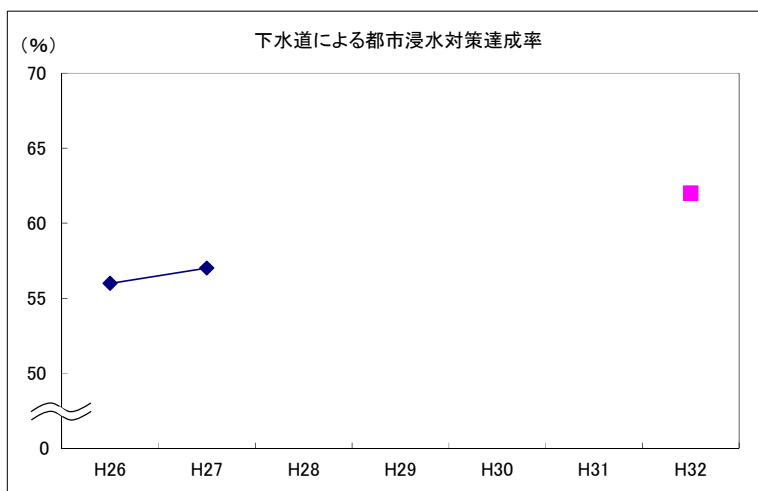
**【その他】**

なし

**過去の実績値**

(年度)

H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
約 5 6 %	約 5 7 %	—	—	—



**主な事務事業等の概要**

○ 下水道による雨水対策施設の整備の推進 (◎)

下水道による雨水対策施設の整備により、都市の水害安全度の向上を図るため、事業を実施する地方公共団体に対して交付を行う。

社会資本整備総合交付金予算額 8, 9 8 3 億円の内数 (平成 2 8 年度国費)

防災・安全交付金予算額 1 1, 0 0 2 億円の内数 (平成 2 8 年度国費)

下水道事業関連予算額 5 3 億円の内数 (平成 2 8 年度国費)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

- 地下街等における下水道浸水対策事業の推進  
近年の局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）等の頻発等に対応するため、事前防災対策として、特に内水氾濫のリスクが高い地区を、下水道浸水被害軽減総合事業の地区要件に新たに追加し、総合的な浸水対策を強化する。
- 効率的な雨水管理支援事業制度の創設  
浸水リスクに応じたきめ細やかな対策を推進するため、浸水シミュレーション等に基づく計画策定を支援するとともに、既存施設を最大限活用した対策等を支援することにより、効率的に浸水被害を最小化する取組を推進する。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

- ・下水道による都市浸水対策達成率の平成27年度の実績値は約57%であり、平成26年度から約1%上昇しており、過去の実績値によるトレンドを延長すると、平成32年度には目標値を概ね達成する見込みである。さらに、平成28年度に創設した「効率的雨水管理支援制度」において既存施設を最大限活用した対策等を支援したことにより、これまでより効率的かつ迅速に対策が進むことが期待されることから、平成32年度に目標値を達成すると見込まれる。

#### （事務事業等の実施状況）

- ・平成26年度に実施した政策アセスメント（平成27年度概算予算要求）である「地下街等における下水道浸水対策事業の推進」の事後検証については、本業績指標をもってその効果を測定しているところ、平成27年度は、目標値である約60%（目標年度：平成28年度）に向けて進捗しており、順調であったと評価できる。
- ・平成27年度に、近年の局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）等の頻発等に対応するため、事前防災対策として、特に内水氾濫のリスクが高い地区を、下水道浸水被害軽減総合事業の地区要件に新たに追加し、総合的な浸水対策を強化した。
- ・平成27年度に実施した政策アセスメント（平成28年度概算予算要求）である「効率的な雨水管理支援事業制度の創設」の事後検証については、本業績指標をもってその効果を測定しているところ、平成28年度は、目標値である約62%（目標年度：平成32年度）に向けて進捗しており、順調であったと評価できる。
- ・平成28年度には、「効率的雨水管理支援制度」を創設し、浸水リスクに応じたきめ細やかな対策を推進するため、浸水シミュレーション等に基づく計画策定を支援するとともに、既存施設を最大限活用した対策等を支援することにより、効率的に浸水被害を最小化する取組を推進した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・下水道による都市浸水対策達成率は増加傾向にあり、目標値に向けて着実に進展している。また、平成27年度は浸水被害軽減総合事業を拡充するとともに、平成28年度には効率的雨水管理支援事業制度を創設し、浸水シミュレーション等に基づく計画策定や既存施設を最大限活用した対策等を支援することにより、地方公共団体のより効率的な浸水対策を推進していることから、Aと評価した。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局下水道部流域管理官（流域管理官 岡本 誠一郎）

関係課：

**業績指標 4 2**

地震時等に著しく危険な密集市街地の面積\*

**評 価**

B

目標値：おおむね解消（平成 32 年度）  
 実績値：4,039ha（平成 28 年度）  
 初期値：約 4,450ha（100%）（平成 27 年度速報）

**（指標の定義）**

地震時等に著しく危険な密集市街地（※）の面積

（※）地震時等に著しく危険な密集市街地とは、従来の重点密集市街地の基準である不燃領域率（市街地面積に占める耐火建築物等の敷地及び幅員 6 m 以上の道路等の公共施設面積の割合）や住宅戸数密度等の延焼危険性の指標に加え、避難の困難さの指標である地区内閉塞度及び周辺地区の状況や地形条件等の地域特性も基準となり位置づけられる密集市街地のことをいい、各地方公共団体が位置づけを行う。

**（目標設定の考え方・根拠）**

平成 23 年 3 月 15 日に閣議決定された住生活基本計画（全国計画）において、従来の延焼危険性の指標に加え、新たに避難の困難さの指標である、地区内閉塞度や地域特性等を考慮した「地震時等に著しく危険な密集市街地」を平成 32 年度末までにおおむね解消（最低限の安全性を確保）することが位置づけられ、密集市街地の改善整備に向けた取り組みの方向性においても、従来までの住宅等の不燃化推進や公共施設整備に加え、避難経路の確保や地域の防災活動の支援等のソフト面に及ぶ、きめ細やかな事業の実施を図ることになった。この「平成 32 年度末」の期限は、できる限り早期に最低限の安全性の確保を目指すこととして設定したものである。

なお、平成 28 年 3 月 18 日に全部変更された住生活基本計画（全国計画）においても、同様の目標が継続して定められている。

**（外部要因）**

目的達成には、地方公共団体による市街地整備および老朽住宅の建替え等を進める必要があるが、それらは高齢化の進展や経済状況等に影響される。

**（他の関係主体）**

地方公共団体、都市再生機構等（事業主体）

**（重要政策）****【施政方針】**

- ・ 第 169 回国会 施政方針演説（平成 20 年 1 月 18 日）「都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」
- ・ 第 183 回国会 施政方針演説（平成 25 年 2 月 28 日）「首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」
- ・ 第 186 回国会 施政方針演説（平成 26 年 1 月 24 日）「ハードとソフトの両面から、事前防災・減災、老朽化対策に取り組み、優先順位を付けながら国土強靱化を進めます。」
- ・ 第 189 回国会 施政方針演説（平成 27 年 2 月 12 日）「事前防災・減災対策に取り組み、国土強靱化を進めてまいります。」
- ・ 第 190 回国会 施政方針演説（平成 28 年 1 月 22 日）「事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱化を進めてまいります。」
- ・ 第 193 回国会 施政方針演説（平成 29 年 1 月 20 日）「事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱化を進めます。」

**【閣議決定】**

- ・ 住生活基本計画（全国計画）の全部変更（平成 23 年 3 月 15 日）（第 2 目標 1）  
大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。
- ・ 日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日）（第 II. 3 つのアクションプラン」一. 日本産業再興プラン」5. 立地競争力の更なる強化」④都市の競争力の向上）  
外国企業が我が国にアジアの拠点を置くインセンティブとなるよう、都市の多様性を確保し、老朽化した建築物等を更新すること等により都市環境や生活環境の向上、良好な治安の確保、防災力の向上等を通じて、都市の国際競争力を高めることが重要である。
- ・ 国土強靱化基本計画（平成 26 年 6 月 3 日）（第 3 章 国土強靱化の推進方針 2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針（2）住宅・都市）  
密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進めるとともに、中古住宅の建物評価改善等によるリフォームや耐震性に優れた木造建築物の建設等を促進する。
- ・ 住生活基本計画（全国計画）の全部変更（平成 28 年 3 月 18 日）（第 2 目標 8）  
密集市街地の改善整備や無電柱化の推進、ハザードマップの積極的な情報提供、タイムラインの整備と訓練等により居住者の災害時の安全性の向上を図る
- ・ 経済財政運営と改革の基本方針 2016（第 2 章 2.（5）②防災・減災）  
安全なまちづくりに向けて、木造密集市街地の改善、住宅・建築物の耐震化、無電柱化など景観や防災に配慮したまちづくりや開かずの踏切の解消等に向けた取組を進める。

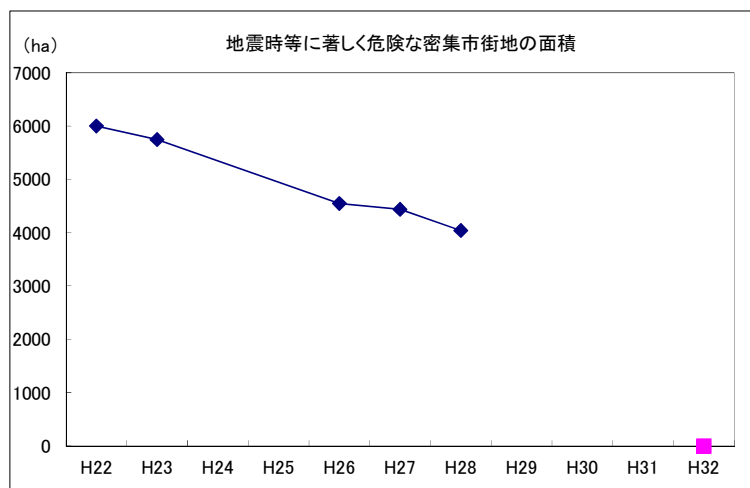
**【閣決（重点）】**

- ・社会資本整備重点計画（平成 24 年 8 月 31 日）「第 3 章に記載あり」
- ・社会資本整備重点計画（平成 27 年 9 月 18 日）「第 2 章に記載あり」

**【その他】**

- ・なし

過去の実績値						(年度)
H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
約 6,000ha	5,745ha	—	—	4,547ha	4,435ha	4,039ha

**主な事務事業等の概要**

- ・密集市街地の改善整備の促進のため、各種制度を実施している。(◎)
  - 予算額：防災・安全交付金 1 兆 9 4 7 億円の内数（平成 2 7 年度）
  - 防災・安全交付金 1 兆 1, 0 0 2 億円の内数（平成 2 8 年度）
  - 防災・安全交付金 1 兆 1, 0 5 7 億円の内数（平成 2 9 年度）
- ・住宅市街地総合整備事業等により老朽住宅の除却・建替、地区施設等の整備を促進している。
- ・住宅地区改良事業等により不良住宅の買収・除却、改良住宅の建設、地区施設等の整備を促進している。
- ・密集市街地総合防災事業により密集市街地における総合的な環境整備を推進している。
  - 予算額：密集市街地総合防災事業 3 0 億円（平成 2 7 年度）
  - 3 0 億円（平成 2 8 年度）
  - 3 0 億円（平成 2 9 年度）
- ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（所得税・法人税・個人住民税）  
防災街区整備事業等の用に供するために土地等を譲渡した個人・法人に軽減税率を適用。
- ・防災街区整備事業の施行に伴い新築された防災施設建築物に係る特例措置（固定資産税）  
防災街区整備事業の施行に伴い新築された、防災施設建築物に該当する家屋のうち、一定の要件を満たすものについては固定資産税を減額。
- ・防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等（所得税・法人税）  
防災再開発促進地区内の危険密集市街地の資産を譲渡して防災施設建築物及びその敷地を取得した一定の場合について、事業用資産の買換特例を措置。

**測定・評価結果****目標の達成状況に関する分析****(指標の動向)**

地震時等に著しく危険な密集市街地の面積は、平成 28 年度末時点で 4,039ha と減少しているものの、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標達成への進捗状況は順調でない。

**(事務事業等の実施状況)**

- ・平成 24 年度補正予算において新たに防災・安全交付金を創設するとともに、住宅・建築物安全ストック形成事業における密集市街地内の避難路沿道建築物の耐震改修等に係る補助率の拡充を実施。
- ・平成 25 年度補正予算において、密集市街地における延焼防止を目的として、道路沿いの建築物を不燃化する事業に対する補助制度の合理化を実施。
- ・平成 26 年度において、道路整備等と一体に沿道の建築物を耐火建築物等に建て替えることにより延焼遮断帯の形成を促進する延焼遮断帯形成事業の適用要件の見直し。
- ・平成 27 年度において、密集市街地における総合的な環境整備を推進する「密集市街地総合防災事業」を創設。
- ・平成 28 年度において、火災等に対する防災面での悪影響が懸念される空家や不良住宅の除却を助成対象に追加。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積は、平成 28 年度末時点で 4,039ha と減少しているものの、目標達成に向けた成果を示していないことから B と評価した。
- これまでの制度拡充による充実した支援メニュー等を通じて、東京都等において密集市街地整備の進捗が確実に見られることから、引き続きこれらの支援を推進していくこととする。

#### 担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局都市安全課（課長 河野 俊郎）  
住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長 石坂 聡）

関係課：都市局都市計画課（課長 宇野 善昌）  
都市局市街地整備課（課長 英 直彦）  
都市局街路交通施設課（課長 渡邊 浩司）  
都市局公園緑地・景観課（課長 町田 誠）  
都市局まちづくり推進課（課長 望月 一範）  
住宅局住宅総合整備課住環境整備室（室長 内田 純夫）  
住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 永山 寛理）  
住宅局市街地建築課（課長 淡野 博久）

**業績指標 4 3**

大規模盛土造成地マップ等公表率

**評 価**

A

目標値：70%（H32 年度）  
 実績値：52.3%（H28 年度）  
 初期値：13.7%（H26 年度）

**（指標の定義）**

大規模盛土造成地について、その有無等を公表した市区町村の割合。《分母：1741(全体)》《分子：公表市区町村》

**（目標設定の考え方・根拠）**

平成 28 年度末の目標値に、平成 25 年度の公表率の進捗状況(約 5%/年)を用いて、平成 32 年度末目標値を設定。

**（外部要因）**

なし

**（他の関係主体）**

地方公共団体

**（重要政策）****【施政方針】**

第 193 回国会 施政方針演説（平成 29 年 1 月 20 日）

「事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱化を進めます。」

**【閣議決定】**

経済財政運営と改革の基本方針 2016（第 2 章 2. (5)③防災・減災）

安全なまちづくりに向けて、木造密集市街地の改善、住宅・建築物の耐震化、(中略)等に向けた取組を進める。

宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）

**【閣決（重点）】**

社会資本整備重点計画（平成 27 年 9 月 18 日）「第 2 章に記載あり」

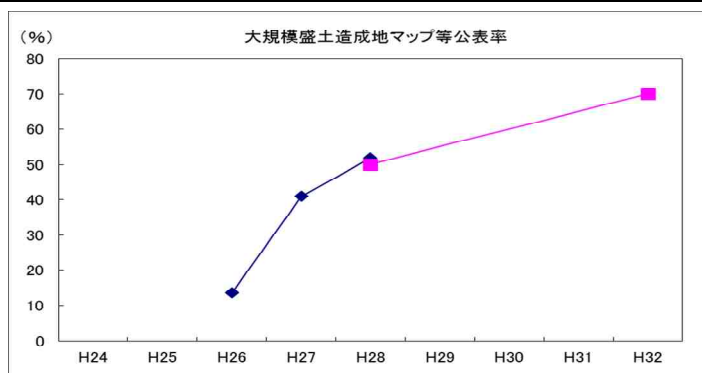
**【その他】**

なし

**過去の実績値**

(年度)

H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
—	—	13.7%	41.0%	52.3%

**主な事務事業等の概要**

・宅地耐震化推進事業の推進（◎）

大地震等による宅地被害を防止・軽減するため、甚大な被害の生じるおそれのある大規模盛土造成地の調査を進め、住民に対する情報提供を促進する。

（◎）を付記した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

**測定・評価結果****目標の達成状況に関する分析****（指標の動向）**

平成 28 年度末までに、52.3%の市区町村で大規模盛土造成地マップ等の公表がなされた。

**（事務事業等の実施状況）**

防災・安全交付金による支援を行い、マップ公表率の向上を図った。

大阪府岬町において、滑動崩落防止工事を実施した。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

公表率が目標を上回ったことからAと評価した。

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局都市安全課（課長 河野俊郎）

関係課：なし

**業績指標 4.4**

災害時における機能確保率（①主要な管渠\*、②下水処理場\*）

評 価	
① B	目標値：①約60%（平成32年度）、②約40%（平成32年度） 実績値：①精査中（平成28年度）、②精査中（平成28年度） ①約47%（平成27年度）、②約35%（平成27年度） 初期値：①約46%（平成26年度）、②約32%（平成26年度）
② A	

**（指標の定義）**

《主要な管渠》地震対策上重要な管渠のうち、耐震化が行われている割合。

※主要な管渠・・・ポンプ場・処理場に直結する管渠、河川・起動等を横断する管渠、緊急輸送路下に埋設された管渠など

《下水処理場》下水処理場のうち「揚水」、「沈殿」及び「消毒」に係る施設の耐震化が行われている割合。

**（目標設定の考え方・根拠）**

《主要な管渠》地方公共団体が定めている「重要な幹線等」の延長のうち、耐震化事業の実施予定、過去の整備状況を勘案し目標値を設定。

《下水処理場》地方公共団体の耐震化事業の実施予定から目標値を設定。

**（外部要因）**

地元との調整状況

**（他の関係主体）**

地方公共団体（事業主体）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

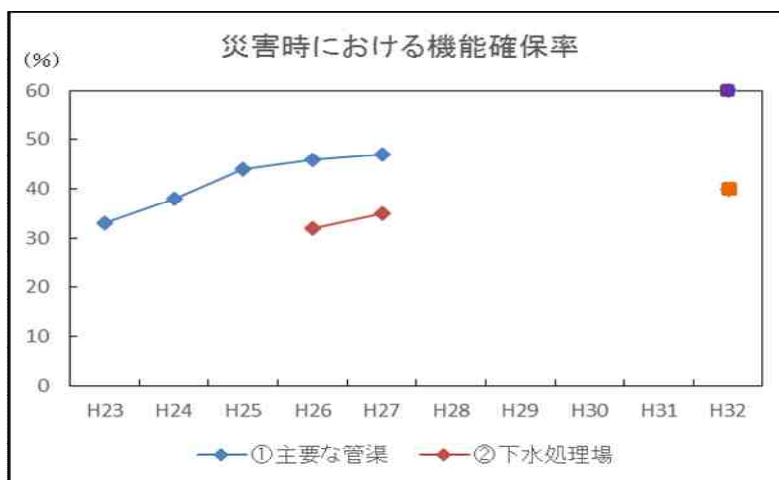
**【閣決（重点）】**

社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値	(年度)				
	H24	H25	H26	H27	H28
①	38%	44%	46%	47%	精査中
②	-	-	32%	35%	精査中



**主な事務事業等の概要**

○ 下水道施設の地震対策の推進 (◎)

災害時における下水道施設の機能確保に向けて、主要な管渠や下水処理場の耐震化をはじめとする下水道施設の地震対策を推進するため、事業を実施する地方公共団体に対して交付を行う。

社会資本整備総合交付金予算額 8,983億円の内数（平成28年度国費）

防災・安全交付金予算額 11,002億円の内数（平成28年度国費）

下水道事業関連予算額 53億円の内数（平成28年度国費）

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。



- 下水道総合地震対策事業の拡充  
都市機能が高度に集約した地域における下水道管渠の耐震化を推進し、今後発生が予測される大規模地震に緊急的・集中的に対応する。
- 首都直下、南海トラフ地震の対象地域における下水道地震対策事業の推進  
下水道の地震による被災が住民生活や公衆衛生等に重大な影響を及ぼすことに鑑み、南海トラフ地震や首都直下地震で被災が予想される地域において、地震時に下水道が最低限有すべき機能を確保するための施設の耐震化及び被災した場合の下水道機能のバックアップ対策を併せて進めることをもって地震に対する安全度を早急に高め、安心した社会活動が継続されるよう地震対策を推進する。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

##### ① 順調でない。

- ・ 主要な管渠の耐震化率については、平成27年度の実績値は約47%であり、過去の実績値によるトレンドを延長しても目標年度に目標値を達成することは困難であるが、平成28年熊本地震の被害を踏まえて、平成29年度から地震による下水道施設被害があった地域についても支援対象とするなど、国としても重点的に取り組んでいるところであり、平成32年度の目標値の達成に向けて引き続き一層の支援を行っていく。

##### ② 順調である。

- ・ 下水処理場の耐震化率については、平成27年度の実績値は約35%であり、過去の実績値によるトレンドを延長すると目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

#### (事務事業等の実施状況)

- ・ 平成18年度に創設した下水道地震対策緊急整備事業に代え、平成21年度に重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」と、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進するための事業制度として「下水道総合地震対策事業」を創設した。本事業では、D I D地域を有する都市等地震対策に取り組む必要性が高い地域を対象として、避難地、防災拠点等と終末処理場とを接続する管渠の耐震化事業を補助対象として拡充した。
- ・ 平成25年度には、都市機能が高度に集約した地域における継続的な確保を図るため、都市再生緊急整備地域に埋設されている管渠や、河川下管渠等の耐震化事業を拡充した。
- ・ 平成27年度には、下水道の地震による被災が住民生活や公衆衛生等に重大な影響を及ぼすことに鑑み、「首都直下地震対策特別措置法」及び「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に指定された緊急対策地区・防災対策推進地区を、支援対象の地区要件に追加した。
- ・ 平成29年度には、平成28年熊本地震の被害を踏まえ、地震による下水道施設被害があった地域について、災害復旧事業終了後5年以内に完了する事業に限定して支援対象の要件に追加しており、地震対策の推進を図っている。
- ・ また、本事業の実施にあたっては平成25年度より5年間以内に事業主体である地方公共団体が「下水道総合地震対策計画」を作成するよう定めている。
- ・ さらに、東日本大震災を受け、「下水道地震・津波対策技術検討委員会」を設置し、被災地に向けて適切な復旧を行うための技術的手法の検討を行うとともに、これまでの地震対策に係る技術指針の見直し方針、及び全国の下水道施設に適用する耐震・耐津波対策の方向性についてとりまとめ、総合的かつ計画的な下水道地震対策を推進した。これを踏まえ（公社）日本下水道協会において平成26年度に「下水道施設の耐震対策指針と解説」及び「下水道の地震対策マニュアル」の改定を実施した。
- ・ なお、平成24年度に実施した政策アセスメント（平成25年度概算予算要求）である「No.4. 下水道総合地震対策事業の拡充」及び、平成26年度に実施した政策アセスメント（平成27年度概算予算要求）である「No.6. 首都直下、南海トラフ地震の対象地域における下水道地震対策事業の推進」の事後検証については、本業績指標をもってその効果を測定しているところ、目標値に向けて着実に進展していることから、順調であったと評価できる。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 主要な管渠の耐震化率については、平成27年度の実績値は約47%であり、過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値を達成することは困難であることから、Bと評価した。しかしながら、平成28年熊本地震の被害を踏まえて、平成29年度から地震による下水道施設被害があった地域についても支援対象とするなど、国としても重点的に取り組んでいるところであり、平成32年度の目標値の達成に向けて引き続き一層の支援を行っていく。
- ・ 下水処理場の耐震化率については、平成27年度の実績値は約35%であり、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれることから、Aと評価した。
- ・ さらに、下水道総合地震対策事業の拡充等による「防災」と「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を引き続き推進するとともに、被害を最小化する「減災」対策の一層の強化を図るため、平成28年熊本地震を踏まえた下水道事業における事業継続計画（BCP）の見直しを推進していく。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課： 水管理・国土保全局 下水道事業課長（課長 加藤 裕之）

**業績指標 4.5**

最大クラスの内水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村の割合

<b>評価</b>	
B	目標値：約100%（平成32年度） 実績値：約0%（平成27年度） 約0%（平成28年度） 初期値：—（平成26年度）

**（指標の定義）**

水位周知下水道の早期指定が想定される下水道が存する市区数のうち、最大クラスの内水ハザードマップを作成・公表し、かつ住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区数の割合

**（目標設定の考え方・根拠）**

水位周知下水道の早期指定が想定される下水道が存する市区について、最大クラスの内水ハザードマップの作成・公表を推進するとともに、それを住民の防災意識向上に繋がる訓練に活用することが重要であるため、100%を目標として設定。

**（外部要因）**

地元との調整状況等

**（他の関係主体）**

地方公共団体（事業主体）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

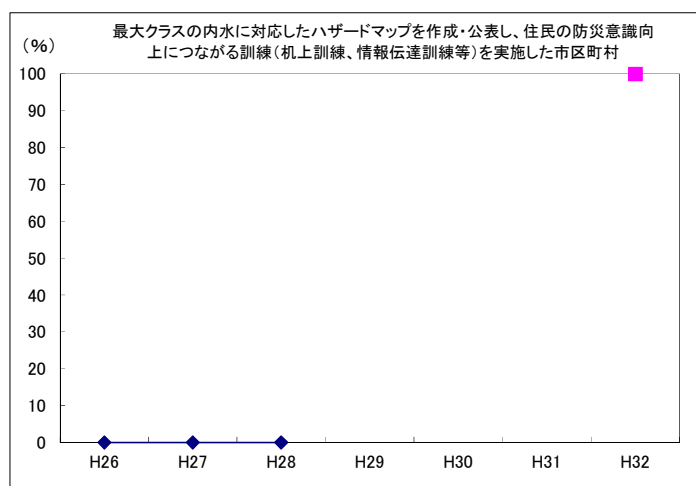
**【閣決（重点）】**

社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第1章、第2章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値				（年度）	
H24	H25	H26	H27	H28	
—	—	—	約0%	約0%	



**主な事務事業等の概要**

○ 下水道による浸水被害の軽減対策（◎）

下水道による浸水被害の軽減対策を図るため、事業を実施する地方公共団体に対して交付を行う。

社会資本整備総合交付金予算額 8,983億円の内数（平成28年度国費）

防災・安全交付金予算額 11,002億円の内数（平成28年度国費）

下水道事業関連予算額 53億円の内数（平成28年度国費）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

順調である。

平成28年度の実績値は0%であり、過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に達成することは困難である。しかしながら、平成27年7月の水防法改正を受けて、平成28年度に公表した水害ハザードマップ作成の手引き等をもとに地方公共団体において最大クラスの内水ハザードマップの作成・公表に向けた検討が進められているところであり、目標年度には目標値を達成すると見込まれる。

#### (事務事業等の実施状況)

平成28年度には、市町村がより避難行動に直結した利用者目線に立ったハザードマップを作成するため、「早期の立退き避難が必要な区域」を検討し明記すること等を盛り込んだ「水害ハザードマップ作成の手引き」を改訂した。

また、同平成28年度には、従来の既往最大降雨等に対する浸水想定区域図の作成に加えて、想定し得る最大規模の外力に対する浸水想定区域図を作成するための浸水想定手法等を盛り込んだ「内水浸水想定区域図作成マニュアル(案)」を公表した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

平成28年度の実績値は0%であり、過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に達成することは困難であることから、Bと評価した。

しかしながら、平成28年度に公表した水害ハザードマップ作成の手引き等をもとに地方公共団体において最大クラスの内水ハザードマップの作成・公表に向けた検討が進められているところであり、平成32年度の目標値の達成のために、継続して支援を行う。

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局下水道部流域管理官(流域管理官 岡本 誠一郎)

関係課：

業績指標 4.6

①住宅\*・②建築物\*の耐震化率

評価	
① N	目標値：約95%（平成32年） ※平成37年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消 実績値：約82%（平成25年） 初期値：約82%（平成25年）
② N	目標値：約95%（平成32年） 実績値：約85%（平成25年） 初期値：約85%（平成25年）

（指標の定義）

- ① 住宅の耐震化率  
住宅の総戸数のうち、耐震性を有するもの（※）の戸数（いずれも居住世帯のある住宅の戸数）の割合
- ② 建築物の耐震化率  
多数の者が利用する建築物の総棟数のうち、耐震性を有するもの（※）の棟数の割合  
※新耐震基準（昭和56年6月1日施行の改正建築基準法施行令の耐震基準）で建築されたもの、新耐震基準施行以前に建築されたもののうち改修済みのもの又は診断の結果、新耐震基準が求める耐震性を有すると推計されるもの。

（目標設定の考え方・根拠）

- ① 住宅・土地統計調査のデータベースによる住宅総数に対し、過去の耐震改修データに基づく耐震化の動向を踏まえ、目標を設定した。
- ② 統計データ等から推計される多数の者が利用する建築物の総数に対し、過去の耐震改修データに基づく耐震化の動向を踏まえ、目標を設定した。

（外部要因）

- ・目的達成には、住宅・建築物の耐震改修・古い住宅・建築物の建替えのペースが維持される必要があるが、それらは経済状況等に影響される。

（他の関係主体）

地方公共団体等

（重要政策）

【施政方針】

- ・第183回国会 施政方針演説（平成25年2月28日）「首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」
- ・第186回国会 施政方針演説（平成26年1月24日）「災害から人命を守り、社会の機能を維持するため、危機管理を徹底するとともに、大規模建築物の耐震改修や治水対策、避難計画の作成や防災教育など、ハードとソフトの両面から、事前防災・減災、老朽化対策に取り組み、優先順位を付けながら国土強靱（きょうじん）化を進めます。」

【閣議決定】

- ・建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号、平成25年11月改正施行。以下「耐震改修促進法」という。）
- ・マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号、平成26年12月改正施行。以下「マンション建替法」という。）
- ・平成27年3月31日に閣議決定された「首都直下地震緊急対策推進基本計画」において、平成32年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を95%とする目標が掲げられている。
- ・平成28年3月18日に閣議決定された「住生活基本計画（全国計画）」において、平成37年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することとされている。

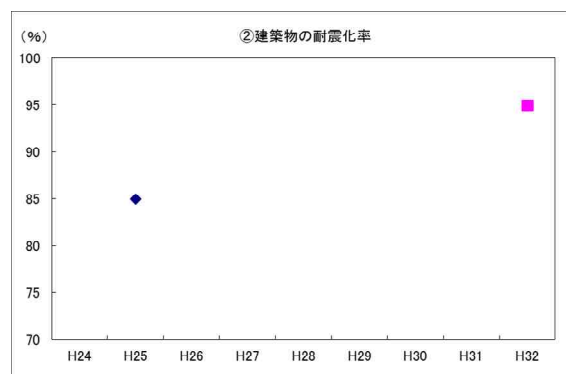
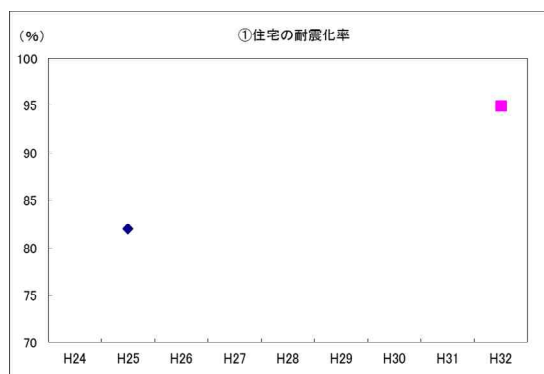
【閣決（重点）】

- ・平成27年9月18日に閣議決定された「社会資本整備重点計画」において、平成32年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を95%とする目標が掲げられている。

【その他】

- ・「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号、平成28年3月改正施行。）において、平成32年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を95%とし、平成37年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消とする目標が掲げられている。
- ・平成26年3月28日に中央防災会議で策定された「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」において、平成32年までに住宅の耐震化率を95%とする目標が掲げられている。
- ・平成28年5月24日に国土強靱化推進本部で策定された「国土強靱化アクションプラン2016」において、平成32年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を95%とし、平成37年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消とする目標が掲げられている。

過去の実績値					(年)
	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
①	—	約 8 2 %	—	—	—
②	—	約 8 5 %	—	—	—



※平成37年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消

### 主な事務事業等の概要

#### ①・②共通

- ・平成7年度より建築物の耐震化支援制度を創設し、継続的に住宅・建築物の耐震化に対する支援を行っている。
- ・平成21年度以降、住宅・建築物安全ストック形成事業により、住宅・建築物の耐震化を促進している。

予算額：社会資本整備総合交付金 9, 018億円の内数（平成27年度）

8, 983億円の内数（平成28年度）

防災・安全交付金 1兆 947億円の内数（平成27年度）

1兆1, 002億円の内数（平成28年度）

- ・平成25年11月に改正された耐震改修促進法に基づき、不特定多数の人が利用する大規模建築物等に対する耐震診断結果の報告の義務付け、建築物の耐震性に係る表示制度の創設等により、住宅・建築物の耐震化を促進している。
- ・平成25年度以降、耐震対策緊急促進事業により、耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物に対し、通常の支援に加え、重点的かつ緊急的な支援を実施している。

予算額：耐震対策緊急促進事業 180億円（平成27年度）

耐震対策緊急促進事業 120億円（平成28年度）

#### ①住宅の耐震化

- ・住宅・建築物安全ストック形成事業について、住宅の耐震改修等に関する補助額を時限的に加算する措置を実施する。
- ・住宅の耐震改修を行った場合、耐震改修に要した費用の10%相当額（25万円を限度）を所得税額から控除するとともに、固定資産税の減額措置（1年間1/2減額、特に重要な避難路沿道にある住宅は2年間）を講じている。
- ・住宅金融支援機構において、耐震改修促進法に基づく耐震改修工事及び同等の耐震性能を向上させるための耐震改修工事に必要な資金を貸し付ける措置を講じている。
- ・耐震改修促進法に基づき、耐震改修の必要性の認定を受けた区分所有建築物（マンション等）について、大規模な耐震改修を行おうとする場合の決議要件を緩和している。
- ・マンション建替法に基づき、耐震性の不足する要除却認定マンションを対象としたマンション敷地売却事業等を設けるとともに、必要な税制特例措置や予算上の支援措置を講じている。

#### ②建築物の耐震化

- ・耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物について、耐震改修を行った場合の法人税・所得税の特例措置（取得価額の25%の特別償却）及び固定資産税の減額措置（2年間1/2減額）を講じている。

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

##### (指標の動向)

- ①住宅の耐震化については、平成20年から平成25年の5年間で3ポイント上昇し、着実に進捗しているものの、このトレンドを維持した場合、目標年（平成32年及び平成37年）においては目標値を下回る結果となっている。平成25年に改正した耐震改修促進法や平成26年に改正したマンション建替法による耐震化に向けた取組の一層の強化や、地方公共団体における耐震化の取組（補助制度の整備・充実や積極的な普及啓発等）により平成32年及び平成37年の目標の達成に向け、引き続き住宅の耐震化に向けた取組を実施する。
- ②建築物の耐震化については、平成20年から平成25年の5年間で5ポイント上昇し、着実に進捗しているものの、このトレンドを維持した場合、目標年（平成32年）においては目標値を下回る結果となっている。平成25年に改正した耐震改修促進法による耐震化に向けた取組の一層の強化や、地方公共団体における耐震化の取組（補助制度の整備・充実等）により、平成32年の目標の達成に向け、引き続き建築物の耐震化に向けた取組を実施する。

##### (事務事業等の実施状況)

①・②共通

- ・不特定多数の人が利用する大規模建築物等に対する耐震診断結果の報告の義務付け、建築物の耐震性に係る表示制度の創設等、耐震改修促進法の円滑な運用を図っている。
- ・平成25年度予算において、耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物に対し、住宅・建築物安全ストック形成事業による助成に加え、国が重点的・緊急的に支援する耐震対策緊急促進事業を創設している。
- ・平成24年度に実施した政策アセスメント（平成25年度予算概算要求（入れ替え））である「建築物の耐震化の緊急促進事業の創設」、平成25年度に実施した規制の事前評価である「建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案」及び「マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案」並びに平成26年度に実施した規制の事前評価である「マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」の事後検証については、本業績指標をもってその効果を検証しているところ、平成28年度までの動向は上記のとおりであり、着実に進捗していると評価できるが、引き続き住宅・建築物の耐震化に向けた取組を実施していく必要がある。

①住宅の耐震化

- ・平成24年度補正予算において、住宅・建築物安全ストック形成事業について、住宅の耐震改修に関する補助額に30万円/戸を加算する時限措置などの拡充を実施している。（平成26年度予算において、消費税増額にともない30.9万円/戸とするとともに、平成26年度補正予算において、期限を平成27年度末まで延長。また、平成28年度第2次補正予算において、地方公共団体が区域を定め戸別訪問を行う場合、30万円/戸を加算する拡充を実施している。）
- ・平成25年度税制改正において、耐震改修を行った住宅に対する所得税減額の特例措置の延長・拡充を行うとともに、固定資産税については、地方公共団体が指定する特に重要な避難路沿道にある住宅は一般住宅より減額期間を延長する措置を講じている。また、平成28年度税制改正において、耐震改修を行った住宅に対する固定資産税の減額措置を平成30年度末まで延長するとともに、消費税率引き上げ時期の変更に伴い所得税減額の特例措置を平成33年12月末まで延長している。
- ・住宅金融支援機構において、耐震改修促進法に基づく耐震改修工事及び同等の耐震性能を向上させるための耐震改修工事に必要な資金の貸し付けを行っている。
- ・平成26年12月に改正したマンション建替法において、耐震性の不足する要除却認定マンションを対象としたマンション敷地売却事業制度等を創設し、平成26年度税制改正において同事業に係る税制特例措置等（所得税、法人税、登録免許税、不動産取得税、事業税、事業所税、住民税及び消費税の軽減、控除又は非課税措置）を創設するとともに、平成26年度から専門家による相談体制の整備のための予算上の措置を講じている。

②建築物の耐震化

- ・耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物について、耐震改修を行った場合の法人税・所得税の特例措置（取得価額の25%の特別償却）及び固定資産税の減額措置（2年間1/2減額）を講じている。（平成29年度税制改正において、固定資産税の減額措置を平成32年3月まで延長。）

**課題の特定と今後の取組の方向性**

- ・実績値が把握出来ておらず、目標の達成状況について判断できないため、Nと評価した。
- ・住宅の耐震化については、着実に進捗しているものの平成25年に改正した耐震改修促進法や平成26年に改正したマンション建替法による耐震化に向けた取組の一層の強化や、地方公共団体における耐震化の取組（補助制度の整備・充実や積極的な普及啓発等）により平成32年及び平成37年の目標の達成に向け、引き続き住宅の耐震化に向けた取組を実施する。
- ・建築物の耐震化については、着実に進捗しているものの平成25年に改正した耐震改修促進法による耐震化に向けた取組の一層の強化や、地方公共団体における耐震化の取組（補助制度の整備・充実等）により、平成32年の目標の達成に向け、引き続き建築物の耐震化に向けた取組を実施する。

具体的には、

- ・地方ブロックごとの地方公共団体との会議を通じ、耐震改修促進法の円滑な運用を図る。
- ・耐震診断・耐震改修の促進を図るためには、地方公共団体の補助制度による支援が重要である。特に、耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられた建築物の耐震化に際し、所有者の負担を軽減するためには、地方公共団体における補助制度の整備・充実が必要であり、地方公共団体に対し引き続き補助制度の整備・充実を要請していく。

**担当課等（担当課長名等）**

担当課：住宅局建築指導課（課長 石崎 和志）  
関係課：住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長 石坂 聡）  
住宅局住宅生産課（課長 真鍋 純）  
住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 永山 寛理）  
住宅局市街地建築課マンション政策室（室長 佐藤 将年）

**業績指標 4 7**

防災対策のための計画に基づく取組に着手した地下街の割合

**評 価**

B	目標値：100%（平成30年度） 実績値：5.0%（平成27年度） 15.0%（平成28年度） 初期値：3.0%（平成26年度）
---	---

**(指標の定義)**

安全点検や周辺の鉄道駅等との連携による地下街の防災対策のための計画の策定が行われ、同計画に基づく避難通路や地下街設備の改修等に着手された地下街の割合。

<分母>全国の地下街の数

<分子>防災対策のための計画に基づく取組に着手した地下街の数

数値の根拠

○初期値 2/78

○直近値 12/80

**(目標設定の考え方・根拠)**

地下街は全国の拠点駅等に存在し利用者も多数に上っており、大規模地震の際には、利用者等が混乱状態となることが懸念される。また、天井等の老朽化が進んでいるほか、駅等からの避難者の流入も想定され、ハード・ソフトからなる利用者等の安心避難のための安全対策を講じていくことが必要であることから、平成30年度までに防災対策のための計画に基づく取組に着手した地下街の割合を100%にすることを旨とする。

**(外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

地方公共団体、民間事業者

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

国土強靱化アクションプラン2016（平成28年5月24日）「第3章に記載あり」

**【閣決（重点）】**

社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

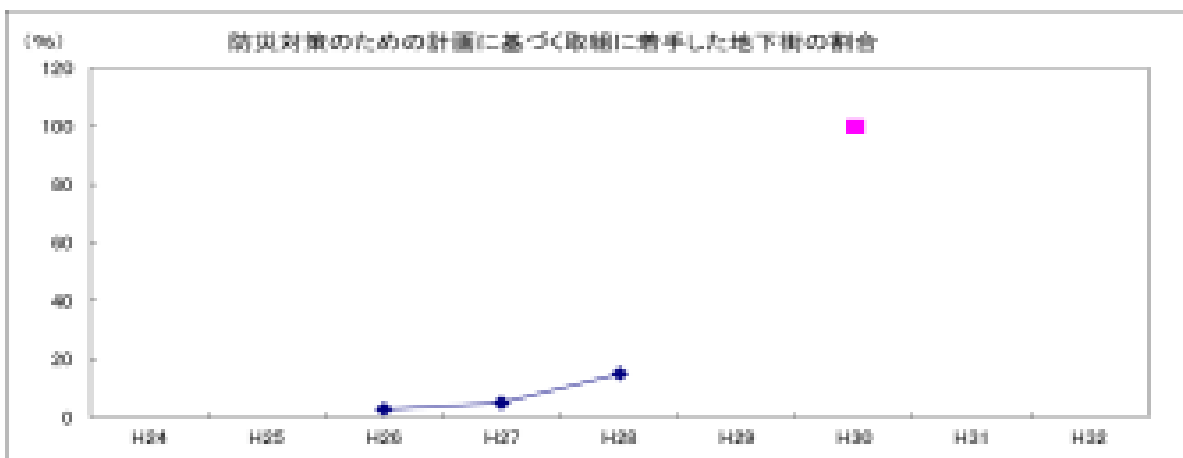
**【その他】**

なし

**過去の実績値**

(年度)

H24	H25	H26	H27	H28
—	0.0	3.0	5.0	15.0



**主な事務事業等の概要**

○地下街防災推進事業

利用者が多く公共性の高い地下街において、大規模地震発生時や浸水時における安全性向上を図るため、地下街管理会社等が実施する天井板等の地下街設備の安全点検、地下街防災推進計画の策定、計画に基づく避難通路や地下街設備の改修等の整備を推進する。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値を達成できないことになるが、多くの事業が円滑に進捗していることから、今後の実績値の急上昇が見込まれ、目標年度に目標値の達成が見込まれる。

#### ■具体的な実績

- ・防災推進計画の策定に着手した地下街の数      H26：2箇所 ⇒ H27：2箇所 ⇒ H28：8箇所

#### (事務事業等の実施状況)

大規模地震発生時や浸水時における安全性向上を図るため、地下街管理会社等が実施する天井板等の地下街設備の安全点検、地下街防災推進計画の策定、計画に基づく避難通路や地下街設備の改修等の整備を支援していく。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

目標達成に向けた成果を示していないためBと評価した。

今後の取組みとしては、優先順位を設け、メリハリをつけて取り組む必要があり、自治体や民間等関係者の役割分担を整理した上で、地下街における安全性確保の取組みを協力を促す仕組みについて検討していく。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局街路交通施設課

関係課： —



**業績指標 4 8**

南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における①河川堤防の整備率（計画高までの整備と耐震化）\*及び②水門・樋門等の耐震化率

評 価	
① B	① 目標値：約 7 5 % (平成 3 2 年度) 実績値：約 4 2 % (平成 2 7 年度) 約 4 7 % (平成 2 8 年度) 初期値：約 3 7 % (平成 2 6 年度)
② B	② 目標値：約 7 7 % (平成 3 2 年度) 実績値：約 3 7 % (平成 2 7 年度) 約 4 2 % (平成 2 8 年度) 初期値：約 3 2 % (平成 2 6 年度)

**(指標の定義)**

①河川堤防の整備率

南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等で、堤防の崩壊により甚大な被害が想定される区間において、耐震対策等が必要な河川堤防の延長のうち対策を実施した延長の割合

②水門・樋門等の耐震化率

南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等で、耐震対策が必要とされた治水上重要な水門・樋門等のうち、対策を実施した箇所割合

**(目標設定の考え方・根拠)**

平成 3 2 年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定

**(外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

地方公共団体

**(重要政策)**

**【施政方針】**

- ・第 1 9 0 回国会施政方針演説（平成 2 8 年 1 月 2 2 日）「堤防の強化対策、避難訓練の実施、的確な防災情報の提供など、事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱化を進めてまいります。」
- ・第 1 9 2 回国会施政方針演説（平成 2 8 年 9 月 2 6 日）「更なる防災・減災対策に取り組み、国土強靱化を進めます。」
- ・第 1 9 3 回国会施政方針演説（平成 2 9 年 1 月 2 0 日）「治水対策の他、水害や土砂災害への備え、最先端技術を活用した老朽インフラの維持管理など、事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱化を進めます。」

**【閣議決定】**

- ・経済財政運営と改革の基本方針 2 0 1 5（平成 2 7 年 6 月 3 0 日）「「国土強靱化基本計画」及び「国土強靱化アクションプラン 2015」に基づき、府省庁横断的な国土強靱化の取組を着実に推進する。その際、国と地方、官と民が連携、役割分担しつつ、重点化・優先順位付け、ハード・ソフトの対策の組合せや、K P I 及び工程表等による進捗管理や災害発生状況等を踏まえた取組内容の充実・改善という P D C A 等により重点的・効率的な推進を図る。」
- ・経済財政運営と改革の基本方針 2 0 1 6（平成 2 8 年 6 月 2 日）「「国土強靱化基本計画」及び「国土強靱化アクションプラン 2016」に基づき、P D C A サイクルを確実に機能させながら国土強靱化の取組を着実に推進する。」
- ・国土強靱化基本計画（平成 2 6 年 6 月 3 日）「地震・津波、洪水・高潮、火山・土砂災害等の自然災害に対して、河川管理施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備や治山施設の整備等のハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、災害発生時の的確な情報伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する」

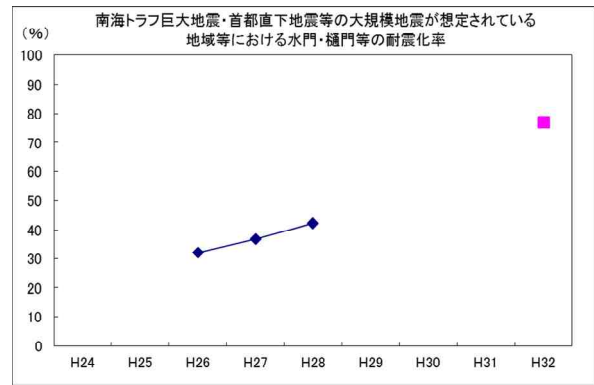
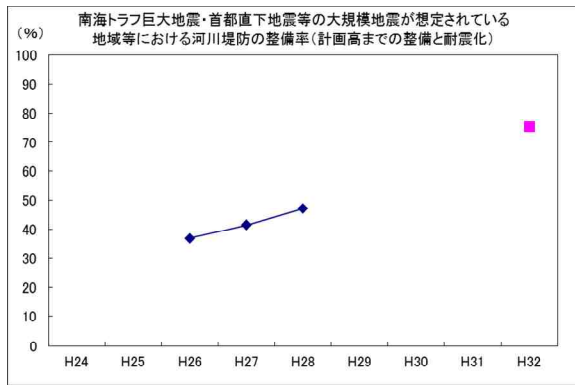
**【閣決（重点）】**

- ・社会資本整備重点計画（平成 2 7 年 9 月 1 8 日）「第 2 章」に記載あり

**【その他】**

- ・なし

過去の実績値				(年度)	
H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	
—	—	① 約 3 7 % ② 約 3 2 %	① 約 4 2 % ② 約 3 7 %	① 約 4 7 % ② 約 4 2 %	



### 主な事務事業等の概要

堤防の計画高までの整備及び堤防・水門等の耐震化対策 (◎)

液状化等により、多くの堤防が被災したこと等を踏まえ、堤防の計画高までの整備及び堤防・水門等の耐震化対策を実施し、被害の防止・軽減を図る。

予算額：治水事業等関係費（河川関係）	6, 759億円の内数（平成27年度 事業費）
防災・安全交付金	10, 947億円の内数（平成27年度 国費）
東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費	335億円の内数（平成27年度） （うち復興81億円、全国防災255億円）
東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費（社会資本整備総合交付金）	1, 267億円の内数（平成27年度） （うち復興1,171億円、全国防災95億円）
治水事業等関係費（河川関係）	6, 764億円の内数（平成28年度 事業費）
防災・安全交付金	11, 002億円の内数（平成28年度 国費）
東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費	79億円の内数（平成28年度） （うち復興79億円）
東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費（社会資本整備総合交付金）	1, 054億円の内数（平成28年度） （うち復興1,054億円）

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成28年度の実績値は①約4.7%、②約4.2%であり、目標値のトレンドに届いていないものの、事業は着実に進捗している。

(事務事業等の実施状況)

- ・大規模地震が想定されている地域等で、地震により堤防が崩壊した場合に甚大な被災が想定される区間において、堤防の計画高までの整備及び堤防・水門等の耐震化対策を実施している。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成28年度の実績値は①約4.7%、②約4.2%であり、目標値のトレンドに届いていないため、評価を「B」とした。
- ・河川堤防の整備率や水門・樋門等の耐震化については、大規模な整備を実施している地域では完成するまで効果が発現されないため、見かけ上の達成率には反映されていないものの、事業は着実に進捗していることから、引き続き事業を実施することにより、今後数値が進捗することが見込まれる。
- ・切迫する大規模地震に備え、津波浸水被害リスクの高い地域において、堤防の計画高までの整備及び堤防・水門等の耐震化対策を、目標達成に向けて引き続き着実に取り組む。

### 担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局治水課（課長 泊 宏）

**業績指標 4 9**

人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率（①国管理\*、②県管理）

評 価	
① B	① 目標値：約 7 6 % （平成 3 2 年度） 実績値：約 7 1 % （平成 2 7 年度） 約 7 2 % （平成 2 8 年度） 初期値：約 7 1 % （平成 2 6 年度）
② B	② 目標値：約 6 0 % （平成 3 2 年度） 実績値：約 5 5 % （平成 2 7 年度） 約 5 6 % （平成 2 8 年度） 初期値：約 5 5 % （平成 2 6 年度）

**（指標の定義）**

人口・資産集積地区等を流下する河川延長のうち整備計画目標相当の洪水を流下させることのできる延長の割合

**（目標設定の考え方・根拠）**

平成 3 2 年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定

**（外部要因）**

なし

**（他の関係主体）**

地方公共団体

**（重要政策）**

**【施政方針】**

- ・ 第 1 9 0 回国会施政方針演説（平成 2 8 年 1 月 2 2 日）「堤防の強化対策、避難訓練の実施、的確な防災情報の提供など、事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱化を進めてまいります。」
- ・ 第 1 9 2 回国会施政方針演説（平成 2 8 年 9 月 2 6 日）「更なる防災・減災対策に取り組み、国土強靱化を進めます。」
- ・ 第 1 9 3 回国会施政方針演説（平成 2 9 年 1 月 2 0 日）「治水対策の他、水害や土砂災害への備え、最先端技術を活用した老朽インフラの維持管理など、事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱化を進めます。」

**【閣議決定】**

- 経済財政運営と改革の基本方針 2 0 1 5（平成 2 7 年 6 月 3 0 日）「「国土強靱化基本計画」及び「国土強靱化アクションプラン 2015」に基づき、府省庁横断的な国土強靱化の取組を着実に推進する。その際、国と地方、官と民が連携、役割分担しつつ、重点化・優先順位付け、ハード・ソフトの対策の組合せや、K P I 及び工程表等による進捗管理や災害発生状況等を踏まえた取組内容の充実・改善という P D C A 等により重点的・効率的な推進を図る。」
- ・ 経済財政運営と改革の基本方針 2 0 1 6（平成 2 8 年 6 月 2 日）「「国土強靱化基本計画」及び「国土強靱化アクションプラン 2016」に基づき、P D C A サイクルを確実に機能させながら国土強靱化の取組を着実に推進する。」
  - ・ 国土強靱化基本計画（平成 2 6 年 6 月 3 日）「地震・津波、洪水・高潮、火山・土砂災害等の自然災害に対して、河川管理施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備や治山施設の整備等のハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、災害発生時の的確な情報伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する」

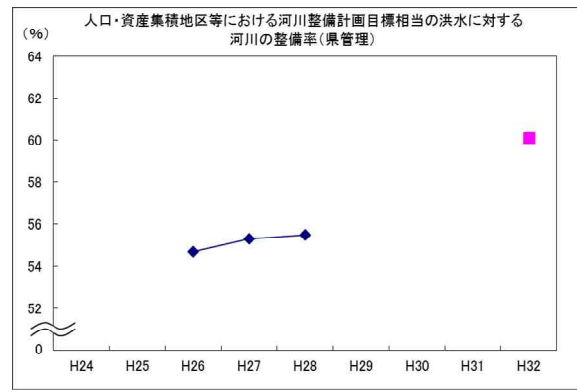
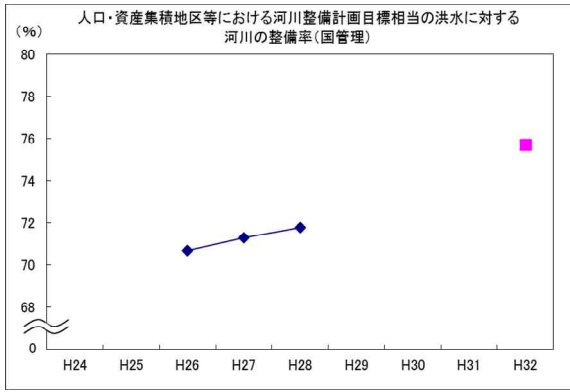
**【閣決（重点）】**

- ・ 社会資本整備重点計画（平成 2 7 年 9 月 1 8 日）「第 2 章」に記載あり

**【その他】**

- ・ なし

過去の実績値					（年度）
H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	
—	—	① 約 7 1 %	① 約 7 1 %	① 約 7 2 %	
		② 約 5 5 %	② 約 5 5 %	② 約 5 6 %	



### 主な事務事業等の概要

人口・資産が集中する地域や近年甚大な被害が発生した地域等における水害対策の推進 (◎)  
 (河道掘削や堤防整備等の河川改修、洪水調節施設の整備、堤防強化等)

予算額：治水事業等関係費（河川関係）	6, 759億円の内数（平成27年度 事業費）
防災・安全交付金	10, 947億円の内数（平成27年度 国費）
治水事業等関係費（河川関係）	6, 764億円の内数（平成28年度 事業費）
防災・安全交付金	11, 002億円の内数（平成28年度 国費）

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

##### (指標の動向)

- 平成28年度の実績値は①約72%、②約56%であり、目標値のトレンドに届いていないものの、事業は着実に進捗している。

##### (事務事業等の実施状況)

- 気候変動等に伴う被害の頻発・激甚化に備えるため、災害の起こりやすさや災害が発生した際に想定される被害の程度を考慮し、抜本的な治水安全度の向上に寄与する整備や堤防強化対策など、予防的な治水対策を実施している。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- 平成28年度の実績値は①約72%、②約56%であり、目標値のトレンドに届いていないため、評価を「B」とした。
- 河川の整備率については、ダムなど大規模な整備を実施している地域では完成するまで効果が発現されないため、見かけ上の達成率には反映されていないものの、事業は着実に進捗していることから、引き続き事業を実施することにより、今後数値が進捗することが見込まれる。
- 引き続き、人口・資産集積地区等において、河川改修や洪水調節施設の整備の着実な進捗を図る。

### 担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局治水課（課長 泊 宏）

**業績指標 50**

最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村の割合\*

評価	
B	目標値：100%（平成32年度） 実績値：0%（平成28年度） 初期値：-（平成26年度）

**（指標の定義）**

洪水ハザードマップ作成対象市町村数のうち、最大クラスの洪水ハザードマップを作成・公表し、かつ住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市町村数の割合（=①/②%）

- ①：洪水ハザードマップを作成・公表し、情報伝達訓練等を実施した市町村数
- ②：想定最大規模の洪水に対応した浸水想定区域内に含まれる市町村数（約700市町村：平成28年度）

**（目標設定の考え方・根拠）**

洪水ハザードマップ作成のみならず、それを実際に訓練に活用することが必要であることから、100%を目標として設定。

**（外部要因）**

特になし

**（他の関係主体）**

地方自治体（都道府県）（都道府県管理河川における浸水想定区域指定・公表）

地方自治体（市町村）（洪水ハザードマップ作成・情報伝達訓練等実施主体）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

- ・第193回国会 施政方針演説（平成29年1月20日）  
 「治水対策の他、水害や土砂災害への備え、最先端技術を活用した老朽インフラの維持管理など、事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱化を進めます。」

**【閣議決定】**

- ・基本方針（平成28年8月3日）「近年、全国各地で自然災害により甚大な被害が発生したことを教訓に、引き続き危機管理対応に万全を期すとともに、事前防災のための国土強靱化を推進する。」

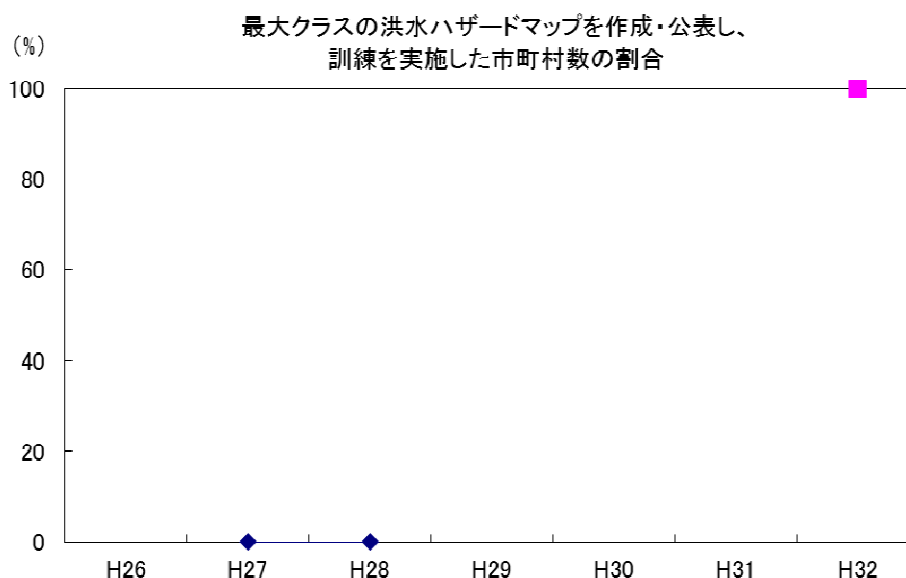
**【閣決（重点）】**

- ・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値					（年度）
H24	H25	H26	H27	H28	
-	-	-	0%	0%	



## 主な事務事業等の概要

- ・市町村の洪水ハザードマップの作成及び公表を支援し、合わせて防災訓練等を実施することで住民の防災意識の向上を促し、水害時における円滑かつ迅速な避難の確保に資するものである。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

平成28年度の実績値は0%であり、過去の実績値によるトレンドを延長しても平成32年度に目標値は達成できない。

#### (事務事業等の実施状況)

- ・平成28年4月に「水害ハザードマップ作成の手引き」を改定。
- ・平成28年3月に「中小河川洪水浸水想定区域図作成の手引き」を改定。
- ・平成27年7月に「洪水浸水想定区域図作成マニュアル」を改定。
- ・平成19年4月に「ハザードマップポータルサイト」を開設。  
(<http://www1.gsi.go.jp/geowww/disapotal/index.html>)
- ・最大クラスの洪水ハザードマップ作成に必要となる洪水浸水想定区域図の公表については、平成27年の水防法改正時から順調に実績値が向上している。  
(平成29年3月31日現在の公表：約400河川(対象約1,200河川中))

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・最大クラスの洪水ハザードマップ作成に必要となる洪水浸水想定区域図の公表が平成28年度から始まったばかりであることから、最大クラスの洪水ハザードマップの作成・公表している市町村数は、今後増加することが見込まれる。また、訓練の実施についても、平成28年4月に改定した「水害ハザードマップ作成の手引き」において洪水ハザードマップの活用事例を掲載し、訓練実施に繋がる取組みを行っていることから、今後市町村等が主催する訓練の実績値の向上が期待され、目標年度に目標値を達成することが期待される。
- ・以上のことから、Bと評価した。

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局河川環境課(課長 小俣 篤)

**業績指標 5 1**

要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率\*

**評 価**

A	目標値：約 41%（平成 32 年度） 実績値：約 39%（平成 28 年度） 初期値：約 37%（平成 26 年度）
---	---

**（指標の定義）**

【分子】分母のうち、対策に着手した危険箇所

【分母】要配慮者利用施設、防災拠点が立地する地域、集落（人家 50 戸以上）にかかる土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所数

**（目標設定の考え方・根拠）**

土砂災害から人命を守る施設整備の重点的な実施の進捗状況を測る指標として、これまでの実績も踏まえつつ、今後の取組を見込んで設定

**（外部要因）**

地元調整の状況等

**（他の関係主体）**

都道府県及び市町村

**（重要政策）****【施政方針】**

- ・ 第 1 6 2 回国会施政方針演説（平成 1 7 年 1 月 2 1 日）  
「一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から 1 0 年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
- ・ 第 1 6 6 回国会施政方針演説（平成 1 9 年 1 月 2 6 日）  
「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。」
- ・ 第 1 6 9 回国会施政方針演説（平成 2 0 年 1 月 1 8 日）  
「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」
- ・ 第 1 7 4 回国会施政方針演説（平成 2 2 年 1 月 2 9 日）  
「災害列島といわれる日本の安全を確保する責任を負う者として、防災、そして少しでも被害を減らしていく「減災」に万全を期さねばならないとあらためて痛感しました。」
- ・ 第 1 8 0 回国会施政方針演説（平成 2 4 年 1 月 2 4 日）  
「津波を含むあらゆる自然災害に強い持続可能な国づくり・地域づくりを実現するため、災害対策全般を見直し、抜本的に強化します。」
- ・ 第 1 8 3 回国会施政方針演説（平成 2 5 年 2 月 2 8 日）  
「命を守るための『国土強靱化』が、焦眉の急です。首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」
- ・ 第 1 8 6 回国会施政方針演説（平成 2 6 年 1 月 2 4 日）  
「災害から人命を守り、社会の機能を維持するため、危機管理を徹底するとともに、大規模建築物の耐震改修や、治水対策、避難計画の作成や防災教育など、ハードとソフトの両面から、事前防災、減災、老朽化対策に取り組み、優先順位をつけながら国土強靱化を進めます。」
- ・ 第 1 8 9 回国会施政方針演説（平成 2 7 年 2 月 1 2 日）「近年増加するゲリラ豪雨による水害や土砂災害などに対して、インフラの整備に加え、避難計画の策定や訓練の実施など、事前防災・減災対策に取り組み、国土強靱化を進めてまいります。」
- ・ 第 1 9 3 回国会施政方針演説（平成 2 9 年 1 月 2 0 日）  
「治水対策の他、水害や土砂災害への備え、最先端技術を活用した老朽インフラの維持管理など、事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱化を進めます。」

**【閣議決定】**

- ・ 経済財政改革の基本方針 2 0 0 9（平成 2 1 年 6 月 2 3 日）  
「集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への防災・減災対策、渇水対策、社会資本ストックの予防保全対策、消防を戦略的・重点的に実施する。」（第 3 章 3.）
- ・ 国土強靱化基本計画（平成 2 6 年 6 月 3 日）  
「地震・津波、洪水・高潮、火山・土砂災害等の自然災害に対して、河川管理施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備や治山施設の整備等のハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、災害発生時の的確な情報伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。」

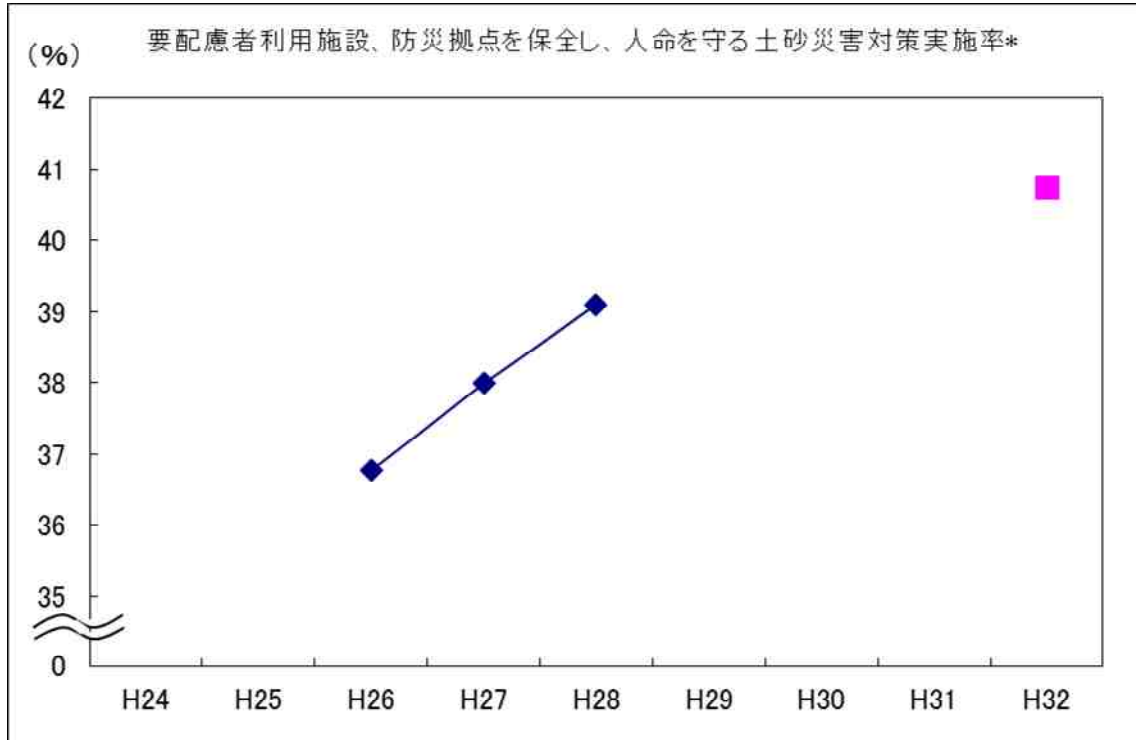
**【閣決（重点）】**

社会資本整備重点計画（平成 2 7 年 9 月 1 8 日）「第 2 章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	
—	—	約 3 7 %	約 3 8 %	約 3 9 %	



主な事務事業等の概要

(予算)

① 砂防設備の整備 (◎)

土砂流出による災害から人命、財産等を守ることを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

- 予算額：砂防事業費等 9 4 2 億円の内数 (平成 2 7 年度事業費)
- 砂防事業費等 9 2 9 億円の内数 (平成 2 8 年度事業費)
- 砂防事業費等 (補正) 1 7 1 億円の内数 (平成 2 7 年度事業費)
- 砂防事業費等 (補正) 1 0 0 億円の内数 (平成 2 8 年度事業費)
- 社会資本整備総合交付金 9 0 1 8 億円の内数 (平成 2 7 年度国費)
- 社会資本整備総合交付金 8 9 8 3 億円の内数 (平成 2 8 年度国費)
- 社会資本整備総合交付金 (補正) 0 億円の内数 (平成 2 7 年度国費)
- 社会資本整備総合交付金 (補正) 1 5 7 3 億円の内数 (平成 2 8 年度国費)
- 防災・安全交付金 1 0 9 4 7 億円の内数 (平成 2 7 年度国費)
- 防災・安全交付金 1 1 0 0 2 億円の内数 (平成 2 8 年度国費)
- 防災・安全交付金 (補正) 9 9 7 億円の内数 (平成 2 7 年度国費)
- 防災・安全交付金 (補正) 2 5 5 4 億円の内数 (平成 2 8 年度国費)
- 沖縄振興公共投資交付金 8 1 1 億円の内数 (平成 2 7 年度国費)
- 沖縄振興公共投資交付金 8 0 7 億円の内数 (平成 2 8 年度国費)
- 沖縄振興公共投資交付金 (補正) 5 億円の内数 (平成 2 7 年度国費)
- 沖縄振興公共投資交付金 (補正) 7 億円の内数 (平成 2 8 年度国費)

② 地すべり防止施設の整備

人家、公共建物等に対する地すべり等による被害を防止・軽減することを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

- 予算額：砂防事業費等 9 4 2 億円の内数 (平成 2 7 年度事業費)
- 砂防事業費等 9 2 9 億円の内数 (平成 2 8 年度事業費)
- 砂防事業費等 (補正) 1 7 1 億円の内数 (平成 2 7 年度事業費)
- 砂防事業費等 (補正) 1 0 0 億円の内数 (平成 2 8 年度事業費)



社会資本整備総合交付金 9018 億円の内数（平成 27 年度国費）  
 社会資本整備総合交付金 8983 億円の内数（平成 28 年度国費）  
 社会資本整備総合交付金（補正）0 億円の内数（平成 27 年度国費）  
 社会資本整備総合交付金（補正）1573 億円の内数（平成 28 年度国費）  
 防災・安全交付金 10947 億円の内数（平成 27 年度国費）  
 防災・安全交付金 11002 億円の内数（平成 28 年度国費）  
 防災・安全交付金（補正）997 億円の内数（平成 27 年度国費）  
 防災・安全交付金（補正）2554 億円の内数（平成 28 年度国費）  
 沖縄振興公共投資交付金 811 億円の内数（平成 27 年度国費）  
 沖縄振興公共投資交付金 807 億円の内数（平成 28 年度国費）  
 沖縄振興公共投資交付金（補正）5 億円の内数（平成 27 年度国費）  
 沖縄振興公共投資交付金（補正）7 億円の内数（平成 28 年度国費）

③ 急傾斜地崩壊対策施設の整備（◎）

急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護することを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

予算額：砂防事業費等 942 億円の内数（平成 27 年度事業費）  
 砂防事業費等 929 億円の内数（平成 28 年度事業費）  
 砂防事業費等（補正）171 億円の内数（平成 27 年度事業費）  
 砂防事業費等（補正）100 億円の内数（平成 28 年度事業費）  
 社会資本整備総合交付金 9018 億円の内数（平成 27 年度国費）  
 社会資本整備総合交付金 8983 億円の内数（平成 28 年度国費）  
 社会資本整備総合交付金（補正）0 億円の内数（平成 27 年度国費）  
 社会資本整備総合交付金（補正）1573 億円の内数（平成 28 年度国費）  
 防災・安全交付金 10947 億円の内数（平成 27 年度国費）  
 防災・安全交付金 11002 億円の内数（平成 28 年度国費）  
 防災・安全交付金（補正）997 億円の内数（平成 27 年度国費）  
 防災・安全交付金（補正）2554 億円の内数（平成 28 年度国費）  
 沖縄振興公共投資交付金 811 億円の内数（平成 27 年度国費）  
 沖縄振興公共投資交付金 807 億円の内数（平成 28 年度国費）  
 沖縄振興公共投資交付金（補正）5 億円の内数（平成 27 年度国費）  
 沖縄振興公共投資交付金（補正）7 億円の内数（平成 28 年度国費）

（税制）

- ① 砂防設備の設置のために地役権を設定する場合の譲渡所得の特別控除適用（所得税）  
導流堤及び遊砂地の設置のために設定される地役権の対価が一定価格を超える場合、譲渡取得について特別控除を適用し、砂防設備の整備推進に寄与。
- ② 砂防指定地に対する固定資産税の課税標準の特例（固定資産税）  
砂防法第 2 条の規定に基づき指定された砂防指定地のうち、山林に係る固定資産評価額について減免措置を適用し、砂防設備の整備促進に寄与。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**

（指標の動向）

順調である。

平成 28 年度の実績は、約 39% であり、目標の達成に向けて着実に進捗している。

（事務事業等の実施状況）

- ・大規模崩壊地等における根幹的な土砂災害対策や、要配慮者利用施設や防災拠点や人家 50 戸以上等の人命を守る効果の高い箇所の保全については、従来から予防的な対策に取り組んできた。
- ・平成 28 年熊本自身への対応として、強い地震動により不安定な土砂が流動化し、被災地の復興に不可欠な重要交通網等に甚大な被害を及ぼすおそれが高まっている地域において、土砂災害対策を実施した。
- ・要配慮者利用施設の保全は、平成 10 年 8 月の福島県での要配慮者利用施設の被災（死者 5 名）を受け、総合的な土砂災害対策の強化を図ってきた。
- ・平成 21 年 7 月には山口県で要配慮者利用施設の被災（死者 7 名）が発生したことを受け、市町村や福祉部局等、関係機関との連携による要配慮者利用施設等に係る土砂災害対策の推進を都道府県に通知するとともに、平成 21 年の豪雨・台風被害に鑑み、国土交通省をはじめ関係 7 府省庁連名で、要配慮者を含む避難支援対策の推進を都道府県に通知し、ハード・ソフト両面での土砂災害対策のより一層の重点的な推進を図ってきた。
- ・平成 23 年 7 月には「今後の土砂災害対策を考える会」の意見を踏まえ「今後の土砂災害対策の方向性」をとりまとめ、「国土の保全に資する土砂災害対策の推進」「土砂災害対策を取り巻く社会条件・自然環境の変化への対応」の一環として、社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策を進めているところ。
- ・平成 26 年 8 月の広島土砂災害を受け、平成 26 年 11 月に土砂災害防止法を一部改正し基礎調査結果の公表の義務付けや、土砂災害警戒情報の市町村への通知及び一般への周知、市町村地域防災計画へ避難場所、避難経路等を明示すること等を義務づけたことにより、ハード・ソフト両面での土砂災害対策のより一層の重点的な推進

を図っているところ。

- ・平成28年度の補正予算においても、当該指標に係る箇所での事業を進めている。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・当該業績指標はともに着実に進捗していることから、既存施策を引き続き推進していくこととし、「A」と評価した。
- ・本施策は、国土保全や安全で安心できる社会の形成のために非常に重要であることから、一層の重点的な取組みの必要性について十分理解が得られるよう、都道府県に対して機会あるごとに周知・要請に努め、目標の達成を目指している。

#### 担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局砂防部砂防計画課（課長 栗原 淳一）

**業績指標 5 2**

土砂災害警戒区域等に関する①基礎調査の公表\* 及び②区域指定数

評 価	
① A	目標値：①公表 約 65 万区域 (平成 31 年度) ②指定 約 63 万区域 (平成 32 年度)
② A	実績値：①公表 約 53 万区域 (平成 28 年度) ②指定 約 49 万区域 (平成 28 年度)
	初期値：①公表 約 42 万区域 (平成 26 年度) ②指定 約 40 万区域 (平成 26 年度)

**(指標の定義)**

【定義：公表数】土砂災害警戒区域等に係る基礎調査が完了した区域の結果公表数

【定義：区域指定数】土砂災害警戒区域の指定数

**(目標設定の考え方・根拠)**

土砂災害防止法に基づく取組の進捗状況を測る指標として、これまでの実績も踏まえつつ、今後の取組を見込んで設定。

**(外部要因)**

地元調整の状況等

**(他の関係主体)**

都道府県

**(重要政策)**

**【施政方針】**

- 第 1 6 2 回国会施政方針演説 (平成 1 7 年 1 月 2 1 日)

「一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から 1 0 年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」

- 第 1 6 6 回国会施政方針演説 (平成 1 9 年 1 月 2 6 日)

「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。」

- 第 1 6 9 回国会施政方針演説 (平成 2 0 年 1 月 1 8 日)

「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」

- 第 1 7 4 回国会施政方針演説 (平成 2 2 年 1 月 2 9 日)

「災害列島といわれる日本の安全を確保する責任を負う者として、防災、そして少しでも被害を減らしていく「減災」に万全を期さねばならないとあらためて痛感しました。」

- 第 1 8 0 回国会施政方針演説 (平成 2 4 年 1 月 2 4 日)

「津波を含むあらゆる自然災害に強い持続可能な国づくり・地域づくりを実現するため、災害対策全般を見直し、抜本的に強化します。」

- 第 1 8 3 回国会施政方針演説 (平成 2 5 年 2 月 2 8 日)

「命を守るための『国土強靱化』が、焦眉の急です。首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」

- 第 1 8 6 回国会施政方針演説 (平成 2 6 年 1 月 2 4 日)

「災害から人命を守り、社会の機能を維持するため、危機管理を徹底するとともに、大規模建築物の耐震改修や、治水対策、避難計画の作成や防災教育など、ハードとソフトの両面から、事前防災、減災、老朽化対策に取り組み、優先順位をつけながら国土強靱化を進めます。」

- 第 1 8 9 回国会施政方針演説 (平成 2 7 年 2 月 1 2 日) 「近年増加するゲリラ豪雨による水害や土砂災害などに対して、インフラの整備に加え、避難計画の策定や訓練の実施など、事前防災・減災対策に取り組み、国土強靱化を進めてまいります。」

- 第 1 9 3 回国会施政方針演説 (平成 2 9 年 1 月 2 0 日)

「治水対策の他、水害や土砂災害への備え、最先端技術を活用した老朽インフラの維持管理など、事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱化を進めます。」

**【閣議決定】**

- 経済財政改革の基本方針 2 0 0 9 (平成 2 1 年 6 月 2 3 日)

「集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への防災・減災対策、渇水対策、社会資本ストックの予防保全対策、消防を戦略的・重点的に実施する。」(第 3 章 3.)

- 国土強靱化基本計画 (平成 2 6 年 6 月 3 日)

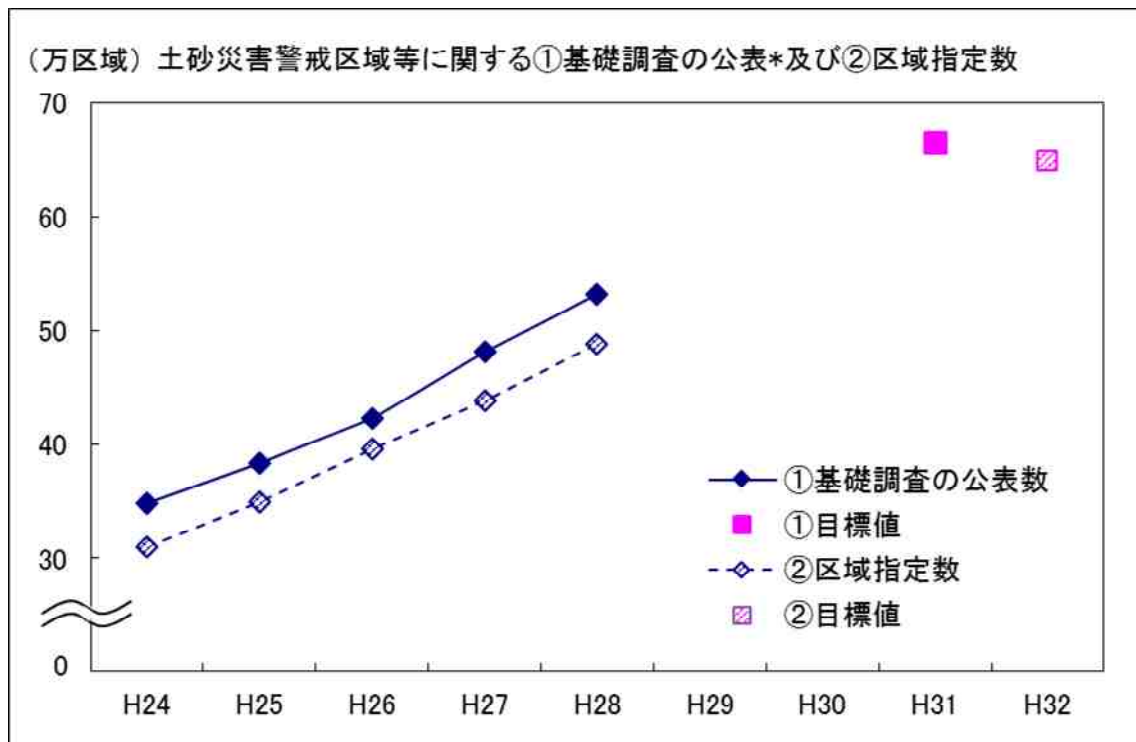
「地震・津波、洪水・高潮、火山・土砂災害等の自然災害に対して、河川管理施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備や治山施設の整備等のハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、災害発生時の的確な情報伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。」

**【閣決 (重点)】**

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H24	H25	H26	H27	H28	
① -	① -	① 約42万区域	① 約48万区域	① 約53万区域	
② -	② -	② 約40万区域	② 約44万区域	② 約49万区域	



主な事務事業等の概要

(予算)

○砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査の実施(◎)

砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査の実施を通じ、土砂災害警戒区域等の指定を行い、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

- 予算額：防災・安全交付金10947億円の内数（平成27年度国費）
- 防災・安全交付金11002億円の内数（平成28年度国費）
- 防災・安全交付金（補正）997億円の内数（平成27年度国費）
- 防災・安全交付金（補正）2554億円の内数（平成28年度国費）
- 沖縄振興公共投資交付金811億円の内数（平成27年度国費）
- 沖縄振興公共投資交付金807億円の内数（平成28年度国費）
- 沖縄振興公共投資交付金（補正）5億円の内数（平成27年度国費）
- 沖縄振興公共投資交付金（補正）7億円の内数（平成28年度国費）

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

① 基礎調査の公表

順調である。

平成28年度の実績は、目標の達成に向けて着実に進捗している。

② 区域指定数

順調である。

平成28年度の実績は、目標の達成に向けて着実に進捗している。

(事務事業等の実施状況)

- ・平成13年に施行された土砂災害防止法に基づき、土砂災害から国民の生命及び身体を守るため、土砂災害警戒区域の指定により、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい危害が発生するおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造を規制すること等により、土砂災害防止のための対策を推進している。
- ・平成17年7月の同法の一部改正では、市町村に対する土砂災害ハザードマップの配布の義務付けや、土砂災害情報の伝達方法の市町村地域防災計画への規定を義務づけたほか、平成18年9月に土砂災害防止法に基づく土砂災害防止対策基本指針を変更し、市町村の警戒避難体制整備に対する都道府県の役割について述べるなど、警戒避難体制整備を強化し、土砂災害防止対策の効率的な推進を図っている。
- ・平成23年度には土砂災害防止法に関する政策レビュー実施し、レビューで明らかになった課題を踏まえ、引き続き、早期の区域指定に向けた取り組みを推進しているところ。
- ・平成26年11月の同法の一部改正では、基礎調査結果の公表の義務付けや、土砂災害警戒情報の市町村への通知及び一般への周知、市町村地域防災計画へ避難場所、避難経路等を明示すること等が義務づけられた。また、平成27年1月に土砂災害防止法に基づく土砂災害防止対策基本指針を変更し、おおむね5年程度で基礎調査を完了させることを目標として、都道府県が実施目標を設定することや避難場所、避難経路の設定、ハザードマップの作成等、市町村地域防災計画の見直しにかかる事項について述べるなど、警戒避難体制の充実・強化に向けた土砂災害対策を促進している。
- ・毎年6月の土砂災害防止月間では、行政機関、防災関係機関及び地域住民が参加する土砂災害・全国統一防災訓練を全国的に実施し、土砂災害に対する警戒避難体制の強化及び防災意識の向上を図っている。
  - ・平成28年度までに、全国で約49万区域の土砂災害警戒区域が指定された。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・当該業績指標のうち、土砂災害警戒区域等に関する①基礎調査結果の公表及び②区域指定数はともに着実に進捗していることから、既存施策を引き続き推進していくこととし、「A」と評価した。
- ・土砂災害警戒区域は、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備により、土砂災害から国民の生命及び身体を守るために指定するものである。
- ・「①基礎調査が完了した区域の結果公表数」の目標値である土砂災害警戒区域の総区域数の推計値約65万区域は、基礎調査の進捗に伴い、平成28年度末時点では約67万区域となっている。
- ・基本指針に基づき、平成31年度末までに全ての都道府県において基礎調査を完了させることとしているため、目標達成できるよう、引き続き防災・安全交付金により支援していく。
- ・区域指定数については、平成28年度までに全国で約49万区域の指定が完了しているが、今後も引き続き、先進事例を紹介するなど、区域指定の進捗を図る必要がある。

### 担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局砂防部砂防計画課（課長 栗原 淳一）

**業績指標 5 3**  
**TEC-FORCE と連携し訓練を実施した都道府県数**

評 価	
A	目標値：47 都道府県（平成32年度） 実績値：44 都道府県（平成28年度） 初期値：17 都道府県（平成26年度）

**(指標の定義)**

地方自治体を実施する訓練に TEC-FORCE が実働で参加する都道府県の数

**(目標設定の考え方・根拠)**

大規模地震等による広域かつ甚大な被害を軽減するためには、関係機関との連携が重要になることから、地方自治体を実施する実働訓練に TEC-FORCE が参加し、総合的な防災力の強化を図るものである。

早期に全国の都道府県との連携を強化し、国民の安全・安心及び民生の安定を図る必要があることから、平成 32 年度までに全都道府県で実施することを目標としている。

**(外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

全国都道府県

**(重要政策)**

【施政方針】

—

【閣議決定】

—

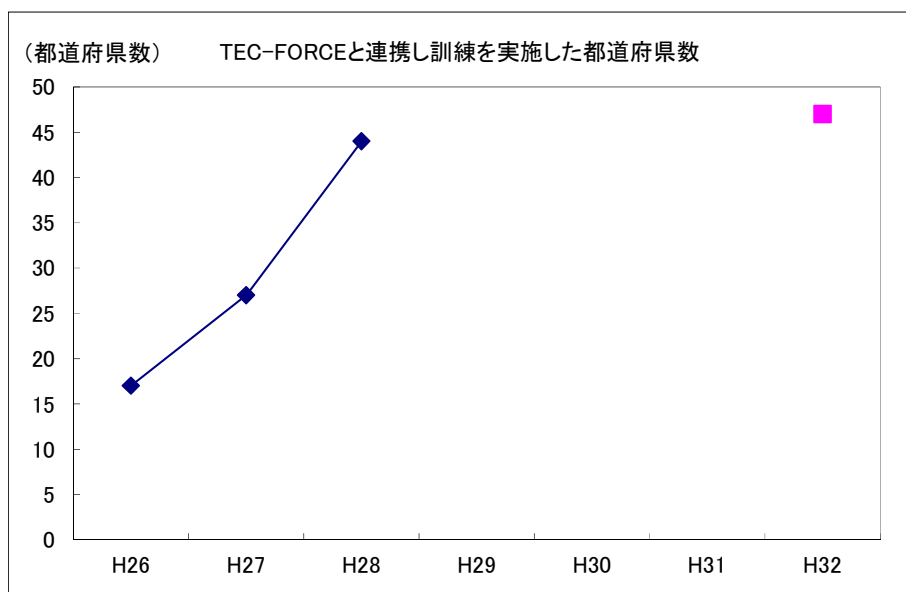
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

【その他】

—

過去の実績値					(年度)
H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	
—	—	17	27	44	



### 主な事務事業等の概要

- ・ TEC-FORCE による技術的支援の内容や過去の災害における活動例等について説明、各都道府県と連携した訓練を継続する事により災害対応力向上を図る。

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

順調である。

- ・ 平成 28 年度は、訓練を実施した都道府県数が 44 都道府県に増加しており、順調に推移している。

(事務事業等の実施状況)

- ・ 地方自治体に対して、TEC-FORCE による技術的支援の内容や過去の災害における活動例の説明等を継続的に実施。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 平成 28 年度は、訓練を実施した都道府県数が 44 都道府県となり順調に増加していることから A と評価した。引き続き TEC-FORCE による支援の内容や過去の災害における活動例等の説明を実施し、災害時における国と地方公共団体との連携の重要性に対する理解を深め、全ての都道府県と訓練を実施する。

### 担当課等 (担当課長名等)

担当課： 水管理・国土保全局防災課 (課長 黒川 純一郎)

関係課： 該当無し

**業績指標 5 4**  
国管理河川におけるタイムライン策定数\*

**評 価**

A	目標値：730市町村（平成32年度） 実績値：657市町村（平成28年度） 初期値：148市町村（平成26年度）
---	--

**(指標の定義)**  
国管理河川の洪水浸水想定区域内にある市区町村における、避難勧告着目型タイムライン策定市町村数

**(目標設定の考え方・根拠)**  
平成32年度までに、国管理河川の洪水浸水想定区域内の市区町村（730市区町村）全てにおいて、避難勧告着目型タイムラインを策定することを目標として設定

**(外部要因)**

**(他の関係主体)**  
地方公共団体

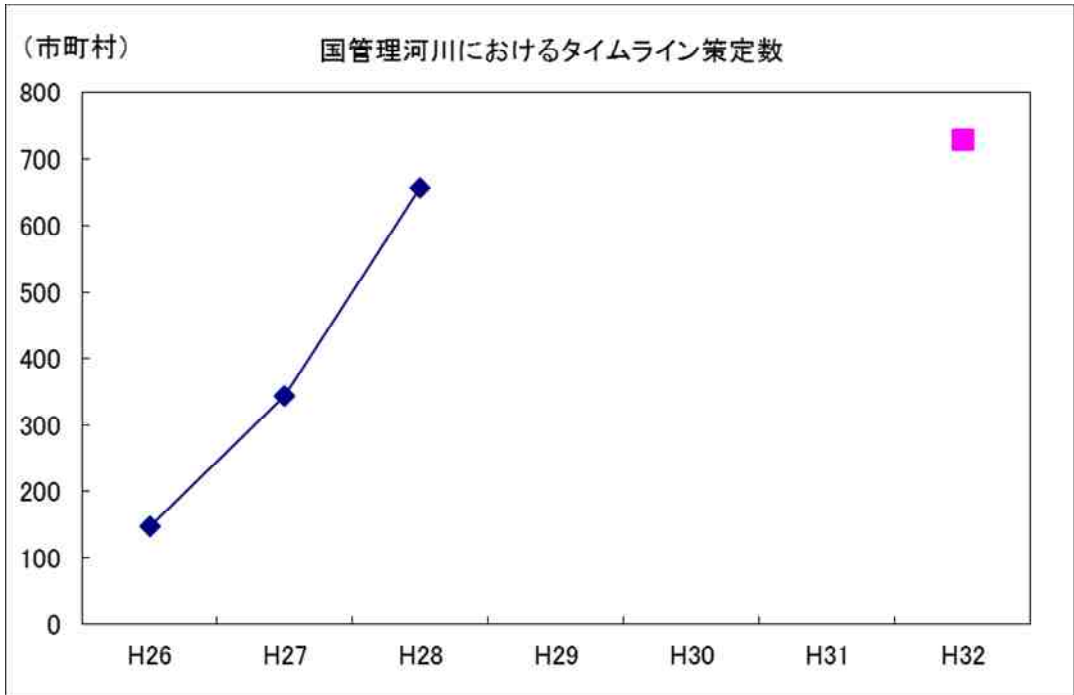
**(重要政策)**  
【施政方針】

【閣議決定】  
社会資本整備重点計画（H27.09 閣議決定）

【閣決（重点）】

【その他】

過去の実績値				(年度)
H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
—	—	148市町村	344市町村	657市町村





### 主な事務事業等の概要

#### 災害発生時のリスクの低減のための危機管理対策の強化 (◎)

気象予測等により事前の予測がある程度可能となる水害等に対しては、関係機関が事前にとるべき行動を時系列で示すタイムラインを策定し、円滑な防災対応に活用する取組を促進する必要がある。そこで、市区町村における避難勧告の的確な発令を支援するため、市区町村と協力して避難勧告着目型タイムラインの策定を推進する。

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備にかかる施策に関するものである

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

##### (指標の動向)

「順調である」

過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度までに目標値を達成すると見込まれる。

##### (事務事業等の実施状況)

引き続き、地方整備局・河川事務所から市区町村の避難勧告着目型タイムライン作成を推進していく。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

実績値によるトレンドを延長すると、目標年度までに目標値を達成すると見込まれ、引き続き気宇損の施策を推進していくこととし、Aと評価した。

### 担当課等 (担当課長名等)

担当課： 水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室 (課長 小俣 篤)

関係課：

**業績指標 55**

最大クラスの洪水等に対応した避難確保・浸水防止措置を講じた地下街等の数

**評価**

B	目標値：約 900 (平成 32 年度) 実績値：0 (平成 27 年度) 0 (平成 28 年度) 初期値：0 (平成 26 年度)
---	--

**(指標の定義)**

最大クラスの洪水、内水、高潮の浸水想定区域内にあり、市町村が浸水のおそれがあるものとして地域防災計画に位置づけられた不特定・多数の者が利用する地下街等のうち、避難確保・浸水防止計画の作成等の措置を講じた地下街等の数

**(目標設定の考え方・根拠)**

H32 までに優先的に指定を行う浸水想定区域内にある地下街等の数を目標として設定。

**(外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

- 地方自治体 (都道府県) (洪水、内水、高潮の浸水想定区域の指定・公表)
- 地方自治体 (市町村) (内水の浸水想定区域の指定・公表、地域防災計画の作成)
- 地下街等管理者・所有者 (避難確保・浸水防止対策の実施)

**(重要政策)**

**【施政方針】**

- ・第 193 回国会 施政方針演説 (平成 29 年 1 月 20 日)  
「治水対策の他、水害や土砂災害への備え、最先端技術を活用した老朽インフラの維持管理など、事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱化を進めます。」

**【閣議決定】**

- ・基本方針 (平成 28 年 8 月 3 日)  
「近年、全国各地で自然災害により甚大な被害が発生したことを教訓に、引き続き危機管理対応に万全を期すとともに、事前防災のための国土強靱化を推進する。」

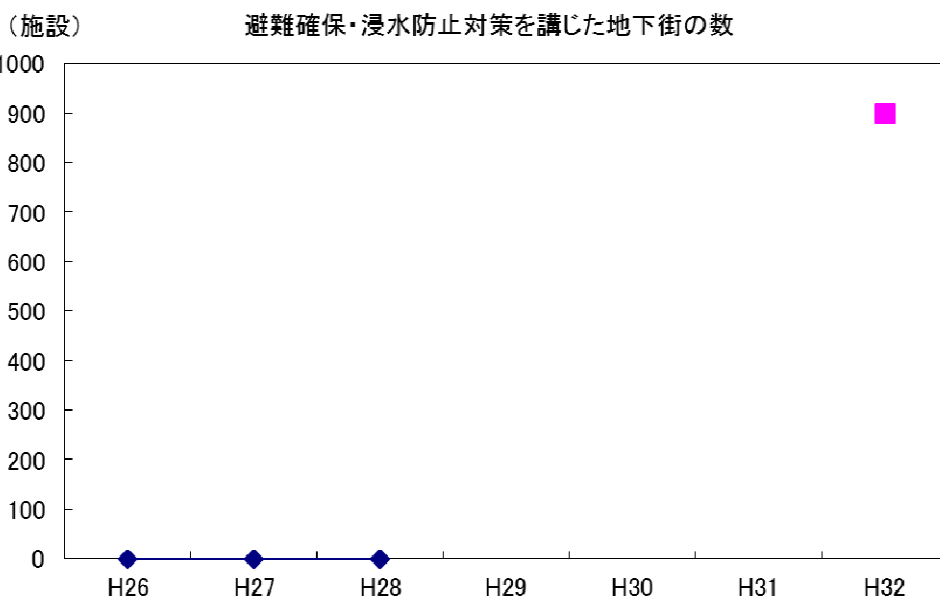
**【閣決 (重点)】**

- ・社会資本整備重点計画 (平成 27 年 9 月 18 日)「第 2 章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	
-	-	0	0	0	



### 主な事務事業等の概要

- ・地下街等における避難確保・浸水防止計画の作成を支援し、合わせて防災訓練等を実施することで、地下街等における防災・減災対策を推進する。

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

##### (指標の動向)

- ・平成28年度の実績値は0%であり、過去の実績値によるトレンドを延長しても平成32年度に目標値は達成できない。
- ・平成25年6月の水防法改正を受け、地下街等における避難確保計画の作成に加え浸水防止に関する措置が義務づけられたことで避難確保・浸水防止対策が推進される。
- ・また、平成27年7月の水防法改正を受け、想定最大規模の洪水等に対する浸水想定区域の指定が着実に進められている。

##### (事務事業等の実施状況)

- ・想定最大規模の洪水等に対する避難確保・浸水防止措置の促進のため、平成27年7月に「地下街等に係る避難確保・浸水防止計画作成の手引き」を公表。
- ・浸水防止措置の促進のため、平成28年8月に「地下街等における浸水防止用設備整備のガイドライン」を策定した。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・想定最大規模の洪水等に対する浸水想定区域の指定により、現行の避難確保・浸水防止計画の見直しが必要。
- ・「地下街等に係る避難確保・浸水防止計画作成の手引き」および「地下街等における浸水防止用設備整備のガイドライン」の作成により、地下街等管理者および所有者による地下街等における避難確保・浸水防止措置の実施を支援し、実績値の向上が期待される。
- ・以上から、Bと評価した。

### 担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理国土保全局河川環境課(課長 小俣篤)

関係課：下水道部流域管理官

**業績指標 56**

南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）\*

**評価**

A	目標値：69%（平成32年度） 実績値：46%（平成28年度） 初期値：39%（平成26年度）
---	---

**（指標の定義）**

南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等で、耐震対策等により、背後地の重要な保全対象等の防護が完了する海岸における堤防等（堤防、護岸、胸壁）の整備率＝①／②

①：南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等で、耐震対策等により、背後地の重要な保全対象等の防護が完了する海岸における海岸堤防等の総延長のうち、計画高さまでの整備と耐震性の確保が完了している延長

②：上記対象海岸における海岸堤防等の総延長

**（目標設定の考え方・根拠）**

南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域については、できるだけ早期に海岸堤防等を整備する必要がある。また、東日本大震災の被災地における海岸堤防等の復旧・復興については、平成32年度末までの完了を目指し、工事を推進している状況である。長期的には対象海岸全体で整備率を100%とすることを目標に、当面の目標として平成32年度末までに達成可能な値として設定。

**（外部要因）**

なし

**（他の関係主体）**

農林水産省、地方公共団体等（事業実施主体）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

・第193回国会施政方針演説（平成29年1月20日）「治水対策の他、水害や土砂災害への備え、最先端技術を活用した老朽インフラの維持管理など、事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱化を進めます。」

**【閣議決定】**

・経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日）「国土強靱化基本計画」及び「国土強靱化アクションプラン2016」に基づき、PDCAサイクルを確実に機能させながら国土強靱化の取組を着実に推進する。特に、より多くの地方公共団体で地域計画の策定・実施が図られるよう、関係府省庁の交付金等による支援の内容や適用状況等に関するフォローアップ・見える化を行うなど、支援策の活用を促進を図る。」

・国土強靱化基本計画（平成26年6月3日）「地震・津波、洪水・高潮、火山・土砂災害等の自然災害に対して、河川管理施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備や治山施設の整備等のハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、災害発生時の的確な情報伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。これにより、気候変動等の影響も踏まえ、計画規模を上回る、あるいは整備途上で発生する災害に対しても被害を最小化する。」

・基本方針（平成28年8月3日）「近年、全国各地で自然災害により甚大な被害が発生したことを教訓に、引き続き危機管理対応に万全を期すとともに、事前防災のための国土強靱化を推進する。」

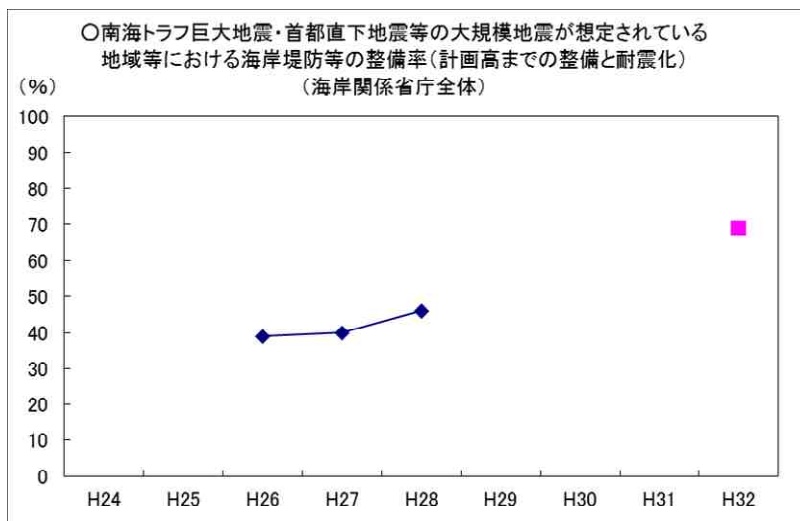
**【閣決（重点）】**

・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H24	H25	H26	H27	H28	
—	—	39%	40%	46%	



### 主な事務事業等の概要

#### 海岸堤防等の耐震化 (◎)

堤防・護岸等の耐震対策等を実施することにより、地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害の防止・軽減を図る。

予算額：海岸事業費 306 億円 (平成 27 年度事業費) の内数

防災・安全交付金 10,851 億円 (平成 27 年度国費) の内数

東日本大震災からの復旧・復興に係る経費 (社会資本整備総合交付金)

1,267 億円 (平成 27 年度) の内数

(うち復興 1,171 億円、全国防災 95 億円)

海岸事業費 237 億円 (平成 28 年度事業費) の内数

防災・安全交付金 10,899 億円 (平成 28 年度国費) の内数

東日本大震災からの復旧・復興に係る経費 (社会資本整備総合交付金)

1,054 億円 (平成 28 年度) の内数

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

##### (指標の動向)

・順調である。指標に係る大きな動向はなく、目標値に向けて施策を推進していく必要がある。

##### (事務事業等の実施状況)

・海岸堤防等の整備に関する予算については、適切に確保できている状況であり、海岸堤防等の着実な整備に取り組んでいるところである。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成 28 年度の実績値は約 46% であり、平成 27 年度と比較して高い伸び率となった。
- ・東日本大震災の被災地における海岸堤防等の復旧・復興については、平成 32 年度末までの完了を目指し、鋭意着工し、工事を推進している状況である。
- ・引き続き、大規模地震が想定されている地域等で、この伸び率を維持して目標値の達成に向け、海岸堤防等の整備を推進する。
- ・以上より、A と評価した。

### 担当課等 (担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局海岸室 (室長 内藤 正彦)、港湾局海岸・防災課 (課長 村岡 猛)

関係課：

## 業績指標 57

最大クラスの津波・高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村の割合（①津波\*、②高潮\*）

評価	
① A	目標値：①100%、②100%（平成32年度） 実績値：①60%、②0%（平成28年度） 初期値：①0%、②—（平成26年度）
② B	

### （指標の定義）

最大クラスの津波・高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市町村の割合（津波＝①/②% 高潮＝③/④%）

- ①：ハザードマップを作成・公表し、訓練等\*を実施した市町村数
- ②：津波災害警戒区域内に存する市町村数
- ③：ハザードマップを作成・公表し、訓練等\*を実施した市町村数
- ④：高潮浸水想定区域内に存する市町村数

※机上訓練、情報伝達訓練等

### （目標設定の考え方・根拠）

ハザードマップ作成のみならず、それを実際に訓練に活用することが必要であることから、その進捗状況を図る指標として、平成32年度までに100%とすることを目標とする

### （外部要因）

なし

### （他の関係主体）

地方自治体（都道府県）（津波浸水想定の設定・公表、津波災害警戒区域の指定、高潮浸水想定区域の指定）

地方自治体（市町村）（ハザードマップ作成・防災訓練実施主体）

### （重要政策）

#### 【施政方針】

- ・第193回国会 施政方針演説（平成29年1月20日）

「治水対策の他、水害や土砂災害への備え、最先端技術を活用した老朽インフラの維持管理など、事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱化を進めます。」

#### 【閣議決定】

- ・基本方針（平成28年8月3日）

「近年、全国各地で自然災害により甚大な被害が発生したことを教訓に、引き続き危機管理対応に万全を期すとともに、事前防災のための国土強靱化を推進する。」

- ・国土強靱化基本計画（平成26年6月3日）

「地震・津波、洪水・高潮、火山・土砂災害等の自然災害に対して、河川管理施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備や治山施設の整備等のハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、災害発生時の的確な情報伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。これにより、気候変動等の影響も踏まえ、計画規模を上回る、あるいは整備途上で発生する災害に対しても被害を最小化する。」

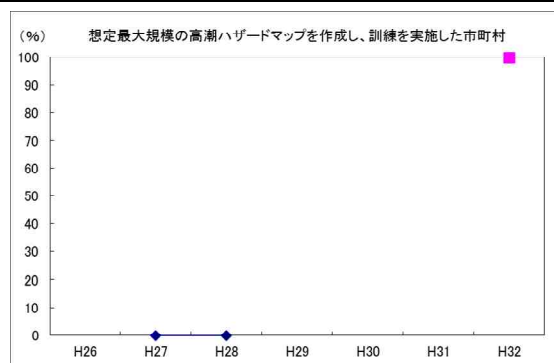
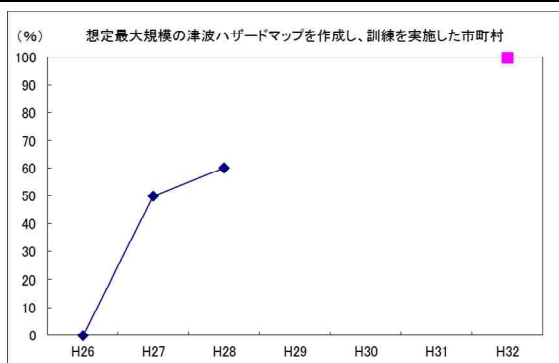
#### 【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

#### 【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H24	H25	H26	H27	H28	
—	—	津波：0 高潮：—	津波：50 高潮：0	津波：60 高潮：0	



## 主な事務事業等の概要

・市区町村の津波・高潮ハザードマップの作成及び公表を支援し、合わせて防災訓練等を実施することで住民の防災意識の向上を促し、津波・高潮発生時における円滑かつ迅速な避難の確保に資するものである。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

平成28年度の実績値は津波ハザードマップについて60%であり、目標達成に向けて順調である。一方、高潮ハザードマップについては0%であり、目標達成に向けて順調でない。

平成24年度より最大クラスの津波浸水想定を踏まえた警戒区域の指定が進んでおり、また「水害ハザードマップ作成の手引き」を活用することで、市町村による津波ハザードマップの作成・公表が促進されることが期待される。

また、平成27年7月の水防法改正を受け、今後想定しうる最大規模の高潮に対する浸水想定区域の指定・公表が制度化され、また「水害ハザードマップ作成の手引き」を活用することで、市町村による高潮ハザードマップの作成・公表も促進するものと考えられる。

加えて、ハザードマップを活用した防災訓練の実施を促していくことで、実績値の向上が見込まれる。

#### (事務事業等の実施状況)

- ・市区町村による津波・高潮ハザードマップの作成を促進するため、平成28年4月に「水害ハザードマップ作成の手引き」を改訂。
- ・平成19年4月に「ハザードマップポータルサイト」を開設。  
(<http://www1.gsi.go.jp/geowww/disapotal/index.html>)

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成28年度の実績値の傾向は、津波ハザードマップについては目標値に向けたトレンドを上回っているが、高潮ハザードマップについてはトレンドを下回っている。今後、ハザードマップ作成率を上げることが課題となるが、「水害ハザードマップ作成の手引き」を活用することで、市区町村による津波・高潮ハザードマップの作成・公表が促進され、ハザードマップを活用した津波および高潮に対する避難訓練等の防災訓練にかかる実績値の向上が期待される。

- ・以上から、津波ハザードマップについてはA、高潮ハザードマップについてはBと評価した。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課： 水管理・国土保全局河川環境課（課長 小俣 篤）